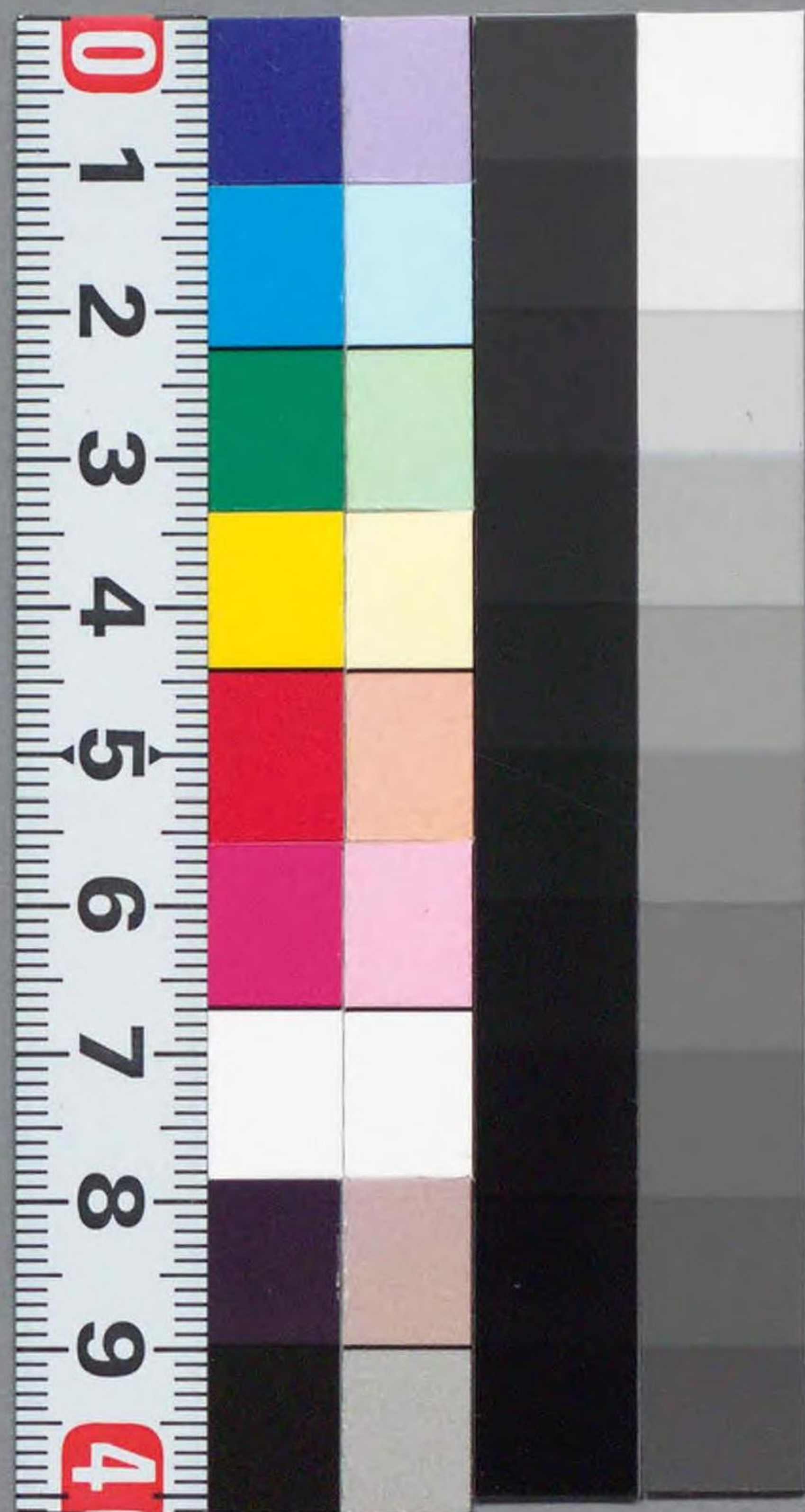



318.452  
N166n4



000K3621









分冊E-46

長野県議会要覽

長野県議会事務局



318.452 N/16m4

目次

地方自治法……………(一)

長野県議会々議規則……………(一七)

長野県議会委員会条例……………(一九五)

長野県議会特別委員会設置について……………(二〇三)

水力発電施設に関する調査特別委員会条例……………(二〇五)

長野県議会傍聴人取締規則……………(二〇七)

長野県議会事務局規程……………(二二三)

長野県議会図書室規程……………(二三五)

長野県議会の定例会を開くべき月の指定……………(二二七)

民事訴訟法(抄)……………(二二九)

長野県議会各派交渉会規約……………(二三五)

目次



K 3621



長野県議会議員慶弔規程……………(一三七)

長野県総合開発審議会条例……………(一三九)

長野県各選挙区において選挙すべき県議会議員の数に関する条例……………(一三三)

議会の議決すべき事件を定める条例……………(一三五)

議会の議決又は住民の一般投票に附すべき財産营造物又は議会の議決に附すべき契約に関する条例……………(一三七)

特別職の職員等の給與に関する条例……………(一四二)

特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例……………(一五二)

長野県実費弁償支給条例……………(一六一)

知事専決処分事項……………(一六三)

附 録

長野県議会議員名簿……………(一六五)

議員宿所及び連絡場所一覽表……………(一六九)

長野県庁機構一覽……………(一七三)

各種委員会名簿……………(一七五)

長野県議会議務局職員名簿……………(一七九)

地方自治法改正経過一覽……………(一八一)





●地方自治法

(沿革は本法末尾に記載)

地方自治法 目次

第一編 総則

第二編 普通地方公共団体

第一章 通則

第二章 住民

第三章 条例及び規則

第四章 選挙

第五章 直接請求

第一節 条例の制定及び監査の請求

第二節 解散及び解職の請求

第六章 議会

第一節 組織

第二節 権限

第三節 招集及び会期

第四節 議長及び副議長

目次

第五節 委員会

第六節 会議

第七節 請願

第八節 議員の辞職及び資格の決定

第九節 紀律

第十節 懲罰

第十一節 議会の事務局及び事務局長、書記長、書記その他の職員

第七章 執行機関

第一節 通則

第二節 普通地方公共団体の長

第一款 地位

第二款 権限

第三款 補助機関

第四款 議会との関係

第五款 他の執行機関との関係

第三節 委員会及び委員

第一款 通則

第二款 教育委員会



第一編 総則

第三款 選挙管理委員会

第四款 監査委員

第五款 人事委員会、公平委員会、公安委員会、

地方労働委員会、農業委員会その他の

委員会

第六款 附属機関

第八章 給与その他の給付

第九章 財務

第一節 財産及び営造物

第二節 収入

第三節 支出

第四節 予算

第五節 出納及び決算

第六節 雑則

第十章 国と普通地方公共団体との関係及び普通地

方公共団体相互間の関係

第十一章 補則

第三編 特別地方公共団体

第一章 特別市

第二章 特別区

第三章 地方公共団体の組合

第四章 財産区

附則

第一編 総則

第一条 この法律は、地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。

第一条の二 地方公共団体は、普通地方公共団体及び特別地方公共団体とする。

2 普通地方公共団体は、都道府県及び市町村とする。

3 特別地方公共団体は、特別市、特別区、地方公共団体の組合及び財産区とする。

第二条 地方公共団体は、法人とする。

2 普通地方公共団体は、その公共事務及び法律又はこれに基づく政令により普通地方公共団体に属するものの外、その区域内におけるその他の行政事務で国の事務に属しないものを処理する。

3 前項の事務を例示すると、概ね次の通りである。但し、法律又はこれに基づく政令に特別の定があるときは、この限りでない。

一 地方公共の秩序を維持し、住民及び滞在者の安全、健康及び福祉を保持すること。

二 公園、運動場、広場、緑地、道路、橋梁、河川、運河、溜池、用排水路、堤防等を設置し若しくは管理し、又はこれらを使用する権利を規制すること。

三 上水道その他の給水事業、下水道事業、電気事業、ガス事業、軌道事業、自動車運送事業、船舶その他の運送事業その他の企業を経営すること。

四 ドック、防波堤、波止場、倉庫、上屋その他の海上または陸上輸送に必要な営造物を設置し若し

くは管理し、又はこれらを使用する権利を規制すること。

五 学校、研究所、試験場、図書館、公民館、博物館、体育館、美術館、物品陳列所、公会堂、劇場、音楽堂その他の教育、学術、文化、勸業に関する営造物を設置し若しくは管理し、又はこれらを使用する権利を規制し、その他教育、学術、文化、勸業に関する事務を行うこと。

六 病院、隔離病舎、療養所、消毒所、産院、住宅、宿泊所、食堂、浴場、共同便所、公益質屋、授産施設、養老施設、救護施設等の保護施設、保育所、養護施設、救護院等の児童福祉施設、身体障害者更生援護施設、留置場、屠場、じんかい処理場、汚物処理場、火葬場、墓地その他の保健衛生、社会福祉等に関する営造物を設置し若しくは管理し、又はこれらを使用する権利を規制すること。

七 清掃、消毒、美化、騒音防止、風俗又は清潔を汚す行為の制限その他の保健衛生、風俗のじゅん

第一編 総則



第一編 総則

- 八 化に関する事項を処理すること。
- 九 防犯、防災、罹災者の救護等を行うこと。
- 十 未成年者、生活困窮者、病人、老衰者、寡婦、身体障害者、浮浪者、精神異常者、めいてい者等を救助し、援護し若しくは看護し、又は更生させること。
- 十一 労働組合、労働争議の調整、労働教育その他労働関係に関する事務を行うこと。
- 十二 森林、牧野、土地、市場、漁場、共同作業場の経営その他公共の福祉を増進するために適当と認められる収益事業を行うこと。
- 十三 治山治水事業、農地開発事業、耕地整理事業、公有水面埋立事業、都市計画事業、不良地区改良事業その他の土地改良事業を施行すること。
- 十四 発明改良又は特産物等の保護奨励その他産業の振興に関する事務を行うこと。
- 十五 史跡、名勝その他の記念物を保護し、又は管理すること。
- 十六 普通地方公共団体の事務の処理に必要な調査を行い、統計を作成すること。
- 十七 住民、滞在者その他必要と認める者に関する戸籍、身分証明及び登録等に関する事務を行うこと。
- 十八 計量器及び各種生産物、家畜等の検査を行うこと。
- 十九 法律の定めるところにより、建築物の構造、設備、敷地及び周密度、空地地区、住居、商業、工業その他住民の業態に基く地域等に関し制限を設けること。
- 二十 法律の定めるところにより、地方公共の目的のために動産及び不動産を使用又は収用すること。
- 二十一 当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整をすること。
- 二十二 法律の定めるところにより、地方税、使用料（普通地方公共団体の経営する企業の徴収する料金を含む。以下同じ。）、手数料、分担金、加

- 入金又は夫役現品を賦課徴収すること。
- 二十三 基本財産又は減債基金その他積立金穀等を設置し、又は管理すること。
- 二十四 第二項の事務の中で法律又はこれに基く政令の定めるところにより都道府県が処理しなければならないものは、この法律又はこれに基く政令に規定のあるものの外、別表第一の通りである。
- 二十五 第二項の事務の中で法律又はこれに基く政令の定めるところにより市町村が処理しなければならないものは、この法律又はこれに基く政令に規定のあるものの外、別表第二の通りである。
- 二十六 普通地方公共団体は、次に掲げるような国の事務を処理することができない。
  - 一 司法に関する事務
  - 二 刑罰及び国の懲戒に関する事務
  - 三 国の運輸、通信に関する事務
  - 四 郵便に関する事務
  - 五 国立の教育及び研究施設に関する事務
  - 六 国立の病院及び療養施設に関する事務
  - 七 国の航行、気象及び水路施設に関する事務
  - 八 国立の博物館及び図書館に関する事務
  - 九 特別地方公共団体は、この法律の定めるところにより、その事務を処理する。
  - 十 地方公共団体に關する法令の規定は、地方自治の本旨に基いて、これを解釈し、及び運用するようになければならない。なお、特別地方公共団体に関する法令の規定は、この法律に定める特別地方公共団体の特性にも照応するようにならなければならない。
  - 十一 地方公共団体は、その事務を処理するに當つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにならなければならない。
  - 十二 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。
  - 十三 地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。なお、市町村及び特別区は、当該

第一編 総則



第二編 普通地方公共団体 第一章 通則

都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。

12 前項の規定に違反して行つた地方公共団体の行為は、これは無効とする。

第三条 地方公共団体の名称は、従來の名称による。

2 都道府県及び特別区の名称を変更しようとするときは、法律でこれを定める。

3 都道府県及び特別市以外の地方公共団体の名称を変更しようとするときは、この法律に特別の定めのあるものを除く外、条例でこれを定め、都道府県知事の許可を得なければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定により許可をしたときは、直ちにその旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。

5 前項の規定による報告があつたときは、内閣総理大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

第四条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを

定めなければならない。

2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに當つては住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

3 第一項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の三分の二以上の者の同意がなければならない。

第二編 普通地方公共団体

第一章 通則

第五条 普通地方公共団体の区域は、従來の区域による。

2 都道府県は、市町村を包括する。

第六条 都道府県の廃置分合又は境界変更をしようとするときは、法律でこれを定める。

2 都道府県の境界にわたつて市町村の境界の変更があつたときは、都道府県の境界も、また、自ら変更

する。従來地方公共団体の区域に属しなかつた地域又は所屬未定地を市町村の区域に編入したときも、また、同様とする。

3 前二項の場合において財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体が協議してこれを定める。但し、法律に特別の定めがあるときは、この限りでない。

4 前項の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

第七条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が、都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。所屬未定地の市町村の区域への編入も、また、同様とする。

2 前項の規定により市の廃置分合をしようとするときは、都道府県知事は、予め内閣総理大臣に協議しなければならない。

3 都道府県の境界にわたる市町村の境界の変更は、

関係のある普通地方公共団体の申請に基き、内閣総理大臣がこれを定める。

4 第一項及び前項の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。

5 第一項、第三項及び前項の申請又は協議については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

6 第一項の規定による届出を受理したとき、又は第三項の規定による処分をしたときは、内閣総理大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

7 第一項または第三項の規定による処分は、前項の規定により告示によりその効力を生ずる。

第七条の二 法律で別に定めるものを除く外、従來地方公共団体の区域に属しなかつた地域を都道府県又は市町村の区域に編入する必要があると認めるときは、内閣がこれを定める。この場合において、利害関係があると認められる都道府県又は市町村があるときは、予めその意見を聴かなければならない。



第一章 通則

- 2 前項の意見については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 3 第一項の規定による処分があつたときは、内閣総理大臣は、直ちにその旨を告示しなければならない。前条第七項の規定は、この場合にこれを準用する。

第八条 市となるべき普通地方公共団体は、左に掲げる要件を具備していなければならない。

- 一 人口三万以上を有すること。
- 二 当該普通地方公共団体の中心の市街地を形成している区域内にある戸数が全戸数の六割以上であること。
- 三 商工業その他の都市的業態に従事する者及びその者と同一世帯に属する者の数が、全人口の六割以上であること。
- 四 前各号に定めるものの外、当該都道府県の条例で定める都市的施設その他の都市としての要件を具備していること。
- 2 町となるべき普通地方公共団体は、当該都道府県

の条例で定める町としての要件を具備していなければならない。

- 3 町村を市とし又は市を町村とする処分は第七条第一項、第二項及び第五項乃至第七項の例により、村を町とし又は町を村とする処分は同条第一項及び第五項乃至第七項の例により、これを行うものとする。

第八条の二 都道府県知事は、市町村が第二条第十項の規定によりその規模の適正化を図るのを援助するため、市町村の廃置分合又は市町村の境界変更の計画を定め、これを関係市町村に勧告することができる。

- 2 前項の計画を定め又はこれを変更しようとするときは、都道府県知事は、関係市町村、当該都道府県の議会、当該都道府県の区域内の市町村の議会又は長の連合組織その他の関係のある機関及び学識経験を有する者等の意見を聴かなければならない。
- 3 前項の関係市町村の意見については、当該市町村の議会の議決を経なければならない。

4 都道府県知事は、第一項の規定により勧告をした

ときは、直ちにその旨を公表するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。

5 内閣総理大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、国の関係行政機関の長に対し直ちにその旨を通知するものとする。

6 第一項の規定による勧告に基く、市町村の廃置分合又は市町村の境界変更については、国の関係行政機関はこれを促進するため必要な措置を講じなければならない。

第九条 市町村の境界に関し争論があるときは、都道府県知事は、関係市町村の申請に基き、これを第二百五十一条の規定による調停に付することができ

る。

2 前項の規定によりすべての関係市町村の申請に基いてなされた調停により市町村の境界が確定しないとき、又は市町村の境界に関し争論がある場合においてすべての関係市町村から裁定を求める旨の申請があるときは、都道府県知事は、関係市町村の境界

について裁定することができる。

3 前項の規定による裁定は、文書を以てこれをし、その理由を附けてこれを関係市町村に交付しなければならない。

4 第一項又は第二項の申請については、関係市町村の議会の議決を経なければならない。

5 第一項の規定による調停又は第二項の規定による裁定により市町村の境界が確定したときは、都道府県知事は、直ちにその旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

6 前項の規定による届出を受理したとき、又は第十項の規定による通知があつたときは、内閣総理大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

7 前項の規定による告示があつたときは、関係市町村の境界について第七条第一項又は第三項及び第六項の規定による処分があつたものとみなし、これらの処分の効力は、当該告示により生ずる。

8 第二項の規定による都道府県知事の裁定に不服が



## 第一章 通則

あるときは、関係市町村は、裁定書の交付を受けた日から三十日以内に裁判所に出訴することができる。

9 市町村の境界に関し争論がある場合において、都道府県知事が第一項の規定による調停又は第二項の規定による裁定に適しないと認めてその旨を通知したときは、関係市町村は、裁判所に市町村の境界の確定の訴を提起することができる。第一項又は第二項の規定による申請をした日から九十日以内に、第一項の規定による調停に付されないとき、若しくは同項の規定による調停により市町村の境界が確定しないとき、又は第二項の規定による裁定がないときも、また、同様とする。

10 前項の規定による訴訟の判決が確定したときは、当該裁判所は、直ちに判決書の写を添えてその旨を内閣総理大臣及び関係のある都道府県知事に通知しなければならない。

11 前十項の規定は、政令の定めるところにより、市町村の境界の変更に關し争論がある場合にこれを準

用する。

第九条の二 市町村の境界が判明でない場合において、その境界に関し争論がないときは、都道府県知事は、関係市町村の意見を聴いてこれを決定することができる。

2 前項の規定による決定は、文書を以てこれをし、その理由を附けてこれを関係市町村に交付しなければならない。

3 第一項の意見については、関係市町村の議会の議決を経なければならない。

4 第一項の規定による都道府県知事の決定に不服があるときは、関係市町村は、決定書の交付を受けた日から三十日以内に裁判所に出訴することができる。

5 第一項の規定による決定が確定したときは、都道府県知事は、直ちにその旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

6 前条第六項及び第七項の規定は、前項の規定による届出があつた市町村の境界の決定にこれを準用する。

## 第二章 住民

第十条 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。

2 住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の財産及び營造物を共用する権利を有し、その負担を分任する義務を負う。

第十一条 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の選挙に参与する権利を有する。

第十二条 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の条例（地方税、分担金、使用料及び手数料の賦課徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃を請求する権利を有する。

2 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の事務の監査を請求する権利を有する。

第十三条 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、

この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の議会の解散を請求する権利を有する。

2 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の議会の議員、長、副知事若しくは助役、出納長若しくは収入役、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職を請求する権利を有する。

3 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の教育委員会の委員の解職を請求する権利を有する。

## 第三章 条例及び規則

第十四条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に關し、条例を制定することができる。

2 普通地方公共団体は、行政事務の処理に關しては、法令に特別の定があるものを除く外、条例でこ



### 第三章 条例及び規則

- れを定めなければならない。
- 3 都道府県は、市町村の行政事務に関し、法令に特別の定があるものを除く外、条例で必要な規定を設けることができる。
  - 4 行政事務に関する市町村の条例が前項の規定による都道府県の条例に違反するときは、当該市町村の条例は、これを無効とする。
  - 5 普通地方公共団体は、法令に特別の定があるものを除く外、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、十万円以下の罰金、拘留、科料又は没収の刑を科する旨の規定を設けることができる。
  - 6 前項の罪に関する事件は、国の裁判所がこれを管轄する。
  - 第十五条 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。
  - 2 普通地方公共団体の長は、法令に特別の定があるものを除く外、普通地方公共団体の規則中に、規則

に特別の定があるときは、この限りでない。

### 第四章 選挙

- 第十七条 普通地方公共団体の議会の議員及び長は、別に法律の定めるところにより、選挙人が投票によりこれを選挙する。
- 第十八条 日本国民たる年齢満二十年以上の者で三月以來市町村の区域内に住所を有するものは、別に法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。
- 第十九条 普通地方公共団体の議会の議員の選挙権を有する者で年齢満二十五年以上のものは、別に法律の定めるところにより、普通地方公共団体の議会の議員の被選挙権を有する。
- 2 日本国民で年齢満三十年以上のものは、別に法律の定めるところにより、都道府県知事の被選挙権を有する。
- 3 日本国民で年齢満二十五年以上のものは、別に法律の定めるところにより、市町村長の被選挙権を有する。

### 第二編 普通地方公共団体

に違反した者に対し、二千円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

- 第十六条 普通地方公共団体の議会の議長は、条例の制定又は改廃の議決があつたときは、その日から三日以内にこれを当該普通地方公共団体の長に送付しなければならない。
- 2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により条例の送付を受けた場合において、再議その他の措置を講ずる必要がないと認めるときは、その日から二十日以内にこれを公布しなければならない。
- 3 条例は、条例に特別の定があるものを除く外、公布の日から起算して十日を経過した日から、これを施行する。
- 4 当該普通地方公共団体の長の署名、施行期日の特別その他条例の公布に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。
- 5 前二項の規定は、普通地方公共団体の規則並びにその機関の定める規則及びその他の規程で公表を要するものにこれを準用する。但し、法令又は条例

する。

- 第二十条 普通地方公共団体の教育委員会の委員は、普通地方公共団体の議会の議員の選挙権を有する者で年齢満二十五年以上のものについて、別に法律の定めるところにより、普通地方公共団体の議会の議員の選挙権を有する者が投票によりこれを選挙する。

### 第二十一条乃至第七十三条 削除

### 第五章 直接請求

#### 第一節 条例の制定及び監査の請求

- 第七十四条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）は、政令の定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者を連署を以て、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税、分担金、使用料及び手数料の賦課徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。
- 2 前項の請求があつたときは、当該普通地方公共団



第五章 直接請求 第一節 条例の制定及び監査の請求

体の長は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、第一項の請求を受理した日から二十日以内に議会を招集し、意見を附けてこれを議会に付議し、その結果を同項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

4 第一項の選挙権を有する者とは、選挙人名簿確定の日においてこれを記載された者とし、その総数の五十分の一の数は、当該普通地方公共団体の選挙管理委員会において、選挙人名簿確定後直ちにこれを告示しなければならない。

第七十四条の二 条例の制定又は改廃の請求者の代表者は、条例の制定又は改廃の請求者の署名簿を市町村の選挙管理委員会に提出してこれに署名し印をおした者が選挙人名簿に記載された者であることの証明を求めなければならない。この場合においては、当該市町村の選挙管理委員会は、その日から二十日以内に審査を行い、署名の効力を決定し、その旨を証明しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定による署名簿の署名の証明が終了したときは、その日から七日間、その指定した場所において署名簿を関係人の縦覧に供さなければならない。

3 前項の署名簿の縦覧の期間及び場所については、市町村の選挙管理委員会は、予めこれを告示し、且つ、公衆の見易い方法によりこれを公表しなければならない。

4 署名簿の署名に関し異議があるときは、関係人は、第二項の規定による縦覧期間内に当該市町村の選挙管理委員会にこれを申し立てることができる。

5 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定による異議の申立を受けた場合においては、その申立を受けた日から十四日以内にこれを決定しなければならない。この場合において、その申立を正当であると決定したときは、直ちに第一項の規定による証明を修正し、その旨を申立人及び関係人に通知し、併せてこれを告示し、その申立を正当でないと決定したときは、直ちにその旨を申立人に通知しなければならない。

6 市町村の選挙管理委員会は、第二項の規定による縦覧期間内に関係人の異議の申立がないとき、または前項の規定によるすべての異議についての決定をしたときは、その旨及び有効署名の総数を告示するとともに、署名簿を条例の制定又は改廃の請求者の代表者に返付しなければならない。

7 都道府県の条例の制定又は改廃の請求者の署名簿の署名に関し第五項の規定による決定に不服がある者は、その決定のあつた日から十日以内に都道府県の選挙管理委員会に訴願することができる。

8 市町村の条例の制定又は改廃の請求者の署名簿の署名に関し第五項の規定による決定に不服がある者は、その決定のあつた日から十四日以内に地方裁判所に出訴することができる。その判決に不服がある者は、控訴することはできないが最高裁判所に上告することができる。

9 第七項の規定による訴願の裁決に不服がある者は、その裁決書の交付を受けた日から十四日以内に高等裁判所に出訴することができる。

10 訴願の裁決又は判決が確定したときは、当該都道府県の選挙管理委員会又は当該裁判所は、直ちに裁決書又は判決書の写を関係市町村の選挙管理委員会に送付しなければならない。この場合においては、送付を受けた当該市町村の選挙管理委員会は、直ちに条例の制定又は改廃の請求者の代表者にその旨を通知しなければならない。

11 署名簿の署名に関する争訟については、訴願の裁決は訴願を受理した日から二十日以内にこれをするものとし、訴訟の判決は事件を受理した日から百日内にこれをするように努めなければならない。

第七十四条の三 条例の制定又は改廃の請求者の署名で左に掲げるものは、これを無効とする。

- 一 法令の定める成規の手續によらない署名
- 二 何人であるかを確認し難い署名

2 前条第四項の規定により詐偽又は強迫に基く旨の異議の申立があつた署名で市町村の選挙管理委員会がその申立を正当であると決定したものは、これを無効とする。



第五章 直接請求 第一節 条例の制定及び監査の請求

3 市町村の選挙管理委員会は、署名の効力を決定する場合において必要があると認めるときは、関係人の出頭及び証言を求めることができる。

4 第百条第二項、第三項、第七項及び第八項の規定は、前項の規定による関係人の出頭及び証言にこれを準用する。

第七十四条の四 条例の制定又は改廃の請求者の署名に関し、署名権者又は署名運動者に対し暴行若しくは威力を加え又はこれを拐引した者、交通若しくは集会の便を妨げ又は演説を妨害しその他偽計詐術等不正の方法を以て署名の自由を妨害した者、又は署名権者若しくは署名運動者又はその関係ある杜寺、学校、会社、組合、市町村等に対する用水、小作、債権、寄附その他特殊の利害関係を利用して署名権者又は署名運動者を威逼した者は、四年以下の懲役若しくは禁錮又は七万五千円以下の罰金に処する。

2 条例の制定若しくは改廃の請求者の署名を偽造し若しくはその数を増減した者又は署名簿その他の又は条例に基く委員会又は委員の権限に属する事務の執行に関し、監査の請求をすることができらる。

2 前項の請求があつたときは、監査委員は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。

3 監査委員は第一項の請求に係る事項につき監査し、その結果を同項の代表者に通知し、且つ、これを公表するとともに、当該普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、地方労働委員会、農業委員会その他法令又は条例に基く委員会又は委員に報告しなければならない。

4 監査委員を置かない市町村においては、第一項の請求は、市町村長に対してこれをし、前二項の規定による監査委員の職務は、当該普通地方公共団体の長に対する報告に関するものを除く外、市町村長がこれを行う。

5 第七十四条第四項の規定は、第一項の選挙権を有

第二編 普通地方公共団体

条例の制定若しくは改廃の請求に必要な関係書類を抑留、き壊若しくは奪取した者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五万円以下の罰金に処する。

3 条例の制定又は改廃の請求に関し、政令で定める請求書及び請求代表者証明書を附していない署名簿、政令で定める署名を求めるための請求代表者の委任状を附していない署名簿その他法令の定める成規の手續によらない署名簿を用いて署名を求めた者又は政令で定める署名を求めることができる期間の経過後に署名を求めた者は、一万円以下の罰金に処する。

第七十五条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署を以て、その代表者から、普通地方公共団体の監査委員に対し、当該普通地方公共団体の経営に係る事業の管理、出納その他の当該普通地方公共団体の事務並びに当該普通地方公共団体の長及び教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、地方労働委員会、農業委員会その他法令

する者及びその総数の五十分の一の数に、第七十四条の二乃至前条の規定は、同項の規定による請求者の署名にこれを準用する。

第二節 解散及び解職の請求

第七十六条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一以上の者の連署を以て、その代表者から普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該普通地方公共団体の議会の解散の請求をすることができる。

2 前項の請求があつたときは、委員会は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。

3 第一項の請求があつたときは、委員会は、これを選挙人の投票に付さなければならない。

4 第七十四条第四項の規定は、第一項の選挙権を有する者及びその総数の三分の一の数に、第七十四条の二乃至第七十四条の四の規定は、同項の規定による請求者の署名にこれを準用する。

第七十七条 解散の投票の結果が判明したときは、選挙管理委員会は、直ちにこれを前条第一項の代表者



第五章 直接請求 第二節 解散及び解職の請求

及び当該普通地方公共団体の議会の議長に通知し、且つ、これを公表するとともに、都道府県にあつては都道府県知事及び自治庁長官、市町村にあつては市町村長及び都道府県知事に報告しなければならぬ。その投票の結果が確定したときも、また、同様とする。

第七十八條 普通地方公共団体の議会は、第七十六條第三項の規定による解散の投票において過半数の同意があつたときは、解散するものとする。

第七十九條 第七十六條第一項の規定による普通地方公共団体の議会の解散の請求は、その議会の議員の一般選挙のあつた日から一年間及び同条第三項の規定による解散の投票のあつた日から一年間は、これを行うことができない。

第八十條 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、所属の選挙区におけるその総数の三分の一以上の者の連署を以て、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該選挙区に属する普通地方公共団体の議会の議員の解職の請求を

することができる。この場合において選挙区がないときは、選挙権を有する者の総数の三分の一以上の者の連署を以て、議員の解職の請求をすることができる。

2 前項の請求があつたときは、委員会は、直ちに請求の要旨を関係区域内に公表しなければならない。

3 第一項の請求があつたときは、委員会は、これを当該選挙区の選挙人の投票に付さなければならぬ。この場合において選挙区がないときは、すべての選挙人の投票に付さなければならない。

4 第七十四條第四項の規定は、第一項の選挙権を有する者及びその総数の三分の一の数の、第七十四條の二乃至第七十四條の四の規定は、同項の規定による請求者の署名にこれを準用する。

第八十一條 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一以上の者の連署を以て、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該普通地方公共団体の長の解職の請求をすることができる。

2 第七十四條第四項の規定は、前項の選挙権を有する者及びその総数の三分の一の数の、第七十四條の二乃至第七十四條の四の規定は、前項の規定による

請求者の署名に、第七十六條第二項及び第三項の規定は、前項の請求にこれを準用する。

第八十二條 第八十條第三項の規定による解職の投票の結果が判明したときは、普通地方公共団体の選挙管理委員会は、直ちにこれを同条第一項の代表者並びに当該普通地方公共団体の議会の関係議員及び議長に通知し、且つ、これを公表するとともに、都道府県にあつては都道府県知事及び自治庁長官、市町村にあつては市町村長及び都道府県知事に報告しなければならぬ。その投票の結果が確定したときも、また、同様とする。

2 前条第二項の規定による解職の投票の結果が判明したときは、委員会は、直ちにこれを同条第一項の代表者並びに当該普通地方公共団体の長及び議会の議長に通知し、且つ、これを公表するとともに、都道府県及び市にあつては自治庁長官、町村にあつて

は都道府県知事に報告しなければならない。その投票の結果が確定したときも、また、同様とする。

第八十三條 普通地方公共団体の議会の議員又は長は、第八十條第三項又は第八十一條第二項の規定による解職の投票において、過半数の同意があつたときは、その職を失う。

第八十四條 第八十條第一項又は第八十一條第一項の規定による普通地方公共団体の議会の議員又は長の解職の請求は、その就職の日から一年間及び第八十條第三項又は第八十一條第二項の規定による解職の投票の日から一年間は、これを行うことができない。但し、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百條第四項の規定により当選人と定められ普通地方公共団体の議会の議員又は長となつた者に対する解職の請求は、その就職の日から一年以内においても、これを行うことができる。

第八十五條 政令で特別の定をするものを除く外、公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定は、第七十六條第三項の規定による解散の投票並び



第五章 直接請求 第二節 解散及び解職の請求

に第八十条第三項及び第八十一条第二項の規定による解職の投票にこれを準用する。

2 前項の投票は、政令の定めるところにより、普通地方公共団体の選挙と同時にこれを行うことができる。

第八十六条 選挙権を有する者（都道府県公安委員会の委員については、当該都道府県国家地方警察の管轄区域内において選挙権を有する者）は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一以上の者の連署を以て、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、副知事若しくは助役、出納長若しくは収入役、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求をすることができる。

2 前項の請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。

3 第一項の請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、これを議会に付議し、その結果を同項の代表者及び関係者に通知し、且つ、これを公表す

るとともに、都道府県にあつては自治庁長官、市町村にあつては都道府県知事に報告しなければならない。

4 第七十四条第四項の規定は、第一項の選挙権を有する者及びその総数の三分の一の数に、第七十四条の二乃至第七十四条の四の規定は、同項の規定による請求者の署名にこれを準用する。

第八十七条 前条第一項に掲げる職に在る者は、同条第三項の場合において、当該普通地方公共団体の議会の議員の三分の二以上の者が出席し、その四分の三以上の者の同意があつたときは、その職を失う。

2 第一百八条第五項の規定は、前条第三項の規定による議決についてこれを準用する。

第八十八条 第八十六条第一項の規定による副知事若しくは助役又は出納長若しくは収入役の解職の請求は、その就職の日から一年間及び同条第三項の規定による議会の議決の日から一年間は、これを行うことができない。

2 第八十六条第一項の規定による選挙管理委員若し

くは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求は、その就職の日から六箇月間及び同条第三項の規定による議会の議決の日から六箇月間は、これを行うことができない。

第六章 議会

第一節 組織

第八十九条 普通地方公共団体に議会を置く。

第九十条 都道府県の議会の議員の定数は、人口七十万未満の都道府県にあつては四十人とし、人口七十万以上百万未満の都道府県にあつては人口五万、人口百万以上の都道府県にあつては人口七万を加えるごとに各々議員一人を増し、百二十人を以て定限とする。

2 前項の議員の定数は、条例で特にこれを減少することができる。

3 前二項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。

第九十一条 市町村の議会の議員の定数は、左の通り

とし、人口三十万以上五十万未満の市にあつては人口十万人、人口五十万以上の市にあつては人口二十万人を加えるごとに各々議員四人を増し、百人を以て定限とする。

- 一 人口二千未満の町村 十二人
- 二 人口二千以上五千未満の町村 十六人
- 三 人口五千以上一万未満の町村 二十二人
- 四 人口一万以上二万未満の町村 二十六人
- 五 人口五万未満の市及び人口二万以上の町村 三十人
- 六 人口五万以上十五万未満の市 三十六人
- 七 人口十五万以上二十万未満の市 四十人
- 八 人口二十万以上三十万未満の市 四十四人
- 九 人口三十万以上の市 四十八人

2 前項の議員の定数は、条例で特にこれを減少することができる。

3 前二項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。

4 第七条第一項又は第二項の規定による処分によ



第六章 議会 第一節 組織 第二節 権限

り、著しく人口の増減があつた市町村においては、前項の規定にかかわらず、議員の任期中においても、条例で、議員の定数を増減することができる。但し、新人口に基づく第一項の議員の定数を超えて増加することはできない。

5 前項の規定により議員の任期中にその定数を減少した場合において当該市町村の議会の議員の職に在る者の数がその減少した定数を超えているときは、当該議員の任期中は、その数を以て定数とする。但し、議員に欠員を生じたときは、これに依じて、その定数は、当該定数に至るまで減少するものとする。

第九十二条 普通地方公共団体の議会の議員は、衆議院議員又は参議院議員と兼ねることができない。

2 普通地方公共団体の議会の議員は地方公共団体の議会の議員及び常勤の職員と兼ねることができない。

第九十三条 普通地方公共団体の議会の議員の任期は、四年とする。

五 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除く外、違法に賦課又は徴収された地方税、使用料、手数料、分担金、加入金又は夫役現品の払戻に關すること。

六 基本財産又は減債基金その他積立金數等の設置、管理及び処分に関すること。

七 条例で定める財産の取得又は処分及び营造物の設置又は処分をすること。

八 歳入歳出予算を以て定めるものを除く外、あらたに義務の負担をし、負担附寄附又は贈与を受け、及び権利を放棄すること。

九 条例で定める契約を結ぶこと。

十 普通地方公共団体がその当事者である異議の申立、訴願、訴訟、和解、斡旋、調停及び仲裁に關すること。

十一 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

十二 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の綜合調整に關すること。

第二編 普通地方公共団体

2 前項の任期の起算、補欠議員の在任期間及び議員の定数に異動を生じたためあらたに選挙された議員の在任期間については、公職選挙法第二百五十八条第一項並びに第二百六十条第一項及び第二項の定めるところによる。

第九十四条 町村は、条例で、第八十九条の規定にかかわらず、議会を置かず、選挙権を有する者の總會を設けることができる。

第九十五条 前条の規定による町村總會に關しては、町村の議会に關する規定を準用する。

第二節 権限

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、左に掲げる事件を議決しなければならない。

一 条例を設け又は改廃すること。

二 歳入歳出予算を定めること。

三 決算報告を認定すること。

四 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除く外、地方税、使用料、手数料、分担金、加入金又は夫役現品の賦課徴収にすること。

十三 その他法律又はこれに基づく政令により議会の権限に属する事項。

2 前項に定めるものを除く外、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件につき議会の議決すべきものを定めることができる。

第九十七条 普通地方公共団体の議会は、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する選挙を行わなければならない。

2 議会は、歳入歳出予算について、増額してこれを議決することを妨げない。但し、普通地方公共団体の長の歳入歳出予算の提出の権限を侵すことはできない。

第九十八条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務に關する書類及び計算書を檢閲し、当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、地方労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法令又は条例に基づく委員会又は委員の報告を請求して事務の管理、議決の執行及び出納を檢査す



ることができる。  
2 議会は、監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務に関する監査を求め、その結果の報告を請求することができる。

第九十九条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、地方労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法令又は条例に基く委員会又は委員に委任された国、他の地方公共団体その他公共団体の事務に関し、当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、地方労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法令又は条例に基く委員会又は委員の説明を求め、又はこれに対し意見を述べることができる。  
2 議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を関係行政庁に提出することができる。

第一百条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。

2 民事訴訟に関する法令の規定中証人の訊問に関する規定は、この法律に特別の定があるものを除く外、前項の規定により議会在当該普通地方公共団体の事務に関する調査のため選挙人その他の関係人の証言を請求する場合に、これを準用する。但し、勾引または過料に関する規定は、この限りでない。  
3 第一項の規定により出頭又は記録の提出の請求を受けた選挙人その他の関係人が、正当の理由がないのに、議会に出頭せず若しくは記録を提出しないとき又は証言を拒んだときは、六箇月以下の禁錮又は五千元以下の罰金に処する。  
4 議会は、選挙人その他の関係人が公務員たる地位において知り得た事実については、その者から職務上の秘密に属するものである旨の申立を受けたときは、当該官公署の承認がなければ、当該事実に関する証言又は記録の提出を請求することができない。  
この場合において当該官公署が承認を拒むときは、その理由を説明しなければならない。  
5 議会が前項の規定による説明を理由がないと認めるときは、当該官公署に対し、当該証言又は記録の提出が公の利益を害する旨の声明を要求することができる。  
6 当該官公署が前項の規定による要求を受けた日から二十日以内に声明をしないときは、選挙人その他の関係人は、証言又は記録の提出をしなければならない。  
7 第二項において準用する民事訴訟に関する法令の規定により宣誓した選挙人その他の関係人が虚偽の陳述をしたときは、これを三箇月以上五年以下の禁錮に処する。  
8 前項の罪を犯した者が議会において調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、その刑を減輕し又は免除することができる。  
9 議会は、選挙人その他の関係人が、第三項又

は第七項の罪を犯したものと認めるときは、告発しなければならない。但し、虚偽の陳述をした選挙人その他の関係人が、議会の調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、告発しないことができる。  
10 議会が第一項の規定による調査を行うため当該普通地方公共団体の区域内の団体等に対し照会をし又は記録の送付を求めたときは、当該団体等は、その求めに応じなければならない。  
11 議会は、第一項の規定による調査を行う場合においては、予め、予算の定額の範囲内において、当該調査のため要する経費の額を定めて置かなければならない。その額を超えて経費の支出を必要とするときは、更に議決を経なければならない。  
12 政府は、都道府県の議会に官報及び政府の刊行物を、市町村の議会に官報及び市町村に特に関係があると認める政府の刊行物を送付しなければならない。

13 都道府県は、当該都道府県の区域内の市町村の議



第六章 議会 第二節 権限 第三節 招集及び会期 第四節 議長及び副議長

会及び他の都道府県の議会に、公報及び適当と認め  
る刊行物を送付しなければならない。

14 議会は、議員の調査研究に資するため、図書室を  
付置し前二項の規定により送付を受けた官報、公報  
及び刊行物を保管して置かなければならない。

15 前項の図書室は、一般にこれを利用させることが  
できる。

第三節 招集及び会期

第一百一条 普通地方公共団体の議会は、普通地方公共  
団体の長がこれを招集する。議員定数の四分の一以  
上の者から会議に付議すべき事件を示して臨時会の  
招集の請求があるときは、当該普通地方公共団体の  
長は、これを招集しなければならない。

2 招集は、開会の日前、都道府県及び市にあつては  
七日、町村にあつては三日までにこれを告示しなけ  
ればならない。但し、急施を要する場合は、この限  
りでない。

第一百二条 普通地方公共団体の議会は、定例会及び臨  
時会とする。

2 定例会は、毎年四回これを招集しなければならない。  
い。

3 臨時会は、必要がある場合において、その事件に  
限りこれを招集する。

4 臨時会に付議すべき事件は、普通地方公共団体の  
長が予めこれを告示しなければならない。

5 臨時会の開会中に急施を要する事件があるとき  
は、前二項の規定にかかわらず、直ちにこれを会議  
に付議することができる。

6 普通地方公共団体の議会の会期及びその延長並び  
にその開閉に関する事項は、議会がこれを定める。

第四節 議長及び副議長

第一百三條 普通地方公共団体の議会は、議員の中から  
議長及び副議長一人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、議員の任期による。

第一百四條 普通地方公共団体の議会の議長は、議場の  
秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理  
し、議会を代表する。

第一百五條 普通地方公共団体の議会の議長は、委員会

に出席し、発言することができる。

第一百六條 普通地方公共団体の議会の議長に事故があ  
るとき、又は議長が欠けたときは、副議長が議長の  
職務を行う。

2 議長及び副議長とともに事故があるときは、仮議  
長を選挙し、議長の職務を行わせる。

3 議会は、仮議長の選任を議長に委任することがで  
きる。

第一百七條 第一百三條第一項及び前条第二項の規定によ  
る選挙を行う場合において、議長の職務を行う者が  
ないときは、年長の議員が臨時に議長の職務を行  
う。

第一百八條 普通地方公共団体の議会の議長及び副議長  
は、議会の許可を得て辞職することができる。但  
し、副議長は、議会の閉会中においては、議長の許  
可を得て辞職することができる。

第五節 委員

第一百九條 普通地方公共団体の議会は、条例で常任委  
員会を置くことができる。

2 常任委員会は、会期の始めに議会において選任  
し、条例に特別の定がある場合を除く外、議員の任  
期中在任する。

3 常任委員会は、普通地方公共団体の事務に関する  
部門ごとにこれを設けることができる。

4 常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公  
共団体の事務に関する調査を行い、議案、陳情等を  
審査する。

5 常任委員会は、予算その他重要な議案、陳情等に  
ついて公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は  
学識経験を有する者等から意見を聴くことができ  
る。

6 常任委員会は、議会の議決により特に付議された  
事件については、閉会中も、なお、これを審査する  
ことができる。

第一百十條 普通地方公共団体の議会は、条例で特別委  
員会を置くことができる。

2 特別委員は、議会において選任し、委員会に付議  
された事件が議会において審議されている間在任す



る。

3 特別委員会は、会期中に限り、議会の議決により付議された事件を審査する。但し、議会の議決により特に付議された事件については、閉会中も、なお、これを審査することを妨げない。

4 前条第五項の規定は、特別委員会にこれを準用する。

第百十一条 前二条に定めるものを除く外、常任委員会及び特別委員会に關し必要な事項は、条例でこれを定める。

第六節 議会

第百十二条 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、歳入歳出予算については、この限りでない。

2 前項の規定による議案の提出は、文書を以てこれをしなければならない。

第百十三条 普通地方公共団体の議会は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開くこ

とができない。但し、第百十七条の規定による除斥のため、半数に達しないとき、同一の事件につき再度招集してもなお半数に達しないとき、または招集に応じても出席議員が定数を欠き議長において出席を催告してもなお半数に達しないとき若しくは半数に達してもその後半数に達しなくなつたときは、この限りでない。

第百十四条 普通地方公共団体の議会の議員の定数の半数以上の者から請求があるときは、議長は、その日の会議を開かなければならない。この場合において議長がなお会議を開かないときは、第百六条第一項または第二項の例による。

2 前項の規定により会議を開いたとき、又は議員中に異議があるときは、議長は、会議の議決によらない限り、その日の会議を閉じ又は中止することができる。第百十五条 普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する。但し、議長又は議員三人以上の発議により、出席議員の三分の二以上の多数で議決した

ときは、秘密会を開くことができる。

2 前項但書の議長又は議員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。

第百十六条 この法律に特別の定がある場合を除く外、普通地方公共団体の議会の議事は、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合においては、議長は、議員として議決に加わる権利を有しない。

第百十七条 普通地方公共団体の議会の議長及び議員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身に關する事件については、その議事に参与することができない。但し、議会の同意があつたときは、会議に出席し、発言することができる。

第百十八条 法律又はこれに基く政令により普通地方公共団体の議会において行ふ選挙については、公職選挙法第四十六条、第四十八条、第六十八条第一項及び普通地方公共団体の議会の議員の選挙に關す

る第九十五条の規定を準用する。その投票の効力に關し異議があるときは、議会がこれを決定する。

2 議会は、議員中に異議がないときは、前項の選挙につき指名推選の方法を用いることができる。

3 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人を以て当選人と定めるべきかどうかを会議に諮り、議員の全員の同意があつた者を以て当選人とする。

4 一の選挙を以て二人以上を選挙する場合においては、被指名人を区分して前項の規定を適用してはならない。

5 第一項の規定による決定に不服がある者は、決定のあつた日から二十一日以内に議会被告として裁判所に告訴することができる。

6 第一項の規定による決定は、文書を以てし、その理由を附けてこれを本人に交付しなければならない。

第百十九条 会期中に議決に至らなかつた事件は、後會に継続しない。

第百二十条 普通地方公共団体の議会は、会議規則を



第六章 議会 第六節 会議 第七節 請願 第八節 議員の辞職及び資格の決定

設けなければならない。

第二百一十條 普通地方公共団体の長、教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長又は公平委員会の委員長、公安委員会の委員、地方労働委員会の委員、農業委員会の会長及び監査委員その他法令又は条例に基く委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者は、説明のため議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならない。

第二百二十二條 普通地方公共団体の長は、議会に、予算に関する説明書その他当該普通地方公共団体の事務に関する説明書を提出することができる。

第二百二十三條 議長は、事務局長又は書記長（書記長を置かない町村においては書記）をして会議録を調製し、会議の次第及び出席議員の氏名を記載させなければならない。

2 会議録には、議長及び議会において定めた二人以上の議員が署名しなければならない。

中においては、議長の許可を得て辞職することができる。

第二百二十七條 普通地方公共団体の議会の議員が被選挙権を有しない者であるときは、その職を失う。その被選挙権の有無は、議員が公職選挙法第十一条又は同法第二百五十二条の規定に該当するため被選挙権を有しない場合を除く外、議会がこれを決定する。この場合においては、出席議員の三分の二以上の多数によりこれを決定しなければならない。

2 都道府県の議会の議員は、住所を移したため被選挙権を失つても、その住所が同一都道府県の区域内に在るときは、そのためにその職を失うことはない。

3 第一項の場合においては、議員は、第一百七十七条の規定にかかわらず、その会議に出席して自己の資格に關し弁明することはできるが決定に加わることができない。

4 第一百八条第五項及び第六項の規定は、第一項の場合にこれを準用する。

第二編 普通地方公共団体

3 議長は、会議録の写を添えて会議の結果を普通地方公共団体の長及び都道府県にあつては自治庁長官、市町村にあつては都道府県知事に報告しなければならない。

第七節 請願

第二百二十四條 普通地方公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。

第二百二十五條 普通地方公共団体の議会は、その採択した請願で当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、地方労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法令又は条例に基く委員会又は委員において措置することが適当と認めるものは、これらの者にこれを送付し、且つ、その請願の処理の経過及び結果の報告を請求することができる。

第八節 議員の辞職及び資格の決定

第二百二十六條 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の許可を得て辞職することができる。但し、閉会

第二百二十八條 普通地方公共団体の議会の議員は、公職選挙法第二百二条第一項若しくは第二百六条第一項の異議の申立、第二百二条第二項若しくは第二百六条第二項の訴願の提起、第二百三条第一項、第二百七条第一項若しくは第二百十條から第二百十二條までの訴訟の提起に対する決定、裁決又は判決が確定するまでは、その職を失わない。

第九節 紀律

第二百二十九條 普通地方公共団体の議会の会議中この法律又は会議規則に違反しその他議場の秩序を乱す議員があるときは、議長は、これを制止し、又は発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その日の会議が終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

2 議長は、議場が騒然として整理することが困難であると認めるときは、その日の会議を閉じ、又は中止することができる。

第二百三十條 傍聴人が公然と可否を表明し、又は騒ぎ立てる等会議を妨害するときは、普通地方公共団体



第九節 紀律 第十節 懲罰

の議会の議長は、これを制止し、その命令に従わな  
いときは、これを退場させ、必要がある場合におい  
ては、これを当該警察官又は警察吏員に引き渡すこ  
とができる。

2 傍聴席が騒がしいときは、議長は、すべての傍聴  
人を退場させることができる。

3 前二項に定めるものを除く外、議長は、傍聴人の  
取締りに関し必要な規則を設けなければならない。

第三十一条 議場の秩序を乱し又は会議を妨害する  
ものがあるときは、議員は、議長の注意を喚起する  
ことができる。

第三十二条 普通地方公共団体の議会においては、  
議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活に  
わたる言論をしてはならない。

第三十三条 普通地方公共団体の議会の会議又は委  
員会において、侮辱を受けた議員は、これを議会で  
訴えて処分を求めることができる。

第十節 懲罰

第三十四条 普通地方公共団体の議会は、この法律

及び会議規則に違反した議員に対し、議決により懲  
罰を科することができる。

2 懲罰に關し必要な事項は、会議規則中にこれを定  
めなければならない。

第三十五条 懲罰は、左の通りとする。

- 一 公開の議場における戒告
- 二 公開の議場における陳謝
- 三 一定期間の出席停止
- 四 除名

2 前項第四号の除名については、当該普通地方公共  
団体の議会の議員の三分の二以上の者が出席し、そ  
の四分の三以上の者の同意がなければならない。

第三十六条 普通地方公共団体の議会は、除名され  
た議員で再び当選した議員を拒むことができない。

第三十七条 普通地方公共団体の議会の議員が正当  
な理由がなくて招集に応じないため、又は正当な  
理由がなくて会議に欠席したため、議長が、特に招  
状を発しても、なお故なく出席しない者は、議長に  
おいて、議会の議決を経て、これに懲罰を科する

ことができる。

第十一節 議会の事務局及び事務局長、  
書記長、書記その他の職員

第三十八条 都道府県の議会に事務局を置く。

2 市の議会に条例の定めるところにより、事務局を  
置くことができる。

3 事務局に事務局長、書記その他の職員を置く。

4 事務局を置かない市及び町村の議会に書記長、書  
記その他の職員を置く。但し、町村においては、書  
記長を置かないことができる。

5 事務局長、書記長、書記その他の職員は、議長が  
これを任免する。

6 事務局長、書記長、書記その他の常勤の職員の定  
数は、条例でこれを定める。但し、臨時の職につ  
いては、この限りでない。

7 事務局長及び書記長は、議長の命を受け議会の庶  
務を掌理する。

8 書記その他の職員は、上司の指揮を受け議会の庶  
務に従事する。

第二編 普通地方公共団体

9 事務局長、書記長、書記その他の職員に關する任  
用、職階制、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限  
及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定、福祉及  
び利益の保護その他身分取扱に關しては、この法律  
に定めるものを除く外、地方公務員法（昭和二十五  
年法律第二百六十一号）の定めるところによる。

第七章 執行機関

第一節 通則

第三十八条の二 普通地方公共団体の執行機関は、  
当該普通地方公共団体の条例、歳入歳出予算その他  
の議会の議決に基づく事務並びに法令、規則その他の  
規程に基く当該普通地方公共団体及び国、他の地方  
公共団体その他公共団体の事務を、自らの判断と責  
任において、誠実に管理し及び執行する義務を負  
う。

第三十八条の三 普通地方公共団体の執行機関の組  
織は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、それぞ  
れ明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関に



第七章 執行機関 第一節 通則 第二節 普通地方公共団体の長

よつて、系統的にこれを構成しなければならない。  
2 普通地方公共団体の執行機関は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、執行機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を發揮するようにしなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の執行機関相互の間にその権限につき疑義が生じたときは、これを調整するように努めなければならない。

第三百三十八条の四 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会または委員を置く。

2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争調停

委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。但し、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第二節 普通地方公共団体の長

第一款 地 位

第三百三十九条 都道府県に知事を置く。

2 市町村に市町村長を置く。

第四百十条 普通地方公共団体の長の任期は、四年とする。

2 前項の任期の起算については、公職選挙法第二百五十九条の定めるところによる。

第四十一条 普通地方公共団体の長は、衆議院議員又は参議院議員と兼ねることができない。

2 普通地方公共団体の長は、地方公共団体の議会の議員及び常勤の職員と兼ねることができない。

第四百十二条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体に対し請負をし、又は当該普通地方公共団体において経費を負担する事業につきその団体の

長若しくはその団体の長の委任を受けた者に対し請負をする者及びその支配人、又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役若しくは監査役又はこれに準ずべき者、支配人及び清算人たることとができない。

第四百十三条 普通地方公共団体の長が、被選挙権を有しなくなつたときは、その職を失う。その被選挙権の有無は、普通地方公共団体の長が公職選挙法第十一条又は同法第二百五十二条の規定に該当するたため被選挙権を有しない場合を除く外、当該普通地方公共団体の選挙管理委員会がこれを決定しなければならない。

2 第一百八条第五項及び第六項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第四百十四条 普通地方公共団体の長は、公職選挙法第二百二条第一項若しくは第二百六条第一項の異議の申立、第二百二条第二項若しくは第二百六条第二項の訴願の提起、第二百三条第一項、第二百七条第二項若しくは第二百十条から第二百十二条までの訴

訟の提起に対する決定、裁決又は判決が確定するまでは、その職を失わない。

第四百十五条 普通地方公共団体の長は、退職しようとするときは、その退職しようとする日前、都道府県知事にあつては三十日、市町村長にあつては二十日までに、当該普通地方公共団体の議会の議長に申し出なければならない。但し、議会の同意を得たときは、その期日前に退職することができる。

第四百十六条 主務大臣は、国の機関としての都道府県知事の権限に属する国の事務の管理若しくは執行が法令の規定若しくは主務大臣の処分違反するものがあると認めるとき、又はその国の事務の管理若しくは執行を怠るものがあると認めるときは、文書を以て、当該都道府県知事に対し、その旨を指摘し、期限を定めて、その行すべき事項を命令することとができる。

2 主務大臣は、都道府県知事が前項の期限までに当該事項を行わないときは、高等裁判所に対し、当該事項を行ふべきことを命ずる旨の裁判を請求すること



とができる。

3 主務大臣は、高等裁判所に対し前項の規定による請求をしたときは、直ちに文書を以て、その旨を当該都道府県知事に通告するとともに、当該高等裁判所に対し、その通告をした日時、場所及び方法を通知しなければならない。

4 当該高等裁判所は、第二項の規定による請求を受けたときは、審理の期日に当事者を呼び出さなければならぬ。審理の期日は、同項の規定による請求を受けた日から十五日以内とする。

5 当該高等裁判所は、主務大臣の請求が理由があると認めるときは、当該都道府県知事に対し、期限を定めて当該事項を行うべきことを命ずる旨の裁判をしなければならない。

6 主務大臣は、都道府県知事が前項の裁判に従い同項の期限までに、なお、当該事項を行わないときは、当該高等裁判所に対し、その事実の確認の裁判を請求することができる。この場合においては、裁判所は、十日以内に当事者を呼び出して審理をしなければならぬ。

なければならない。

7 主務大臣は、前項の確認の裁判があつたときは、都道府県知事に代つて当該事項を行うことができる。

8 内務総理大臣は、第六項の確認の裁判があつたときは、当該都道府県知事を罷免することができる。

9 第六項の確認の裁判があつた場合においては、都道府県知事は、その後第五項の裁判に従い当該事項を行つたことを証明して、その裁判をした高等裁判所に対し、前項の規定による内閣総理大臣の権限を消滅させる裁判を請求することができる。

10 第五項又は第六項の裁判に対しては、最高裁判所の定めるところにより、上訴することができる。

11 前項の規定による上訴は、執行停止の効力を有しない。

12 都道府県知事は、国の機関として市町村長の権限に属する国の事務の管理若しくは執行が法令の規定若しくは主務大臣若しくは都道府県知事の処分違反するものがあると認めるときは、その国の事務の管理若しくは執行を怠るものがあると認める場合に

おいては、前十一項の例により、その行うべき事項を命令し、地方裁判所の裁判を請求し若しくは当該市町村長に代つて当該事項を行い、又はこれを罷免することができる。

13 第八項又は前項の規定により罷免された者は、その日から二年間、都道府県に属する国の官吏となり、又は地方公共団体の公職に就くことができな

い。

14 第八項又は第十二項の規定による罷免に対する不服の訴は、その罷免の通知のあつた日から三十日以内にこれを提起しなければならない。

15 第八項又は第十二項の規定による罷免に対する不服の訴は、都道府県知事にあつては第二項の裁判をした高等裁判所、市町村長にあつては高等裁判所の管轄に専属する。

16 前項の規定により普通地方公共団体の長の罷免を不当とする裁判があつたときは、罷免された者は、その裁判が確定した日から、第十三項の規定により失つた資格を回復する。

17 第二項、第四項乃至第六項、第九項及び第十二項の規定による裁判の請求、審理及び裁判の手續に關し必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。

18 前十七項の規定は、他の法律中にこれらに相当する規定がある場合においては、これを適用しない。

第二款 権 限

第四百七条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。

第四百八条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務及び法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。

2 前項の規定により都道府県知事の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務の中で法律又はこれに基づく政令の定めるところにより都道府県知事が管理し及び執行しなければならないものは、この法律又はこれに基づく政令に規定のあるものの外、別表第三の通りである。

3 第一項の規定により市町村長の権限に属する国、



第七章 執行機関 第二節 普通地方公共団体の長

他の地方公共団体その他公共団体の事務の中で法律又はこれに基く政令の定めるところにより市町村長が管理し及び執行しなければならぬものは、この法律又はこれに基く政令に規定のあるものの外、別表第四の通りである。

第四百九条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。

- 一 普通地方公共団体の経費を以て支弁すべき事件を執行すること。
- 二 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。
- 三 財産及び營造物を管理すること。
- 四 収入及び支出を命令し並びに会計を監督すること。
- 五 証書及び公文書類を保管すること。
- 六 法律及びこれに基く政令又は普通地方公共団体の議会の議決により使用料、手数料、地方税、分担金、加入金又は夫役現品を賦課徴収すること。
- 七 前各号に定めるものを除く外、当該普通地方公

共団体の事務を執行すること。

八 その他法律又はこれに基く政令によりその権限に属する事項。

第五十条 普通地方公共団体の長が国の機関として処理する行政事務については、普通地方公共団体の長は、都道府県にあつては主務大臣、市町村にあつては都道府県知事及び主務大臣の指揮監督を受ける。

第五十一条 都道府県知事は、その管理に属する行政庁又は市町村長の権限に属する国又は当該都道府県の事務につき、その処分が成規に違反し、又は権限を犯すと認めるときは、その処分を取り消し、又は停止することができる。

二 市町村長は、前項の例により、その管理に属する行政庁の処分を取り消し、又は停止することができる。

第五十二条 普通地方公共団体の長に事故があるとき、又は長が欠けたときは、副知事又は助役がその職務を代理する。この場合において副知事又は助役が二人以上あるときは、予め当該普通地方公共団体

の長が定めた順序、又はその定がないときは席次の

上下により、席次の上下が明らかでないときは年齢の多少により、年齢が同じであるときはくじにより定めた順序で、その職務を代理する。

二 副知事若しくは助役にも事故があるとき若しくは副知事若しくは助役も欠けたとき又は副知事若しくは助役を置かない普通地方公共団体において当該普通地方公共団体の長に事故があるとき若しくは当該普通地方公共団体の長が欠けたときは、当該普通地方公共団体の長の指定する吏員がその職務を代理する。

第五十三条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を当該普通地方公共団体の吏員に委任し、又はこれをして臨時に代理させることができる。

二 都道府県知事は、その権限に属する事務の一部をその管理に属する行政庁又は市町村長に委任することができる。

三 都道府県知事は、その権限に属する事務の一部を

市町村の職員をして補助執行させることができる。

第五十四条 普通地方公共団体の長は、その補助機関たる職員を指揮監督する。

第五十五条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあつては支庁（道にあつては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあつては支所又は出張所を設けることができる。

二 政令で指定する市は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例でその区域を分けて区を設け、区の事務所又は必要があると認めるときはその出張所を置くものとする。

三 法律又はこれに基く政令で特別の定をするものを除く外、行政区に関する規定は、前項の区にこれを準用する。

四 支庁若しくは地方事務所、支所若しくは出張所又は区の事務所若しくはその出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。



第七章 執行機関 第二節 普通地方公共団体の長

5 第四条第二項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所、支所若しくは出張所または区の事務所若しくはその出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

第五十六条 普通地方公共団体の長は、前条第一項に定めるものを除く外、法律又は条例の定めるところにより、保健所その他の行政機関を設けるものとする。

2 前項の行政機関の位置、名称及び所管区域は、条例又は規則でこれを定める。

3 第四条第二項の規定は、第一項の行政機関の位置及び所管区域にこれを準用する。

4 第一項の行政機関の中で法律の定めるところにより普通地方公共団体の長が設けなければならないものは、この法律又はこれに基く政令に規定のあるものの外、別表第五の通りである。

5 都道府県知事は、部内の行政事務に係る事項につき、食糧事務所、木炭事務所、社会保険出張所その他の行政機関の長を指揮監督することができる。

6

6 国の地方行政機関（駐在機関を含む。以下本条中これに同じ。）は、国会の承認を経なければ、これを設けてはならない。国の地方行政機関の設置及び運営に要する経費は、国においてこれを負担しなければならない。

7 前項の規定は、司法行政及び懲戒機関、警察機関、保安庁の機関、検疫機関、鉄道現業官署、地方郵政監察局、地方郵政局、地方貯金局、地方簡易保険局、郵便局、航空保安事務所、航空標識所及びこれらの出張所、地方電波管理局の出張所、電波観測所、文教施設、国立の病院及び療養施設、気象官署、航路標識及び水路官署、港湾建設機関、営林署並びに専ら国費を以て行い工事の施行機関については、これを適用しない。

2 前項の場合において必要があるときは、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。

2 前項の場合において必要があるときは、普通地方

公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる。

3 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の監督上必要な処分をし又は当該公共的団体等の監督官庁の措置を申請することができる。

4 前項の監督官庁は、普通地方公共団体の長の処分を取り消すことができる。

第五十八条 都道府県知事の権限に属する事務を分掌させるため、都道府県に条例で左の局部を置くものとする。

第一 都

一 総務局

- (一) 職員の進退及び身分に関する事項
- (二) 議会及び都の行政一般に関する事項
- (三) 市町村その他公共団体の行政一般に関する事項

第二編 普通地方公共団体

(四) 統計、広報、条例の立案その他他局の主管に属しない事項

二 財務局

(一) 都の歳入歳出予算その他の財務に関する事項

三 主税局

(一) 都税及び都税に係る税外収入に関する事項

四 民生局

- (一) 社会福祉に関する事項
- (二) 社会保障に関する事項

五 衛生局

- (一) 保健衛生に関する事項
- (二) 保健所に関する事項

六 労働局

(一) 労働に関する事項

七 経済局

- (一) 農業、工業、商業、林業及び水産業に関する事項
- (二) 農地関係の調整並びに開拓及び入植に関する事項



第七章 執行機関 第二節 普通地方公共団体の長

る事項

- (三) 物資の配給及び物価の統制に関する事項
- (四) 計量及び高圧ガス等の取締に関する事項

- (五) 統計、広報、条例の立案その他他部の主管に属しない事項

二 民生部

- (一) 社会福祉に関する事項
- (二) 社会保障に関する事項

三 衛生部

- (一) 保健衛生に関する事項
- (二) 保健所に関する事項

四 商工部

- (一) 商業及び工業に関する事項
- (二) 物資（農林水産物資を除く。）の配給及び物価の統制に関する事項
- (三) 計量及び高圧ガス等の取締に関する事項

五 農林部

- (一) 農業、林業及び水産業に関する事項
- (二) 農地関係の調整に関する事項
- (三) 農林水産物資の配給に関する事項

六 労働部

- (一) 職員の進退及び身分に関する事項
- (二) 議会及び道の行政一般に関する事項
- (三) 道の歳入歳出予算、税その他の財務に関する事項
- (四) 市町村その他公共団体の行政一般に関する事項

第二道

一 港湾局

- (一) 住宅及び建築に関する事項

九 建築局

- (一) 建設及び復興一般に関する事項
- (二) 都市計画に関する事項
- (三) 道路及び河川に関する事項
- (四) 土木に関する事項

十 港湾局

- (一) 港湾に関する事項

一 総務部

- (一) 職員の進退及び身分に関する事項
- (二) 議会及び道の行政一般に関する事項
- (三) 道の歳入歳出予算、税その他の財務に関する事項
- (四) 市町村その他公共団体の行政一般に関する事項

七 土木部

- (一) 道路及び河川に関する事項
- (二) 都市計画に関する事項
- (三) 港湾その他土木に関する事項

- (一) 社会福祉に関する事項
- (二) 社会保障に関する事項

三 衛生部

- (一) 保健衛生に関する事項
- (二) 保健所に関する事項

四 商工部

- (一) 商業及び工業に関する事項
- (二) 物資（農林水産物資を除く。）の配給及び物価の統制に関する事項
- (三) 計量及び高圧ガス等の取締に関する事項

五 農林部

- (一) 農業、林業及び水産業に関する事項
- (二) 農地関係の調整に関する事項
- (三) 開拓及び入植に関する事項
- (四) 農林水産物資の配給に関する事項

六 労働部

- (一) 労働に関する事項

- (四) 市町村その他公共団体の行政一般に関する事項
- (五) 統計、広報、条例の立案その他他部の主管に属しない事項

第三 人口二百五十万以上の府県

一 総務部

- (一) 職員の進退及び身分に関する事項
- (二) 議会及び府県の行政一般に関する事項
- (三) 府県の歳入歳出予算、税その他の財務に関する事項
- (四) 市町村その他公共団体の行政一般に関する事項
- (五) 統計、広報、条例の立案その他他部の主管に属しない事項

第二編 普通地方公共団体



第七章 執行機関 第二節 普通地方公共団体の長

- (一) 道路及び河川に関する事項
- (二) 都市計画に関する事項
- (三) 港湾その他土木に関する事項

- 三 衛生部
  - (一) 保健衛生に関する事項
  - (二) 保健所に関する事項

八 建築部

- 四 商工部
  - (一) 商業及び工業に関する事項

第四 人口百万以上二百五十万未満の府県

- 四 商工部
  - (二) 物資（農林水産物資を除く。）の配給及び物価の統制に関する事項

一 総務部

- (一) 職員の進退及び身分に関する事項
- (二) 議会及び府県の行政一般に関する事項

五 農林部

- (三) 府県の歳入歳出予算、税その他の財務に関する事項

- (一) 農業、林業及び水産業に関する事項
- (二) 農地関係の調整に関する事項

- (四) 市町村その他公共団体の行政一般に関する事項

- (三) 開拓及び入植に関する事項
- (四) 農林水産物資の配給に関する事項

- (五) 統計、広報、条例の立案その他他部の主管に属しない事項

六 土木部

- 二 民生労働部
  - (一) 社会福祉に関する事項

- (一) 道路及び河川に関する事項
- (二) 都市計画に関する事項

- (二) 社会保障に関する事項

- (三) 住宅及び建築に関する事項

- (三) 労働に関する事項

第五 人口百万未満の府県

- (四) 港湾その他土木に関する事項

一 総務部

- (一) 職員の前退及び身分に関する事項
- (二) 議会及び府県の行政一般に関する事項
- (三) 府県の歳入歳出予算、税その他の財務に関する事項

四 土木部

- (四) 市町村その他公共団体の行政一般に関する事項

- (一) 道路及び河川に関する事項
- (二) 都市計画に関する事項
- (三) 住宅及び建築に関する事項

- (五) 統計、広報、条例の立案その他他部の主管に属しない事項

2 都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、条例で、局部の名称若しくはその分掌する事務を変更し、又は局部の数を増減することができる。この場合においては、第二条第九項及び第十項の規定の趣旨に適合し、且つ、国の行政組織及び他の都道府県の局部の組織との間に権衡を失しないように定めなければならない。

二 厚生労働部

- (一) 社会福祉に関する事項
- (二) 社会保障に関する事項
- (三) 保健衛生に関する事項
- (四) 保健所に関する事項
- (五) 労働に関する事項

三 経済部

- (一) 農業、工業、商業、林業及び水産業に関する事項
- (二) 農地関係の調整に関する事項

3 前項の規定により局部の名称若しくはその分掌する事務を変更し、又は局部の数を増減したときは、都道府県知事は、遅滞なく内閣総理大臣に届け出なければならない。

第二編 普通地方公共団体



第七章 執行機関 第二節 普通地方公共団体の長

4 都道府県は、公共事業の経営に関する事務を処理させるため、条例で、必要な組織を設けることができる。

5 都道府県知事は、その権限に属する事務を分掌させるため、局部下に必要な分課を設けることができる。

6 市町村長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で必要な部課を設けることができる。この場合においては、第二条第九項及び第十項の規定の趣旨に適合し、且つ、他の市町村の部課の組織との間に権衡を失しないように定めなければならない。

第二百五十九条 普通地方公共団体の長の事務引継に関する規定は、政令でこれを定める。

2 前項の政令には、正当の理由がなくて事務の引継を拒んだ者に対し、二千円以下の過料を科する規定を設けることができる。

第六十条 非常災害のため必要があるときは、市町村長は、他人の土地を一時使用し又はその土石、竹

木その他の物品を使用し若しくは収用することができる。この場合においては、市町村は、時価によりその損失の全額を補償しなければならない。

2 非常災害に因る危険防止のため必要があるときは、市町村長又は当該警察官若しくは警察吏員は、市町村の区域内の住民をして防禦に従事させることができる。

第三款 補助機関

第六十一条 都道府県に副知事一人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。

2 市町村に助役一人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。

3 副知事及び助役の定数は、条例でこれを増加することができる。

第六十二条 副知事及び助役は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

第六十三条 副知事及び助役の任期は、四年とする。但し、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。

第六十四条 公職選挙法第十一条第一項の規定に該当する者は、副知事又は助役となることができない。

2 副知事又は助役は、公職選挙法第十一条第一項の規定に該当するに至つたときは、その職を失う。

第六十五条 普通地方公共団体の長の職務を代理する副知事又は助役は、退職しようとするときは、その退職しようとする日前二十日までに、当該普通地方公共団体の議会の議長に申し出なければならない。但し、議会の承認を得たときは、その期日前に退職することができる。

2 前項に規定する場合を除く外、副知事又は助役は、その退職しようとする日前二十日までに、当該普通地方公共団体の長に申し出なければならない。但し、当該普通地方公共団体の長の承認を得たときは、その期日前に退職することができる。

第六十六条 副知事及び助役は、検察官、警察官若しくは收税官吏又は普通地方公共団体における公安委員会の委員と兼ねることができない。

第二編 普通地方公共団体

2 第四十一条、第四十二条及び第五十九条の規定は、副知事及び助役にこれを準用する。

第六十七条 副知事及び助役は、普通地方公共団体の長を補佐し、その補助機関たる職員の担任する事務を監督し、別に定めるところにより、普通地方公共団体の長の職務を代理する。

第六十八条 都道府県に出納長を置く。

2 市町村に収入役一人を置く。但し、町村は、条例で収入役を置かず町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。

3 都道府県は条例で副出納長を、市町村は条例で副収入役を置くことができる。

4 副出納長及び副収入役の定数は、条例でこれを定める。

5 副出納長及び副収入役は、事務吏員の中から、普通地方公共団体の長がこれを命ずる。

6 出納長及び収入役は、検察官、警察官若しくは收税官吏又は普通地方公共団体における公安委員会の委員と兼ねることができない。



7 第四百四十一条、第四百四十二条、第五百五十九条、第六百六十二条、第六百六十三条本文及び第六百六十四条の規定は、出納長及び収入役にこれを準用する。

第六百六十九条 普通地方公共団体の長、副知事若しくは助役又は監査委員と親子、夫婦又は兄弟姉妹の關係にある者は、出納長若しくは副出納長又は収入役若しくは副収入役となることができない。

2 出納長若しくは副出納長又は収入役若しくは副収入役は、前項に規定する關係が生じたときは、その職を失う。

3 出納長又は収入役と親子、夫婦又は兄弟姉妹の關係にある者は、副出納長又は副収入役となることができない。

4 副出納長又は副収入役は、前項に規定する關係が生じたときは、その職を失う。

第七十条 出納長及び収入役は、当該普通地方公共団体の出納その他の会計事務並びに当該普通地方公共団体の長その他の吏員並びに教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委

員会、地方労働委員会、農業委員会及び監査委員その他法令又は条例に基く委員会又は委員の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務に關する出納その他の会計事務を掌る。但し、法令に特別の規定があるものは、この限りでない。

2 副出納長又は副収入役は、出納長又は収入役の事務を補助し、出納長若しくは収入役に事故があるとき、又は出納長若しくは収入役が欠けたときは、その職務を代理する。副出納長又は副収入役が二人以上あるときは、予め当該普通地方公共団体の長が定めた順序、又はその定がないときは席次の上下により、席次の上下が明らかでないときは年齢の多少により、年齢が同じであるときはくじにより定めた順序で、その職務を代理する。

3 普通地方公共団体の長は、出納長又は収入役をしてその事務の一部を副出納長又は副収入役に委任させることができる。この場合においては、普通地方公共団体の長は、直ちにその旨を告示しなければならない。

4 副出納長又は副収入役を置かない普通地方公共団体にあつては、普通地方公共団体の長は、出納長若しくは収入役に事故があるとき、又は出納長若しくは収入役が欠けたときその職務を代理すべき吏員を定めて置かなければならない。

第七十一条 普通地方公共団体は、出納員を置くことができる。

2 出納員は、事務吏員の中から、普通地方公共団体の長がこれを命ずる。

3 出納員は、出納長若しくは副出納長又は収入役若しくは副収入役の命を受けて出納事務を掌る。

4 前条第三項の規定は、出納員にこれを準用する。

第七十二条 前十一条に定める者を除く外、普通地方公共団体に吏員その他の職員を置く。

2 前項の職員は、普通地方公共団体の長がこれを任免する。

3 第一項の職員の定数は、条例でこれを定める。但し、臨時又は非常勤の職については、この限りでない。

4 第一項の職員に關する任用、職階制、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定、福祉及び利益の保護その他身分取扱に關しては、この法律に定めるものを除く外、地方公務員法の定めるところによる。

第七十三条 前条第一項の吏員は、事務吏員及び技術吏員とする。

2 事務吏員は、上司の命を受け、事務を掌る。

3 技術吏員は、上司の命を受け、技術を掌る。

第七十三条の二 第七十二条第一項の吏員その他の職員中法律又はこれに基く政令の定める特別の資格又は職名を有するもので、法律又はこれに基く政令の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならないものは、この法律又はこれに基く政令に規定のあるものの外、別表第六の通りである。

第七十四条 普通地方公共団体は、常設又は臨時の専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、専門の学識経験を有する者の中から、普通地方公共団体の長がこれを選任する。



第七章 執行機関 第二節 普通地方公共団体の長

3 専門委員は、普通地方公共団体の長の委託を受け、その権限に属する事務に関し必要な事項を調査する。

4 専門委員は、非常勤とする。

第七十五条 都道府県の支庁若しくは地方事務所又は市町村の支所の長は、事務吏員を以てこれに充てる。

2 前項に規定する機関の長は、普通地方公共団体の長の定めるところにより、上司の指揮を受け、その主管の事務を掌理し部下の吏員その他の職員を指揮監督する。

第四款 議会との関係

第七十六条 普通地方公共団体の議会における条例の制定若しくは改廃又は歳入歳出予算に関する議決について異議があるときは、当該普通地方公共団体の長は、この法律に特別の定があるものを除く外、その送付を受けた日から十日以内に理由を示してこれを再議に付することができる。

2 前項の規定による議会の議決が再議に付された議

決と同じ議決であるときは、その議決は、確定する。

3 前項の規定による議決については、出席議員の三分の二以上の者の同意がなければならない。

4 普通地方公共団体の議会の議決又は選挙がその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、当該普通地方公共団体の長は、理由を示してこれを再議に付し又は再選挙を行わせなければならない。

5 前項の規定による議会の議決又は選挙がなおその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、普通地方公共団体の長は、議会を被告として裁判所に訴えることができる。

第七十七条 普通地方公共団体の議会の議決が、収入又は支出に関し執行することができないものがあると認めるときは、当該普通地方公共団体の長は、理由を示してこれを再議に付さなければならない。

2 議会において左に掲げる経費を削除し又は減額する議決をしたときは、その経費及びこれに伴う収入

についても、また、前項と同様とする。

一 法令により負担する経費、法律の規定に基き当該行政庁の職権により命ずる経費その他の普通地方公共団体の義務に属する経費

二 非常の災害に因る応急若しくは復旧の施設のために必要な経費又は伝染病予防のために必要な経費

3 前項第一号の場合において、議会の議決がなお同号に掲げる経費を削除し又は減額したときは、当該普通地方公共団体の長は、その経費及びこれに伴う収入を予算に計上してその経費を支出することができる。

4 第二項第二号の場合において、議会の議決がなお同号に掲げる経費を削除し又は減額したときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決を不信任の議決とみなすことができる。

第七十八条 普通地方公共団体の議会において、当該普通地方公共団体の長の不信任の議決をしたときは、直ちに議長からその旨を当該普通地方公共団体

の長に通知しなければならない。この場合においては、普通地方公共団体の長は、その通知を受けた日から十日以内に議会を解散することができる。

2 議会において当該普通地方公共団体の長の不信任の議決をした場合において、前項の期間内に議会を解散しないとき、又はその解散後初めて招集された議会において再び不信任の議決があり、議長から当該普通地方公共団体の長に対しその旨の通知があつたときは、普通地方公共団体の長は、同項の期間が経過した日又は議長から通知があつた日においてその職を失う。

3 前二項の規定による不信任の議決については、議員数の三分の二以上の者が出席し、第一項の場合においてはその四分の三以上の者の、前項の場合においてはその過半数の者の同意がなければならない。

第七十九条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第十三条但書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会を招集する暇がないと認めるとき、又は議

第二編 普通地方公共団体



第七章 執行機関 第三節 委員会及び委員

会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前二項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

第百八十条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

第五款 他の執行機関との関係

第百八十条の二 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員の同意を得て、普通地方公共団体の

委員会、委員会の委員長、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員をして補助執行させることができる。但し、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。

第百八十条の三 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の委員会又は委員の申出があるときは、吏員その他の職員を、当該執行機関の事務を補助する職員と兼ねさせ、若しくは当該執行機関の事務を補助する職員に充て、又は当該執行機関の事務に従事させることができる。

第三節 委員会及び委員

第一款 通 則

第百八十条の四 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会は、左の通りである。

- 一 教育委員会
- 二 選挙管理委員会

三 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会

四 農業委員会

2 前項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより都道府県に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

- 一 地方労働委員会
- 二 収用委員会
- 三 海区漁業調整委員会
- 四 内水面漁場管理委員会
- 五 監査委員

3 前二項に掲げるものの外、法律の定めるところにより、都道府県に、都道府県国家地方警察の運営管理を行わせるため都道府県公安委員会を置かなければならない。

4 第一項に掲げるものの外、執行機関として、法律の定めるところにより、市及び自治体警察を維持する町村に公安委員会を置かなければならない。

5 普通地方公共団体の委員会又は委員は、法

律に特別の定があるものを除く外、非常勤とする。

第百八十条の五 普通地方公共団体の委員会又は委員は、左に掲げる権限を有しない。但し、法律に特別の定があるものは、この限りでない。

- 一 普通地方公共団体の歳入歳出予算を調製すること。
- 二 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。
- 三 収入及び支出を命令すること。
- 四 地方税、分担金、加入金若しくは夫役現品を賦課徴収し、又は過料を科すること。
- 五 普通地方公共団体の決算及び証書類を議会の認定に付すること。

第百八十条の六 普通地方公共団体の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の長の同意を得て、普通地方公共団体の長の補助機関たる職員若しくはその管理に属する支庁若しくは地方事務所、支所若しくは出張所、区の事務所若しくはその出張所、保健所その他の行政機関

第二編 普通地方公共団体



第七章 執行機関 第三節 委員会及び委員

の長に委任し、若しくは普通地方公共団体の長の補助機関たる職員若しくはその管理に属する行政機関に属する職員をして補助執行させ、又は専門委員に委任して必要な事項を調査させることができる。但し、政令で定める事務については、この限りでない。

第二款 教育委員会

第八十条の七 教育委員会は、別に法律の定めるところにより、学校その他の教育機関を管理し、教科内容及び教育職員の身分取扱に関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを執行する。

2 前項の規定による事務の中教育委員会の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務で、法律又はこれに基く政令の定めるところにより教育委員会が管理し及び執行しなければならないものは、都道府県の教育委員会にあつては別表第三、市町村の教育委員会にあつては別表第四の通りである。

3 教育委員会の任命する職員中法律又はこれに基く政令の定める特別の資格又は職名を有するもので、法律又はこれに基く政令の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならないものは、別表第六の通りである。

第三款 選挙管理委員会

第八十一条 普通地方公共団体に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、都道府県及び第五十五条第二項の市にあつては四人、その他の市及び町村にあつては三人の選挙管理委員を以てこれを組織する。

第八十二条 選挙管理委員は、普通地方公共団体の議会において、選挙権を有する者の中からこれを選挙する。

2 議会は、前項の規定による選挙を行う場合においては、同時に委員と同数の補充員を選挙しなければならない。補充員がすべてなくなつたときも、また、同様とする。

3 委員中に欠員があるときは、選挙管理委員会の委

員長は、補充員の中からこれを補欠する。その順序は、選挙の時が異なるときは選挙の前後により、選挙の時が同時であるときは得票数により、得票数が同じであるときはくじにより、これを定める。

4 委員又は補充員は、それぞれその中の二人が同時に同一の政党その他の団体に属する者となることとなつてはならない。

5 第一項又は第二項の規定による選挙において、同一の政党その他の団体に属する者が前項の制限を超えて選挙された場合及び第三項の規定により委員の補欠を行えば同一の政党その他の団体に属する委員の数が前項の制限を超える場合等に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

第八十三条 選挙管理委員の任期は、三年とする。但し、後任者が就任する時まで在任する。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 補充員の任期は、委員の任期による。

4 委員及び補充員は、その選挙に関し第十八条第五項の規定による判決が確定するまでは、その職を

失わない。

第八十四条 選挙管理委員は、選挙権を有しなくなつたときは、その職を失う。その選挙権の有無は、選挙管理委員が公職選挙法第十一条又は同法第二百五十二条の規定に該当するため選挙権を有しない場合を除く外、選挙管理委員会がこれを決定する。

2 第八十八条第五項及び第六項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第八十五条 選挙管理委員会の委員長が退職しようとするときは、当該選挙管理委員会の承認を得なければならない。

2 委員が退職しようとするときは、委員長の承認を得なければならない。

第八十六条 選挙管理委員会は、法律又はこれに基く政令の定めるところにより、当該普通地方公共団体又は国、他の地方公共団体その他公共団体の選挙に関する事務及びこれに関係のある事務を管理する。

2 都道府県の選挙管理委員会は、市町村の選挙管理



第七章 執行機関 第三節 委員会及び委員

委員会を指揮監督する。この場合においては、第五百一条第一項の規定を準用する。

3 第一項の規定により選挙管理委員会の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務の中で、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより選挙管理委員会が管理しなければならないものは、この法律又はこれに基づく政令に規定のあるものの外、都道府県の選挙管理委員会にあつては別表第三、市町村の選挙管理委員会にあつては別表第四の通りである。

第百八十七条 選挙管理委員会は、委員の中から委員長を選挙しなければならない。

2 委員長は、委員会に関する事務を処理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長の指定する委員がその職務を代理する。

第百八十八条 選挙管理委員会は、委員長がこれを招集する。委員から委員会の招集の請求があるとき

は、委員長は、これを招集しなければならない。

第百八十九条 選挙管理委員会は、都道府県及び第五百五十五条第二項の市にあつては委員三人以上、その他の市及び町村にあつてはすべての委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 委員長及び委員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件については、その議事に参与することができない。但し、委員会の同意を得たときは、会議に出席し、発言することができる。

3 前項の規定により委員の数が減少して第一項の数に達しないときは、委員長は、補充員でその事件に関係のないものを以て第百八十二条第三項の順序により、臨時にこれに充てなければならない。委員の事故に因り委員の数が第一項の数に達しないときも、また、同様とする。

第百九十条 選挙管理委員会の議事は、出席委員の過半数を以てこれを決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第百九十一条 選挙管理委員会に書記その他の職員を置くことができる。

2 書記その他の常勤の職員の定数は、条例でこれを定める。但し、臨時の職については、この限りでない。

3 書記その他の職員又は第百八十条の三の規定による職員は、委員長の指揮を受け、委員会に関する事務に従事する。

第百九十二条 第五百十条の規定は、選挙管理委員会にこれを準用する。

第百九十三条 第百二十七条第二項、第百四十一条第一項、第百四十二条及び第百六十六条第一項の規定は選挙管理委員会に、第百五十三条第一項、第百五十四条及び第百五十九条の規定は選挙管理委員会の委員長に、第百七十二條第二項及び第四項の規定は選挙管理委員会の書記その他の職員にこれを準用する。

第百九十四条 この法律及びこれに基づく政令に規定するものを除く外、選挙管理委員会に關し必要な事項

は、委員会がこれを定める。

第四款 監査委員

第百九十五条 都道府県に監査委員を置く。

2 市町村は、条例で監査委員を置くことができる。

3 監査委員の定数は、都道府県にあつては四人、市町村にあつては二人とする。但し、政令で指定する市にあつては条例で四人とすることができる。

第百九十六条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、議員及び学識経験を有する者の中から、各々同数を選任しなければならない。

2 監査委員は、地方公共団体の常勤の職員と兼ねることができない。

3 監査委員で学識経験を有する者の中から選任されるものは、これを常勤とすることができる。

第百九十七条 監査委員の任期は、二年とする。  
2 普通地方公共団体の議会の議員の中から選任された監査委員の任期は、前項の規定にかかわらず、議員の任期を起えることができない。但し、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げ



第七章 執行機関 第三節 委員会及び委員

ない。

第九十八條 監査委員は、退職しようとするときは、普通地方公共団体の長の承認を得なければならぬ。

第九十九條 監査委員は、普通地方公共団体の経営に係る事業の管理及び普通地方公共団体の出納その他の事務の執行を監査する。

2 監査委員は、監査をするに当つては、当該普通地方公共団体の経営に係る事業の管理及び当該普通地方公共団体の出納その他の事務の執行が第二條第九項及び第十項の規定の趣旨に則つてなされているかどうかにか、特に、意を用いなければならぬ。

3 監査委員は、毎会計年度少くとも一回以上期日を定めて第一項の規定による監査をしなければならぬ。

4 監査委員は、所轄行政庁又は普通地方公共団体の議会の要求があるときは、臨時に、その要求に係る事項について監査をしなければならぬ。

5 監査委員は、前二項に定める場合を除く外、必要

があるとき、何時でも監査することができる。

6 監査委員は、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、貸付金その他財政的援助を与えているもの出納その他の事務の執行を監査することができる。

7 監査委員は、監査の結果を所轄行政庁又は普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、地方労働委員会、農業委員会その他法令又は条例に基く委員会又は委員に報告し、且つ、これを公表しなければならない。

8 監査委員は、監査の結果に基いて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による報告に添えてその意見を提出することができる。

第二百條 監査委員の事務を補助させるため書記その他の職員を置くことができる。

2 書記その他の常勤の職員の定数は、条例でこれを定める。但し、臨時の職については、この限りでない。

い。

3 書記その他の職員又は第八十條の三の規定による職員は、監査委員の指揮を受け、監査に関する事務に従事する。

第二百一條 第四百二條、第五百四條、第五百九條、第六十四條及び第六十六條第一項の規定は監査委員に、第七十二條第二項及び第四項の規定は監査委員の事務を補助する書記その他の職員にこれを準用する。

第二百三條 この法律及びこれに基く政令に規定するものを除く外、監査委員に関し必要な事項は、条例でこれを定める。

第五款 人事委員会、公平委員会、公安委員会、地方労働委員会、農業委員会その他の委員会

第二百二條の二 人事委員会は、別に法律の定めるところにより、人事行政に関する調査、研究、企画、立案、勧告等を行い、職員の競争試験及び選考を実

第二編 普通地方公共団体

施し、並びに職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、並びにこれについて必要な措置を講ずる。

2 公平委員会は、別に法律の定めるところにより、職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、並びにこれについて必要な措置を講ずる。

3 公安委員会は、別に法律の定めるところにより、都道府県の公安委員会にあつては都道府県国家地方警察の運営管理その他の事務を行い、市町村の公安委員会にあつては当該市町村の区域における警察の管理その他の事務を行う。

4 地方労働委員会は、別に法律の定めるところにより、労働組合の資格の立証を受け及び証明を行い、並びに不当労働行為に関し調査し、審問し及び命令を発し、労働争議の斡旋、調停及び仲裁を行い、その他労働関係に関する事務を執行する。

5 農業委員会は、別に法律の定めるところにより、自作農の創設及び維持、農地等の利用関係の調整、



第七章 執行機関 第三節委員会及び委員 第八章 給与その他の給付

農地の交換分合その他の農地に関する事務を執行する。

6 収用委員会は別に法律の定めるところにより土地の収用に関する裁決その他の事務を行い、海区漁業調整委員会又は内水面漁場管理委員会は別に法律の定めるところにより漁業調整のため必要な指示その他の事務を行う。

7 第三項乃至第五項の規定により公安委員会、地方労働委員会又は農業委員会の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務の中で、法律又はこれに基く政令の定めるところにより公安委員会、地方労働委員会又は農業委員会が管理し及び執行しなければならないものは、都道府県の公安委員会、地方労働委員会及び農業委員会にあつては別表第三、市町村の公安委員会及び農業委員会にあつては別表第四の通りである。

8 市町村の公安委員会が任命し又はその任命について承認を与える職員中法律の定める特別の資格又は職名を有するもので、法律又はこれに基く政令の定

めるところにより市町村に置かなければならないものは、別表第六の通りである。

第六款 附属機関

第二百二条の三 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調査、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

2 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。

3 附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

4 附属機関の中で法律又はこれに基く政令の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならないものは、この法律又はこれに基く政令に規定のあるものの外、別表第七の通りである。

第八章 給与その他の給付

第二百三条 普通地方公共団体は、その議会の議員、

委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争調停委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員に対し、報酬を支給しなければならない。

2 前項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

3 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第二百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。2 給料及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第二編 普通地方公共団体

第二百五条 前条第一項の職員は、退職年金又は退職一時金を受けることができる。

第二百六条 前三条の規定による給与その他の給付に關し、異議のある関係人は、法律に特別の定がある場合を除く外、これを普通地方公共団体の長に申し立てることができる。

2 前項の規定による異議の申立があつたときは、普通地方公共団体の長は、議会に諮つてこれを決定しなければならない。

3 議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

第二百七条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、第七十四条の第三項及び第百条第一項の規定により出頭した選挙人その他の関係人、第二百五十一条第六項の規定により出頭した当事者及び関係人並びに第百九条第五項、第百十条第四項及び第二百七条第三項の規定による公聴会に参加した者の要した実費を弁償しなければならない。



第九章 財務 第一節 財産及び営造物

第九章 財 務

第一節 財産及び営造物

第二百八条 普通地方公共団体は、収益のためにする財産を基本財産として維持することができる。

2 普通地方公共団体は、特定の目的のため特別の基本財産を設け又は金穀等を積み立てることができる。

第二百九条 旧來の慣行により市町村の住民中特に財産又は営造物を使用する権利を有する者があるときは、その旧慣による。その旧慣を変更し又は廃止しようとするときは、市町村の議会の議決を経なければならぬ。

2 前項の財産又は営造物をあらたに使用しようとする者があるときは、市町村は、議会の議決を経て、これを許可することができる。

第二百十條 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により営造物を設けることができる。

2 前項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

第二百十一條 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、他の普通地方公共団体の財産又は営造物を自己の住民の使用に供させることができる。

2 前項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

第二百十二條 普通地方公共団体の財産又は営造物は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、その利用に供してはならない。

第二百十三條 普通地方公共団体は、法律又はこれに基く政令に特別の定であるものを除く外、財産の取得、管理及び処分並びに営造物の設置及び管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める特に重要な財産又は営造物については、当該普通地方公共団体の

選挙人の投票においてその過半数の同意が得られないときは、当該財産又は営造物の独占的な利益を与えるような処分又は十年を超える期間にわたる独占的な使用の許可をしてはならない。条例で定めるその他の財産又は営造物について議会において出席議員の三分の二以上の者の同意が得られないときも、また、同様とする。

3 前項の規定は、国又は公共団体に対する処分又は使用の許可については、これを適用しない。

4 第二項の投票を行うべき場合において、その旨の当該普通地方公共団体の長の通知があつたときは、選挙管理委員会は、その日から六十日以内に、これを選挙人の賛否の投票に投票に付さなければならぬ。

5 前項の投票の結果が判明したときは、選挙管理委員会、直ちにこれを当該普通地方公共団体の長に通知し、且つ、これを公表しなければならない。

6 政令で特別の定をするものを除く外、公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定は、第四項

の規定による投票にこれを準用する。

7 第四項の投票は、政令の定めるところにより、普通地方公共団体の選挙又は第七十六条第三項の規定による解散の投票若しくは第八十条第三項及び第八十一条第二項の規定による解職の投票と同時にこれを行うことができる。

第二百十四條 普通地方公共団体は、財産又は営造物の使用に関し、条例で二千元以下の過料を科する規定を設けることができる。

第二百十五條 財産又は営造物を使用する権利に関し異議がある者は、これを普通地方公共団体の長に申し立てることができる。

2 前項の規定による異議の申立があつたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に諮つて決定しなければならない。

3 議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

第二節 収 入

第二百十六條 普通地方公共団体は、法律の定めると



ころにより、地方税を賦課徴収することができる。  
第二百十七条 普通地方公共団体は、分担金を徴収することができる。

2 分担金は、政令の定めるところにより、数人若しくは普通地方公共団体の一部を利用する財産若しくは営造物又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、特に利益を受ける者からこれを徴収する。

3 分担金を徴収する条例は、普通地方公共団体の議会の常任委員会又は特別委員会において予め公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴かなければ、これを設け又は改正することができない。

4 前項の公聴会を開く場合においては、その開催の日前二十日までに、開催の日時、場所及び案件を適當な方法で公表しなければならない。新聞紙で公表する場合には、その日から七日目ごとに、また、同様公表しなければならない。

第二百十八条 普通地方公共団体は、非常災害の復旧

のため必要があるとき、その他特別の必要があるときは、夫役現品を賦課徴収することができる。但し、都道府県にあつては、当該都道府県内の一部の市町村その他公共団体に対してもこれを賦課徴収することができる。

2 夫役又は現品は、これを金額に算出して賦課しなければならない。但し、市町村においては、市町村民税を準率としなければならない。

3 学芸、美術及び手工に関する労務については、夫役を賦課することができない。

4 夫役を賦課された者は、本人自らこれに当り、又は適當な代人を出すことができる。

5 夫役又は現品は、金銭を以てこれに代えることができる。

6 第二項及び前項の規定は、急迫の場合その他特別の事情がある場合に賦課する夫役又は現品については、これを適用しない。

第二百十九条 数人若しくは普通地方公共団体の一部を利用する財産若しくは営造物又は数人若しくは普通

地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関しては、普通地方公共団体は、夫役現品につき不均一の賦課をし、又は数人若しくは普通地方公共団体の一部に対してその賦課をすることができる。

第二百二十条 普通地方公共団体は、財産及び営造物の使用につき使用料を徴収することができる。

第二百二十一条 市町村は、第二百九条の規定による財産又は営造物の使用に関し、使用料若しくは一時の加入金を徴収し又はこれを併せて徴収することができる。

第二百二十二条 普通地方公共団体は、特定の個人のためにする事務につき、手数料を徴収することができる。

2 普通地方公共団体の長又は委員会は、政令の定めるところにより、その権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務につき、手数料を徴収することができる。

3 前項の手数料は、当該普通地方公共団体の収入とする。

第二編普通地方公共団体

第二百二十三条 分担金、使用料及び前条第一項の手数料に関する事項については条例で、同条第二項の手数料に関する事項については法律又はこれに基く政令に定めるものを除く外規則でこれを規定しなければならない。

2 詐偽その他不正の行為に因り、分担金、使用料又は前条第一項の手数料の徴収を免れた者については条例で、同条第二項の手数料の徴収を免れた者については規則でその徴収を免れた金額の五倍に相当する金額以下の過料を科する規定を設けることができる。

3 前項に定めるものを除く外、分担金、使用料及び前条第一項の手数料の徴収に関しては条例で、同条第二項の手数料の徴収に関しては規則で二千元以下の過料を科する規定を設けることができる。

4 過料の処分を受けた者は、その処分に不服があるときは、訴願を提起することができる。

第二百二十四条 分担金、夫役現品、使用料、加入金及び手数料の賦課又は徴収を受けた者がその賦課又



は徴收につき違法又は錯誤があると認めるときは、その告知を受けた日から、三十日以内に、普通地方公共団体の長に異議の申立をすることができる。

2 第二百九条の規定による財産又は營造物を使用する権利に關し異議がある者は、これを市町村長に申し立てることができる。

3 前二項の規定による異議の申立があつたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に諮つて決定しなければならない。

4 議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

5 第三項の規定による異議の決定を受けた後でなければ、第一項及び第二項に規定する事項については、裁判所に出訴することができない。

第二百二十五条 分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の収入を定期内に納めない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 夫役現品の賦課を受けた者が定期内にその履行を

せず又は夫役現品に代える金銭を納めないときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。急迫の場合その他特別の事情がある場合に賦課した夫役又は現品については、更にこれを金額に算出し、期限を指定してその納付を命じなければならない。

3 前二項の場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴收することができる。

4 滞納者が第一項又は第二項の規定による督促又は命令を受け、その指定の期日内にこれを完納しないときは、国税滞納処分例により、これを処分しなければならない。

5 第一項乃至第三項の規定による徴收金は、都道府県にあつては国の徴收金に次いで先取特権を有し、市町村にあつては国及び都道府県の徴收金に次いで先取特権を有し、その追徴、還付及び時効については、地方税の例による。

6 都道府県の委任を受けた吏員がした前三項の規定による処分に異議がある者は、これを都道府県知事

に申し立てることができる。

7 前項の規定による異議の申立があつたときは、都道府県知事は、これを議会に諮つて決定しなければならない。

8 議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

9 第四項の規定による処分中差押物件の公売は、その処分が確定するまで執行を停止する。

10 第四項の規定による処分は、当該普通地方公共団体の区域外においても、また、これを行うことができる。

第二百二十六条 普通地方公共団体は、別に法律で定めるところにより、議会の議決を経て、地方債を起すことができる。

2 地方債を起すにつき、議会の議決を経るときは、併せて起債の方法、利息の定率及び償還の方法について議決を経なければならない。

3 普通地方公共団体は、地方債を起すについては、所轄行政庁の許可を必要としない。但し、第二百五

十条の規定の適用はあるものとする。

第二百二十七条 普通地方公共団体の長は、予算内の支出をするため、議会の議決を経て、一時の借入をすることができる。

2 前項の規定による借入金は、その会計年度内の収入を以て償還しなければならない。

第三節 支出

第二百二十八条 普通地方公共団体は、その公共事務及びその区域内における当該普通地方公共団体の行政事務を行うために必要な経費並びに法律又はこれに基づく政令により当該普通地方公共団体の負担に属する経費を支弁する義務を負う。

第二百二十九条 法律又はこれに基づく政令により普通地方公共団体又はその長、委員会若しくは委員若しくはこれらの補助機関たる職員をして国の事務を処理し、管理し、又は執行させる場合においては、そのために要する経費の財源につき必要な措置を講じなければならない。

第二百三十条 普通地方公共団体は、宗教上の組織若



しくは団体の便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し公金を支出してはならない。

第二百三十一条 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

第二百三十二条 普通地方公共団体の議会において予算を議決したときは、普通地方公共団体の長は、直ちにその写を出納長又は収入役に交付しなければならない。

2 出納長又は収入役は、普通地方公共団体の長の命令がなければ、支出をすることができない。命令を受けても支出の予算がなく、且つ、予備費支出、費目流用その他財務に関する規定により支出することができないときも、また、同様とする。

第二百三十三条 普通地方公共団体の支払金の時効については、政府の支払金の時効による。

第四節 予算

第二百三十四条 普通地方公共団体の長は、毎会計年

度歳入歳出予算を調製し、年度開始前に、議会の議決を経なければならない。この場合において、普通地方公共団体の長は、遅くとも年度開始前、都道府県及び第五百五十五条第二項の市にあつては三十日、その他の市及び町村にあつては二十日までに当該予算を議会に提出するようしなければならない。

2 普通地方公共団体の会計年度は、政府の会計年度による。

3 予算を議会に提出するときは、普通地方公共団体の長は、併せて財産表その他必要な書類を提出しなければならない。

第二百三十五条 普通地方公共団体の長は、議会の議決を経て既定予算の追加又は更正をすることができる。

2 普通地方公共団体の長は、必要に応じて、一会計年度中の一定期間内にかかる暫定予算を調製し、これを議会に提出することができる。

3 前項の暫定予算は、当該会計年度の予算が成立したときは、その効力を失うものとし、その暫定予算

に基づく支出又は債務の負担があるときは、その支出又は債務の負担は、これを当該会計年度の予算に基づく支出又は債務の負担とみなす。

第二百三十六条 普通地方公共団体の経費を以て支弁する事件で数年を期してその経費を支出すべきものは、議会の議決を経て、その年期间各年度の支出額を定め、継続費とすることができる。

第二百三十七条 普通地方公共団体は、予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、予備費を設けなければならない。

2 特別会計には、予備費を設けないことができる。

3 予備費は、議会の否決した費途に充てることができる。

第二百三十八条 普通地方公共団体の議会の議長は、予算を定める議決があつたときは、その日から三日以内にこれを当該普通地方公共団体の長に送付しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により予算の送付を受けた場合において、再議その他の措置を

講ずる必要がないと認めるときは、直ちにこれを都道府県にあつては自治庁長官、市町村にあつては都道府県知事に報告し、且つ、その要領を告示しなければならない。

第二百三十九条 普通地方公共団体は、議会の議決を経て特別会計を設けることができる。

第五節 出納及び決算

第二百四十条 普通地方公共団体の出納は、毎月例日を定めてこれを検査し、且つ、毎会計年度少くとも二回臨時検査をしなければならない。

2 検査は、監査委員がこれを行う。臨時検査には、普通地方公共団体の議会の議員において互選した二人以上の議員の立会を必要とする。

3 監査委員は、検査の結果を普通地方公共団体の議会及び長に報告しなければならない。

4 監査委員を置かない市町村においては、第二項の検査及び前項の報告は、市町村長がこれを行う。

第二百四十一条 普通地方公共団体の出納は、翌年度の五月三十一日を以て閉鎖する。



第二百四十二条

決算は、証書類と併せて出納長又は収入役からこれを普通地方公共団体の長に提出しなければならぬ。この場合において、収入役は、出納閉鎖後一箇月以内にこれをしななければならない。

2 普通地方公共団体の長は、決算及び証書類を監査委員の審査に付し、その意見を附けて、次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

3 決算は、その認定に関する議会の議決とともに、都道府県にあつては自治庁長官、市町村にあつては都道府県知事に報告し、且つ、その要領を告示しなければならない。

4 監査委員を置かない市町村においては、第二項に規定する監査委員の職務は、市町村長が自らこれを行う。

第六節 雑則

第二百四十三条

普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定がある場合を除く外、財産の売却及び貸与、工事の請負並びに物件、労力その他

の供給は、競争入札に付さなければならない。但し、臨時急施を要するとき、入札の価格が入札に要する経費に比較して得失相償わなるとき、又は議会の同意を得たときは、この限りでない。

2 財産の売却、譲渡及び貸与、工事の請負並びに物件、労力その他の供給に関する普通地方公共団体の議会の議決で条例で定めるその重要なものについては、出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公金の徴収若しくは支出の権限を私の団体若しくは個人に委任し、若しくはその権限をこれらの者をして行わせ、又はこれらの者をして営業の免許その他これに類する処分及びこれらの処分に関係のある公金の徴収に関与させてはならない。但し、法律の定めるところにより源泉において徴収する税金又は消費者若しくは行為者が消費若しくは行為の際支払うべき税金を徴収させることを妨げない。

4 前項但書の規定により普通地方公共団体の徴収す

べき税金を徴収する私の団体の代表者（代表者がないときはこれに準ずる者）又は個人は、当該普通地方公共団体の規則の定めるところにより計算をし、計算書並びにその証拠となるべき帳簿及び書類を当該普通地方公共団体の出納長又は収入役に提出し、その検査を受けなければならない。計算書並びにその証拠となるべき帳簿及び書類には、当該団体の税金徴収の責任者又は当該個人がその真正であることを保証する旨を記載し、且つ、これに署名し、印をおさなければならない。

5 前項の検査により公金の取扱について不正の廉があることが判明したときは、出納長又は収入役は、検察官に直ちにその旨を通知しなければならない。

第二百四十三条の二 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長、出納長若しくは収入役又はその他普通地方公共団体の職員について、公金の違法若しくは不当な支出若しくは浪費、財産の違法若しくは不当な処分、特定の目的のために準備した公金の目的外の支出、違法な債務その他の義務の負

担、財産若しくは営造物の違法な使用又は違法若しくは権限を超える契約の締結若しくは履行があると認めるときは、その事実を証する書面を添え、監査委員に対し、監査を行い、当該行為の制限又は禁止に関する措置を講ずべきことを請求することができる。

2 前項の規定による請求があつた場合においては、監査委員は、二十日以内に監査を行い、請求に係る事実があると認めるときは、普通地方公共団体の長に対し当該行為の制限又は禁止を請求し、請求に係る事実がないと認めるときは、その旨を第一項の規定による請求人に通知しなければならない。

3 前項の規定による監査委員の請求があつたときは、普通地方公共団体の長は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、その旨を監査委員及び第一項の規定による請求人に通知しなければならない。

4 前二項の規定による監査委員若しくは普通地方公共団体の長の措置に不服があるとき、又はこれらの者が措置を講じないときは、第一項の規定による請



求人、最高裁判所の定めるところにより、裁判所に對し、当該職員の違法又は権限を超える当該行為の制限若しくは禁止又は取消若しくは無効若しくはこれに伴う当該普通地方公共団体の損害の補てんに關する裁判を求めることができる。

5 監査委員を置かない市町村においては、第一項の規定による請求は、市町村長に對してこれをし、第二項及び第三項の規定による監査委員及び普通地方公共団体の長の職務は、市町村長が自らこれを行う。

第二百四十四条 普通地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年二回以上予算の使用の状況、収入の状況並びに財産、公債及び一時借入金の場合、現在高その他財政に關する事項を説明する文書を作成し、これを住民に公表しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、議会の指定した事業につきその経営状況を明らかにするため、定期に貸借対照表その他必要な書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を附けて次の議会に提出しなければならない。

3 前項の規定中監査委員の審査に關する部分は、監査委員を置かない市町村については、これを適用しない。

第二百四十四条の二 出納長又は収入役その他普通地方公共団体の職員が法令の規定に基いて保管する現金又は物品を亡失又はき損した場合において、善良な管理者の注意を怠つたときは、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、当該普通地方公共団体の長は、監査委員の監査の結果に基き、期限を定めてその損害を賠償させなければならない。但し、出納長又は収入役その他普通地方公共団体の職員が避けることのできない事故に因ること又は物品を当該普通地方公共団体の職員の使用に供した場合において合規の監督を怠らなかつた事を証明したときは、当該普通地方公共団体の長は、これを監査委員の審査に付し、その意見を附けて議会に附議し、その同意を得て、賠償の責任を免除することができる。

第二百四十五条 予算及び決算の調製の様式、予算費

目の流用その他財務に關し必要な規定は、政令でこれを定める。

第二百四十五条の二 普通地方公共団体の財政の運営、普通地方公共団体の財政と国の財政との關係等に關する基本原則については、この法律で定めるものを除く外、別に法律でこれを定める。

第十章 国と普通地方公共団体との關係及び普通公共団体の相互間の關係

第二百四十五条の三 内閣総理大臣又は都道府県知事は、普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、普通地方公共団体に對し、適切と認める技術的な助言又は勧告をすることができる。

2 普通地方公共団体の長は、第二条第九項及び第十項の規定の趣旨を達成するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は都道府県知事に對し、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に關する総合的な監査並びにその結果に基く技術的な助言

又は勧告を求めることができる。

3 内閣総理大臣又は都道府県知事は、普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に關する情報を提供するため必要があると認めるときは、普通地方公共団体に對し、その作成に要する資料の提出を求めることができる。

4 主務大臣又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会若しくは委員は、普通地方公共団体に對し、その担任する事務の運営その他の事項について適切と認める技術的な助言若しくは勧告をし、又は当該事務の運営その他の事項の合理化について情報を提供するため必要な資料の提出を求めることができる。

5 普通地方公共団体の長又は普通地方公共団体の委員会若しくは委員は、主務大臣又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会若しくは委員に對し、その担任する事務の管理及び執行について監査を求め、並びにその結果に基く技術的な助言又は勧告を求めることができる。



第十章 国と普通地方公共団体との関係及び普通公共団体相互間の関係

第二百四十六条 自治庁長官又は都道府県知事は、必要があるときは、普通地方公共団体につき財務に係のある事務の報告をさせ、書類帳簿を徴し又は实地について職務に係のある事務を視察し若しくは出納を検閲することができる。

第二百四十七条 普通地方公共団体の長及び副知事若しくは助役（第二百五十二条第二項の規定による普通地方公共団体の長の職務代理者を含む。以下本条中これに同じ。）にともに事故があるとき、又は普通地方公共団体の長及び副知事若しくは助役がともに欠けたときは、事故のある者を除く外、当該普通地方公共団体の規則で定めた上席の事務吏員が普通地方公共団体の長の職務を行う。

2 前項の規定により普通地方公共団体の長の職を行う者がなくときは、都道府県知事については内閣総理大臣市町村長については都道府県知事は、普通地方公共団体の長の被選挙権を有する者で当該地方公共団体の区域内に住所を有するものの中から臨時代理者を選任し、当該普通地方公共団体の長の職務を

行わせることができる。

3 臨時代理者は、当該普通地方公共団体の長が選挙され、就任する時まで、普通地方公共団体の長の権限に属するすべての職務を行う。

4 臨時代理者により選任又は任命された当該普通地方公共団体の職員は、当該普通地方公共団体の長が選挙され、就任した時は、その職を失う。

5 出納長及び副出納長若しくは収入役及び副収入役（第七十条第四項の規定による収入役職務代理者を含む。以下本条中これに同じ。）にともに事故があるとき、又は出納長及び副出納長若しくは収入役及び副収入役がともに欠けたときは、事故のある者を除く外、当該普通地方公共団体の規則で定めた上席の出納員が出納長又は収入役の職務を行う。

第二百四十八条 普通地方公共団体の選挙管理委員会が成立しない場合において、当該普通地方公共団体の議会もまた成立していないときは、都道府県にあつては内閣総理大臣、市町村にあつては都道府県知事は、臨時選挙管理委員を選任し、選挙管理委員の

職務を行わせることができる。

第二百四十九条 前条の臨時選挙管理委員に対する給与は、当該普通地方公共団体の選挙管理委員に対する給与の例によりこれを定める。

第二百五十条 普通地方公共団体は、第二百二十七条の借入金を除く外、地方債を起し、並びに起債の方法、利息の定率及び償還の方法を変更しようとするときは、当分の間、政令の定めるところにより、自治庁長官又は都道府県知事の許可を受けなければならない。

第二百五十一条 普通地方公共団体相互の間又は普通地方公共団体の機関相互の間に紛争があるときは、この法律に特別の定のあるものを除く外、都道府県又は都道府県の機関が当事者となるものにあつては内閣総理大臣、その他のものにあつては都道府県知事は、当事者の申請に基づき又は職権により、紛争の解決のため、これを自治紛争調停委員の調停に付することができる。

2 自治紛争調停委員は、三人とし、事件ごとに、学

識経験を有する者の中から、内閣総理大臣又は都道府県知事がそれぞれこれを任命する。この場合において、内閣総理大臣又は都道府県知事は、予め当該事件に係のある事務を担当する主務大臣又は都道府県の委員会若しくは委員に協議するものとする。

3 自治紛争調停委員は、調停案を作成して、これを当事者に示し、その受諾を勧告するとともに、その調停案に、理由を附けて公表することができる。

4 自治紛争調停委員は、調停による解決の見込がないと認めるときは、調停を打ち切り、事件の要点及び調停の経過を公表することができる。

5 第一項の調停は、当事者が調停案を受諾して、その旨を記載した文書を内閣総理大臣又は都道府県知事に提出したときに成立するものとする。

6 自治紛争調停委員は、当事者及び関係人の出頭及び陳述を求めることができる。

7 第八十二条第四項の規定は、自治紛争調停委員にこれを準用する。



第十章 国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係

8 この法律に規定するものを除く外、調停に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

第二百五十二条 第三条第三項の条例を除く外、普通地方公共団体は、条例を設け又は改廃したときは、政令の定めるところにより、都道府県にあつては自治庁長官、市町村にあつては都道府県知事にこれを報告しなければならない。

第二百五十二条の二 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部又は普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、又は普通地方公共団体若しくは普通地方公共団体の長その他の執行機関の権限に属する事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては内閣総理大臣、その他のものに

あつては都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、普通地方公共団体の長、委員会又は委員の権限に属する国の事務の一部について協議会を設けようとするときは、予め、都道府県の加入するものにあつては内閣総理大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

3 第一項の協議については、関係普通地方公共団体の協議会の議決を経なければならない。

第二百五十二条の三 普通地方公共団体の協議会は、会長及び委員を以てこれを組織する。

2 普通地方公共団体の協議会の会長及び委員は、規約の定めるところにより常勤又は非常勤とし、関係普通地方公共団体の職員の中から、これを選任する。

3 普通地方公共団体の協議会の会長は、普通地方公共団体の協議会の事務を掌理し、協議会を代表する。

第二百五十二条の四 普通地方公共団体の協議会の規

約には、左に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

一 協議会の名称

二 協議会を設ける普通地方公共団体

三 協議会の管理及び執行する関係普通地方公共団体又は関係普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員の権限に属する事務（以下本条中「協議会の担任する事務」という。）並びに協議会におけるこれらの事務の管理及び執行の方法

四 協議会の担任する事務を管理し及び執行する場所

五 協議会の組織並びに会長及び委員の選任の方法

六 協議会の担任する事務に従事する関係普通地方公共団体の職員の身分の取扱

七 協議会の経費の支弁の方法

八 協議会の担任する事務の用に供する関係普通地方公共団体の物品若しくは財産の取得、管理及び処分又は営造物の設置、管理及び処分の方法

第二編 普通地方公共団体

九 前各号に掲げるものを除く外、協議会と協議会を設ける関係普通地方公共団体との関係その他協議会に關し必要な事項

第二百五十二条の五 普通地方公共団体の協議会が関係普通地方公共団体又は関係普通地方公共団体の長その他の執行機関の名においてした事務の管理及び執行は、関係普通地方公共団体の長その他の執行機関が管理し及び執行したものであるものとしての効力を有する。

第二百五十二条の六 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の協議会を設ける普通地方公共団体の数を増減し、若しくは協議会の規約を変更し、又は協議会を廃止しようとするときは、第二百五十二条の二の例によりこれを行わなければならない。

第二百五十二条の七 普通地方公共団体は、協議会により規約を定め、共同して、第三百三十八条の四第一項に規定する委員会若しくは委員、同条第三項に規定する附属機関、第七十二条第一項に規定する吏員その他の職員、普通地方公共団体の委員会若しくは



第一章 国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係

委員の事務を補助する職員又は第七十四条第一項に規定する専門委員を置くことができる。但し、政令で定める委員会については、この限りでない。

2 前項の規定による執行機関、附屬機関若しくは職員を共同設置する普通地方公共団体の数を増減し、若しくはこれらの執行機関、附屬機関若しくは職員の共同設置に関する規約を変更し、又はこれらの執行機関、附屬機関若しくは職員の共同設置を廃止しよるとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。

3 第二百五十二条の二第二項及び第三項の規定は、前二項の場合にこれを準用する。

第二百五十二条の八 前条の規定により共同設置する普通地方公共団体の委員会若しくは委員又は附屬機関(以下本条中「共同設置する機関」という。)の共同設置に関する規約には、左に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- 一 共同設置する機関の名称

- 二 共同設置する機関を設ける普通地方公共団体
- 三 共同設置する機関の執務場所
- 四 共同設置する機関を組織する委員その他の構成員の選任の方法及びその身分の取扱
- 五 前各号に掲げるものを除く外、共同設置する機関と関係普通地方公共団体との関係その他共同設置する機関に關し必要な事項

第二百五十二条の九 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員で、普通地方公共団体の議会が選挙すべきものの選任については、規約で、左の各号のいずれの方法によるかを定めるものとする。

- 一 規約で定める普通地方公共団体の議会が選挙すること。

- 二 関係普通地方公共団体の長が協議により定めた共通の候補者について、すべての関係普通地方公共団体の議会が選挙すること。

- 2 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員若しくは委員又は附屬機関の委員その他の構成員で、普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体の議

会の同意を得て選任すべきものの選任については、規約で、左の各号のいずれの方法によるかを定めるものとする。

- 一 規約で定める普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体の議会の同意を得て選任すること。

- 二 関係普通地方公共団体の長が協議により定めた共通の候補者について、それぞれの関係普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体の議会の同意を得た上、規約で定める普通地方公共団体の長が選任すること。

3 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員若しくは委員又は附屬機関の委員その他の構成員で、普通地方公共団体の長、委員会又は委員が選任すべきものの選任については、規約で、左の各号のいずれの方法によるかを定めるものとする。

- 一 規約で定める普通地方公共団体の長、委員会又は委員が選任すること。

- 二 関係普通地方公共団体の長、委員会又は委員が協議により定めた者について、規約で定める普通

地方公共団体の長、委員会又は委員がこれを選任すること。

- 4 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員若しくは委員又は附屬機関の委員その他の構成員で第一項又は第二項の規定により選任するものの身分取扱については、規約で定める普通地方公共団体の議会が選挙し又は規約で定める普通地方公共団体の長が選任する場合においては、当該普通地方公共団体の職員とみなし、すべての関係普通地方公共団体の議会が選挙する場合においては、規約で定める普通地方公共団体の職員とみなす。

- 5 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員若しくは委員又は附屬機関の委員その他の構成員で第三項の規定により選任するものの身分取扱については、これらの者を選任する普通地方公共団体の長、委員会又は委員の属する普通地方公共団体の職員とみなす。

第二百五十二条の十 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員若しくは委員又は附屬機関の委員を



第十章 国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係

他の構成員で、法律の定めるところにより選挙権を有する者の請求に基づき普通地方公共団体の議会の議決によりこれを解職することができるものの解職については、関係普通地方公共団体における選挙権を有する者が、政令の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の長に対し、解職の請求を行い、二の普通地方公共団体の共同設置する場合においてははすべての関係普通地方公共団体の議会において解職に同意する旨の議決があつたとき、又は三以上の普通地方公共団体の共同設置する場合においてははその半数を超える関係普通地方公共団体の議会において解職に同意する旨の議決があつたときは、当該解職は、成立するものとする。

第二百五十二条の十一 普通地方公共団体が共同設置する委員会又は委員の事務を補助する職員は、第二百五十二条の九第四項又は第五項の規定により共同設置する委員会又は委員が属するものとみなされる普通地方公共団体（以下本条中「規約で定められる普通地方公共団体」という）の吏員その他の職員

を以て充て、普通地方公共団体が共同設置する附属機関の庶務は、規約で定める普通地方公共団体の執行機関においてこれを掌るものとする。

2 普通地方公共団体が共同設置する委員会若しくは委員又は附属機関に要する経費は、関係普通地方公共団体がこれを負担し、規約で定める普通地方公共団体の歳入歳出予算にこれを計上して支出するものとする。

3 普通地方公共団体が共同設置する委員会が徴収する手数料その他の収入は、規約で定める普通地方公共団体の収入とする。

4 普通地方公共団体が共同設置する委員会が行う関係普通地方公共団体の経営に係る事業の管理及び関係普通地方公共団体の出納その他の事務の通常の監査は、規約で定める普通地方公共団体の監査委員又は規約で定める普通地方公共団体に監査委員を置かないときは当該規約で定める普通地方公共団体の長が毎会計年度少くとも一回以上期日を定めてこれを行うものとする。この場合においては、規約で定め

る普通地方公共団体の監査委員又は規約で定める普通地方公共団体の長で監査委員の職務を行うものは、監査の結果を他の関係普通地方公共団体の長に報告し、且つ、これを公表しなければならない。

第二百五十二条の十二 普通地方公共団体が共同設置する委員会若しくは委員又は附属機関は、この法律その他これらの機関の権限に属する事務の管理及び執行に関する法令、条例、規則その他の規程の適用については、この法律に特別の定があるものを除く外、それぞれの関係普通地方公共団体の委員会若しくは委員又は附属機関とみなす。

第二百五十二条の十三 前五条の規定は、政令の定めるところにより、第二百五十二条の七の規定による普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員の事務を補助する吏員その他の職員又は専門委員の共同設置にこれを準用する。

第二百五十二条の十四 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部又は普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員の権

限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をしてこれを管理し及び執行させることができる。

2 前項の規定により委託した事務を変更し、又はその事務の委託を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。

3 第二百五十二条の二第二項及び第三項の規定は、前二項の規定により普通地方公共団体の事務又はその執行機関の権限に属する事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合にこれを準用する。

第二百五十二条の十五 前条の規定により委託する普通地方公共団体の事務又はその執行機関の権限に属する事務（以下本条中「委託事務」という。）の委託に関する規約には、左に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

一 委託する普通地方公共団体及び委託を受ける普



第十一章 補則

通地方公共団体

二 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法

三 委託事務に要する経費の支弁の方法

四 前各号に掲げるものの外、委託事務に関し必要な事項

第二百五十二条の十六 普通地方公共団体の事務又は普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員の権限に属する事務を、他の普通地方公共団体に委託して、普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をしてこれを管理し及び執行させる場合においては、これらの事務の管理及び執行に関する法令中委託した普通地方公共団体又はその執行機関に適用すべき規定は、当該委託された事務の範囲内において、その事務の委託を受けた普通地方公共団体又はその執行機関について適用があるものとし、別に規約で定をするものを除く外、これらの事務の委託を受けた普通地方公共団体の当該事務の管理及び執行に関する条例、規則又はその機関の定める規

程は、委託した普通地方公共団体の条例、規則又はその機関の定める規程としての効力を有する。

第十一章 補 則

第二百五十三条 都道府県知事の権限に属する市町村に関する事件で数都道府県にわたるものがあるときは、関係都道府県知事の協議により、その事件を管理すべき都道府県知事を定めることができる。

2 前項の場合において関係都道府県知事の協議が調わないときは、内閣総理大臣は、その事件を管理すべき都道府県知事を定め、又は都道府県知事に代つてその権限を行うことができる。

第二百五十四条 この法律における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。

第二百五十五条 この法律に規定するものを除く外、第六条第一項及び第二項並びに第七条第一項及び第三項の場合において必要な事項は、政令でこれを定める。

第二百五十五条の二

市町村の境界に関する裁定若しくは決定又は市町村の境界の確定、普通地方公共団体における直接請求の署名簿の署名、直接請求に基づく議会の解散又は議員若しくは長の解職の投票及び副知事、助役、出納長、収入役、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の議決、議会において行い選挙又は決定、選挙管理委員会において行い資格の決定その他この法律に基く住民の賛否の投票に関する効力は、この法律に定める争訟の提起期間及び管轄裁判所に関する規定によることによつてのみこれを争うことができる。

第二百五十六条 この法律に特別の定があるものを除く外、異議の申立又は訴願の提起は、処分又は決定があつた日から二十一日以内にこれをしなければならぬ。

2 決定書の交付を受けない者に関しては、前項の期間は、告示の日からこれを起算する。

3 異議の申立に関する期間の計算については、訴願の提起に関する期間の計算の例による。

第二編 普通地方公共団体

4 異議の申立は、期限が経過した後においても容認すべき事由があると認めるときは、なお、これを受理することができる。

第二百五十七条 この法律に特別の定があるものを除く外、異議の決定は、その申立を受けた日から三十日以内に、訴願の裁決は、訴願を受理した日から九十日以内にこれをしなければならない。

2 異議の決定又は訴願の裁決をすべき期間内に異議の決定又は訴願の裁決がないときは、この申立又は訴願を斥ける旨の決定又は裁決があつたものとみなすことができる。

3 異議の決定は、文書を以てこれをし、その理由を附けてこれを本人に交付しなければならない。

第二百五十八条 異議の申立があつても処分の執行は、これを停止しない。但し、行政庁は、職権により又は関係人の請求により必要と認めるときは、これを停止することができる。

第二百五十九条 郡の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は郡の区域若しくはその名称を変更



第十一章 補則

しよんとするときは、都道府県知事が、当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 郡の区域内において市の設置があつたとき、又は郡の区域の境界にわたつて市町村の境界の変更があつたときは、郡の区域も、また、自ら変更する。

3 郡の区域の境界にわたつて町村が設置されたときは、その町村の属すべき郡の区域は、第一項の例によりこれを定める。

4 第一項乃至第三項の場合においては、内閣総理大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。第七條第七項の規定は、第一項又は前項の規定により郡の区域をあらたに画し、若しくはこれを廃止し、又は郡の区域を変更する場合にこれを準用する。

5 第一項乃至第三項の場合において必要な事項は、政令でこれを定める。

第二百六十條 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画

し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。

第二百六十一條 一の普通地方公共団体のみに適用される特別法が国会において議決されたときは、衆議院議長は、当該法律を添えてその旨を内閣総理大臣に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知があつたときは、内閣総理大臣は、その日から五日以内に、関係普通地方公共団体の長にその旨を通知するとともに、当該法律その他関係書類を移送しなければならない。

3 前項の規定による通知があつたときは、関係普通地方公共団体の長は、その日から三十一日以後六十日以内に、選挙管理委員会をして当該法律について賛否の投票を行わしめなければならない。

4 前項の投票の結果が判明したときは、関係普通地方公共団体の長は、その日から五日以内に関係書類を添えてその結果を内閣総理大臣に報告しなければならない。その投票の結果が確定したことを知つたときも、また、同様とする。

5 前項の規定により第三項の投票の結果が確定した旨の報告があつたときは、内閣総理大臣は、直ちに当該法律の公布の手続をとるとともに衆議院議長に通知しなければならない。

第二百六十二條 政令で特別の定をするものを除く外、公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定は、前条第三項の規定による投票にこれを準用する。

2 前条第三項の規定による投票は、政令の定めるところにより、普通地方公共団体の選挙又は第七十六條第三項の規定による解散の投票若しくは第八十條第三項及び第八十一條第二項の規定による解散の投票若しくは第二百十三條第四項の規定による投票と同時にこれを行うことができる。

第二編 普通地方公共団体

第二百六十三條 普通地方公共団体の経営する企業の組織及びこれに従事する職員の身分取扱並びに財務その他企業の経営に関する特例は、別に法律でこれを定める。

第二百六十三條之二 普通地方公共団体は、議会の議決を経て、その利益を代表する全国的な公益的法人に委託することにより、他の普通地方公共団体と共同して、火災、水災、震災その他の災害に因る財産又は營造物の損害に対する相互救済事業を行うことができる。

2 前項の公益的法人は、毎年一回以上定期に、その事業の経営状況を関係普通地方公共団体の長に通知するとともに、これを適当と認める新聞紙に二回以上掲載しなければならない。

3 前項の通知があつたときは、関係普通地方公共団体の長は、直ちにこれを公表しなければならない。

4 第一項の相互救済事業で保険事業に該当するものについては、保険業法は、これを適用しない。



第一章 特別市

第三編 特別地方公共団体

第一章 特別市

第二百六十四条 特別市は、その公共事務並びに法律又はこれに基く政令により特別市に属するもの及び従来法律又はこれに基く政令により都道府県及び市に属するもの（政令で特別の定をするものを除く。）の外、その区域内におけるその他の行政事務で国の事務に属しないものを処理する。

2 第二条第三項及び第六項の規定は、前項の事務にこれを準用する。

第二百六十五条 特別市は、都道府県の区域外とする。

2 特別市は、人口五十万以上の市につき、法律でこれを指定する。その指定を廃止する場合も、また、同様とする。

3 特別市の廃置分合又は境界変更をしようとするときは、法律でこれを定める。但し、特別市の区域に市町村若しくは特別区の区域又は所属未定地を編入

する場合においては、関係地方公共団体の議会の議決を経て内閣総理大臣がこれを定める。

4 法律で別に定めるものを除く外、従来地方公共団体の区域に属しなかつた地域を特別市の区域に編入する必要があると認めるときは、内閣がこれを定める。この場合においては、利害関係があると認められる地方公共団体があるときは、予めその意見を聴かなければならない。

5 第三項但書の規定による処分をしたとき、又は前項の規定による処分があつたときは、内閣総理大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、国の関係行政機関の長に通知しなければならない。第七条第七項の規定は、この場合にこれを準用する。

6 第二項の規定により特別市の指定があつたとき又は第三項但書の規定により境界の変更があつたときは、都道府県の境界は、自ら変更する。

7 第三項又は前項の場合において財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によつてこれを定める。

8 第四項の意見又は前項の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

9 第二項の法律は、第二百六十一条及び第二百六十二条の規定により、関係都道府県の選挙人の賛否の投票に付さなければならない。

第二百六十六条 第九条の規定は特別市と市町村又は特別区との境界に関し争論がある場合に、第九条の二の規定はその境界が判明でない場合において争論がないときにこれを準用する。但し、政令で特別の定をすることができる。

第二百六十七条 特別市の区域内に住所を有する者は、当該特別市の住民とする。

第二百六十八条 特別市に市長及び助役を置く。但し、条例で助役を置かないことができる。

2 助役の定数は、条例でこれを定める。

3 特別市の市長は、当該特別市の事務並びに法律又はこれに基く政令によりその権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務及び政令で特別の定をするものを除く外、従来法律又はこれに基く

政令により都道府県知事及び市長の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務を管理し及び執行する。

第二百六十九条 特別市に収入役一人を置く。

2 特別市は、条例で副収入役を置くことができる。

3 副収入役の定数は、条例でこれを定める。

第二百七十条 特別市は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、その区域を分けて行政区を設け、その事務所を置くものとする。

2 特別市の市長は、区長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に行政区の支所を設ける事ができる。

3 行政区の事務所又は支所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

4 第四条第二項の規定は、前項の事務所又は支所の位置及び所管区域にこれを準用する。

第二百七十一条 行政区に区長及び区助役一人を置く。但し、条例で区助役を置かない事ができる。

2 区長は、その被選挙権を有する者について選挙人



## 第一章 特別市

が投票によりこれを選挙する。

3 区助役は、特別市の事務吏員の中から特別市の市長がこれを命ずる。

4 区長は、特別市の市長の定めるところにより、区内に関する特別市の事務及び特別市の市長の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務並びに法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務を掌理する。

5 区助役は、区長の事務を補佐し、区長に事故があるとき、又は区長が欠けたときその職務を代理する。

第二百七十二条 行政区に区収入役一人を置く。

2 区収入役は、特別市の事務吏員の中から特別市の市長がこれを命ずる。

3 特別市の市長、助役、収入役、若しくは監査委員又は区長若しくは区助役と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者は、区収入役となることができない。

4 区収入役は、前項に規定する関係を生じたとき

は、その職を失う。

第二百七十三条 区収入役は、特別市の収入役の命を受け、特別市の出納その他の会計事務並びに特別市の市長及び区長その他特別市の吏員並びに特別市の教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、公安委員会、地方労働委員会、農業委員会、監査委員その他法令又は条例に基づく委員会又は委員及び行政区の選挙管理委員会の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務に関する出納その他の会計事務を掌る。

2 特別市の市長は、収入役の事務の一部を区収入役に委任させることができる。この場合においては、特別市の市長は、直ちにその旨を告示しなければならない。

3 前項に定めるものを除く外、区収入役の権限に関するは、市の収入役に関する規定を準用する。

第二百七十四条 行政区に区出納員を置くことができる。

2 区出納員は、特別市の事務吏員の中から特別市の

市長がこれを命ずる。

3 区出納員は、区収入役の命を受け、出納事務を掌る。

第二百七十五条 前四条に定める者を除く外、行政区に吏員その他の職員を置き、区長の申請により、特別市の市長がこれを任免する。

2 前項の職員は、特別市の職員とし、その定数は、条例でこれを定める。但し、臨時又は非常勤の職員の定数については、この限りでない。

3 第一項の吏員は、区長の命を受け、事務又は技術を掌る。

4 区長は、その権限に属する事務の一部を第一項の吏員に委任し又はこれをして臨時に代理させることができる。

第二百七十六条 行政区に選挙管理委員会を置く。

2 前項の選挙管理委員会に関しては、第二編第七章第二節中市の選挙管理委員会に関する規定を準用する。

第二百七十七条 第十三条、第八十六条第一項、第八

十八条第一項、第九十一条第一項乃至第三項、第四百四十五条、第五百五十二条、第六十条、第六十二条乃至第六十七条、第六十八条第六項及び第七項、第六十九条乃至第七十一条、第八十条の四第四項、第二百二条の二第三項、第七項及び第八項、第二百九条、第二百八条、第二百二十一条、第二百二十四条、第二百三十二条、第二百四十二条第一項並びに第二百六十条中市に関する規定は、これを特別市に適用する。

第二百七十八条 この法律又はこれに基づく政令に特別の定があるものを除く外、第二編中都道府県に関する規定は、特別市にこれを適用する。

第二百七十九条 削除

第二百八十条 この法律に規定するものを除く外、特別市に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

## 第二章 特別区

第二百八十一条 都の区は、これを特別区という。

2 特別区は、左に掲げる公共事務及び行政事務で、

## 第三編 特別地方公共団体



## 第二章 特別区

国又は都に属しないものを、法律又はこれに基く政令の定めるところにより処理する。

一 小学校、中学校、幼稚園及び各種学校を設置し及び管理し並びにこれらに関する教育事務を管理し及び執行すること。但し、教育職員の任用その他の身分取扱、教科内容及びその取扱、教科用図書の採択その他政令で定めるものを除く。

二 主として当該特別区の住民の使用する公園、運動場、広場、緑地及び児童遊園を設置し及び管理すること。

三 主として当該特別区の住民の使用する図書館、公民館及び公会堂を設置し及び管理し並びに主として当該特別区の住民に対する社会教育を行うこと。

四 主として当該特別区の区域内の交通の用に供する道路を設置し及び管理すること。

五 街路樹及び道路の照明施設を設置し及び管理し並びに道路の清掃事業を行うこと。

六 公益質屋、共同作業場、診療所、公衆浴場及び

公共便所を設置し及び管理すること。

七 小売市場を設置し及び管理すること。

八 公共溝渠を管理すること。

九 身分証明、印鑑証明及び登録等に関する事務を行うこと。

十 前各号に掲げるものを除く外、都の処理していない公共事務及び法律若しくはこれに基く政令又は第三項の規定による都の条例により特別区に属する事務

3 特別区の存する区域においては、法律又はこれに基く政令の規定により市が処理しなければならぬ事務の中第四項の規定により都に属するもので、主として特別区の区域内に関するものについては、都は、特別区の議会その他字識経験を有する者等の意見を聴き、条例で、これを特別区に委任するものとする。

4 第二項の規定により特別区に属するものを除く外、特別区の存する区域においては、法律又はこれに基く政令の規定により市が処理しなければならぬ

い事務は、都がこれを処理する。

5 都は、特別区が第二項の規定により処理すべき事務と競合するような事務を行わないようにしなければならない。

第二百八十一条の二 特別区の区長は、特別区の議会の議員の選挙権を有する者で年齢満二十五年以上のものの中から、特別区の議会が都知事の同意を得てこれを選任する。

2 特別区の区長は、当該特別区の事務並びに法律又はこれに基く政令によりその権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務の外、法律又はこれに基く政令により市長の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。但し、政令で特別の定をするものは、この限りでない。

3 都知事は、その権限に属する事務の中で主として特別区の区域内に関するものについては、都の規則によりこれを特別区の区長に委任して管理し及び執行させるものとする。

## 第三編 特別地方公共団体

4 第二項の規定は特別区の委員会又は委員に、前項の規定は都の委員会又は委員の権限に属する事務の特別区の委員会又は委員への委任にこれを準用する。

5 特別区の区長又は委員会若しくは委員が国又は都の機関として処理する事務については、特別区の区長又は委員会若しくは委員は、都知事又は都の委員会若しくは委員の指揮監督を受ける。

第二百八十二条 都は、条例で特別区の事務について特別区相互の間の調整上必要な規定を設けることができる。

2 都は、第二百八十一条第二項及び第三項の規定により特別区に属する事務及び前条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により特別区の区長又は委員会若しくは委員の権限に属する事務の処理又は管理若しくは執行に要する経費の財源について、政令の定めるところにより、特別区の意見を聴いて、条例で、都と特別区及び特別区相互の間の調整上必要な措置を講じなければならない。



第二章 特別区 第三章 地方公共団体の組合

3 都知事は、特別区に対し、特別区の存する区域における都の事務の処理との調整上、特別区の手務の処理について必要な助言又は勧告をすることができ

る。  
第二百八十三条 この法律又は政令で特別の定をするものを除く外、第二編中市に関する規定は、特別区にこれを適用する。

第三章 地方公共団体の組合

第二百八十四条 普通地方公共団体並びに特別市及び特別区は、第三項の場合を除く外、その事務の一部又は普通地方公共団体、特別市及び特別区の長、委員会若しくは委員の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県及び特別市の加入するものにあつては内閣総理大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、地方公共団体の組合を設けることができる。(これを一部事務組合という。)この場合において、組合内の

地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなつたときは、その執行機関は、組合の成立と同時に消滅する。

2 町村は、特別の必要がある場合においては、その事務の全部を共同処理するため、その協議により規約を定め、前項の例により、町村の組合を設けることができる。(これを全部事務組合という。)この場合においては、組合内の各町村の議会及び執行機関は、組合の成立と同時に消滅する。

3 町村は、特別の必要がある場合においては、役場事務を共同処理するため、第一項の例により、町村の組合を設けることができる。(これを役場事務組合という。)この場合において、組合内各町村の執行機関の権限に属する事項がなくなつたときは、その執行機関は、組合の成立と同時に消滅する。

4 公益上必要がある場合においては、都道府県知事は、政令の定めるところにより、第一項の規定による市町村及び特別区の組合を設けることができる。

5 前項の市町村及び特別区の組合に関しては、この法律にかかわらず、政令で特別の規定を設けることができる。

第二百八十五条 前条第一項乃至第四項の規定による地方公共団体の組合は、法人とする。

第二百八十六条 地方公共団体の組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、都道府県及び特別市の加入するものにあつては内閣総理大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 全部事務組合は、前項の規定にかかわらず、その組合を組織する町村の数を減少し又は組合の規約を変更しようとするときは組合の議会の議決により、その組合を組織する町村の数を増加しようとするときは組合とあらたに加入しようとする町村との協議により、都道府県知事の許可を受けなければならない。

第二百八十七条 一部事務組合の規約には、左に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- 一 組合の名称
  - 二 組合を組織する地方公共団体
  - 三 組合の共同処理する事務
  - 四 組合の事務所の位置
  - 五 組合の議会の組織及び議員の選挙の方法
  - 六 組合の執行機関の組織及び選任の方法
  - 七 組合の経費の支弁の方法
- 2 全部事務組合の規約には前項第一号乃至第四号、役場事務組合の規約には同項第一号乃至第五号及び第七号につき規定を設けなければならない。
- 3 地方公共団体の組合の議員又は管理者その他の職員は、第九十二条第二項及び第四百四十一条第二項(第二百七十八条又は第二百八十三条において適用し又は準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、組合を組織する地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長その他の職員と兼ねることができる。



### 第三章 地方公共団体の組合

**第二百八十八条** 一部事務組合又は役場事務組合を解散しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、第二百八十四条第一項の例により、内閣総理大臣又は都道府県知事に届出をしなければならぬ。

2 全部事務組合を解散しようとするときは、組合の議会の議決により、都道府県知事の許可を受けなければならぬ。

**第二百八十九条** 第二百八十六条又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議により若しくは関係地方公共団体と組合との協議により又は組合の議会の議決によりこれを定める。

**第二百九十条** 第二百八十四条第一項乃至第三項、第二百八十六条、第二百八十八条第一項及び前条の協議については、関係地方公共団体にあつてはその議会、組合にあつては組合の議会の議決を経なければならぬ。

**第二百九十一条** 地方公共団体の組合の経費の分賦に

関し、違法又は錯誤があると認めるときは、地方公共団体は、その告知を受けた日から三十日以内に組合の管理者に異議の申立をすることができる。

2 前項の異議の申立があつたときは、組合の管理者は、組合の議会に諮つてこれを決定しなければならぬ。

3 組合の議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内にその意見を述べなければならぬ。

**第二百九十二条** 地方公共団体の組合については、法律又はこれに基づく政令に特別の定があるものを除く外、都道府県及び特別市の加入するものにあつては都道府県に関する規定、市及び特別区の加入するもので都道府県及び特別市の加入しないものにあつては市に関する規定、その他のものにあつては町村に関する規定を準用する。

**第二百九十三条** 第二百五十三条の規定は、第二百八十四条第一項乃至第四項、第二百八十六条及び第二百八十八条の規定による処分これを準用する。

### 第四章 財産区

**第二百九十四条** 法律又はこれに基づく政令に特別の定があるものを除く外、市町村並びに特別市及び特別区の一部で財産を有し又は營造物を設けているもの（これを財産区という。）があるときは、その財産又は營造物の管理及び処分については、この法律中地方公共団体の財産又は營造物の管理及び処分に関する規定による。

2 前項の財産又は營造物に関し特に要する経費は、財産区の負担とする。

3 前二項の場合においては、地方公共団体は、財産区の収入及び支出については会計を分別しなければならぬ。

**第二百九十五条** 財産区の財産又は營造物に関し必要があると認めるときは、市町村及び特別区の財産区にあつては都道府県知事、特別市の財産区にあつては特別市の市長は、議会の議決を経て市町村若しくは特別区又は特別市の条例を設定し、財産区の議会は

又は總會を設けて財産区に関し市町村若しくは特別区又は特別市の議会の議決すべき事項を議決させることができる。

**第二百九十六条** 財産区の議会の議員の定数、任期、選挙権、被選挙権及び選挙人名簿に関する事項は、前条の条例中にこれを規定しなければならない。財産区の總會の組織に関する事項についても、また、同様とする。

2 前項に規定するものを除く外、財産区の議会の議員の選挙については、公職選挙法第二百六十八条の定めるところによる。

3 財産区の議会又は總會に関しては、第二編中町村の議会に関する規定を準用する。

**第二百九十七条** この法律に規定するものを除く外、財産区の事務に関しては、政令でこれを定める。

### 附 則

**第一条** この法律は、日本国憲法施行の日から、これ



を施行する。

第二条 東京都制、道府県制、市制及び町村制は、これを廃止する。但し、東京都制第八十九条乃至第一百九十一条及び第九十八条の規定は、なお、その効力を有する。

第三条 この法律施行の際現に東京都長官、北海道庁長官、府県知事、市町村長及び市町村長に準ずる者若しくは東京都議会議員、道府県議会議員、市町村会議員及び市町村会議員に準ずる者又は都道府県若しくは市町村及びこれに準ずるものの他の職に在る者は、この法律又は他の法律で別に定める者を除く外、この法律により選挙又は選任された都道府県若しくは市町村及びこれに準ずるものの長若しくは議会の議員又は都道府県若しくは市町村及びこれに準ずるものの他の相当する職に在る者とみなし、任期があるものについては、その任期は、従前の規定による選挙又は就任の日からこれを起算する。

2 都又は特別区の議会の議員の定数は、第九十条第一項又は第九十一条第一項の規定にかかわらず、次

の総選挙までの間は、なお、従前の規定による。  
第四条 この法律又は他の法律に特別の定があるものを除く外、都道府県に関する職制に関しては、当分の間、なお、従前の都庁府県に関する官制の規定を準用する。但し、政令で特別の規定を設けることができる。

第五条 この法律又は他の法律の特別の定があるものを除く外、都道府県の吏員に関しては、別に普通地方公共団体の職員に関して規定する法律が定められるまで従前の都庁府県の官吏又は待遇官吏に関する各相当規定を準用する。但し、政令で特別の規定を設けることができる。

2 都道府県の吏員は、政令の定めるところにより、分限委員会の承認を得なければ事務の都合により休職を命ぜられることはない。

3 前項の分限委員会の名称、組織、権限等は、政令でこれを定める。

第六条 第七条 削除

第八条 政令で定める事務に従事する都道府県の職員

は、第七十二条、第七十三条及び第七十五条

の規定にかかわらず、当分の間、なお、これを官吏とする。この場合において必要な事項は、政令でこれを定める。

第九条 この法律に定めるものを除く外、地方公共団体の長の補助機関たる職員、選挙管理委員及び選挙管理委員会の書記並びに監査委員及び監査委員の事務を補助する書記の分限、給与、服務、懲戒等に関しては、別に普通地方公共団体の職員に関して規定する法律が定められるまでの間は、従前の規定に準じて政令でこれを定める。

第十条 都道府県及び特別市は、軍人軍属であつた者の身上の取扱に関する事務、その家族等に対する俸給その他の給与に関する事務及び未引揚邦人の調査に関する事務並びに特別未帰還者給与法（昭和二十三年法律第二百七十九号）の施行に関する事務を処理しなければならない。但し、政令で特例を設けることができる。

2 前項の事務の処理に関しては、政令で必要な規定

附則

を設けることができる。

3 第一項の事務は、都にあつては民生局、道府県にあつては民生部、民生労働部又は厚生労働部、特別市にあつては市長の定める局部においてこれを掌る。

4 第一項の事務を処理するために要する経費は、国库の負担とする。

第十一条 従前の東京都制、道府県制、市制若しくは町村制又はこれらの法律に基いて発する命令によつてした手続その他の行為は、これをこの法律又はこれに基いて発する命令中の相当する規定によつてした手続その他の行為とみなす。

第十二条 この法律施行前東京都制、道府県制、市制若しくは町村制又はこれらの法律に基いて発する命令により行つた選挙に関して、これらの法律において準用する衆議院議員の選挙に関する罰則を適用すべきであつた行為については、なお、従前の例による。

第十三条 他の法令中地方長官、東京都長官、北海道庁長官又は都道府県若しくは東京都の区の官吏に関



附則

する規定は、政令で特別の規定を設ける場合を除く外、各々都道府県知事若しくは特別市の市長、都知事、道知事又は都道府県若しくは特別区の相当する吏員に関する規定とみなす。

第十四条 他の法令中都道府県参事会若しくは都道府県参事会員又は市参事会若しくは市参事会員に関する規定は、この法律による都道府県、特別市若しくは市の議会又はこれらの議会の議員に関する規定とみなす。

第十五条 他の法令中に東京都制、道府県制、府県制、市制又は町村制の規定を掲げている場合において、この法律中これらの規定に相当する規定があるときは、政令で特別の規定を設ける場合を除く外、各々この法律中のこれらの規定に相当する規定を指しているものとする。

第十六条 他の法令中都道府県及び市に関する規定は、政令で特別の規定を設ける場合を除く外、特別市にも、また、これを適用する。

2 他の法令中の従前の市制第六条の市又は市制第八

十二条第一項若しくは市制第八十二条第三項の市に関する規定は、特別市及び第五十五条第二項の市に関する規定とみなす。

第十七条 他の法令の市に関する規定中第二百八十一条第二項各号に掲げる特別区に属する事務に関するもの並びに第二百八十一条の二第二項又は同条第四項において準用する第二百八十一条の二第二項の規定により特別区の長、委員会又は委員の権限に属する事務に関するものは、政令で特別の規定を設ける場合を除く外、特別区にも、また、これを適用する。

第十八条 他の法令中従前郡長の管轄した区域に関する規定は、郡に関する規定とみなす。但し、政令で特別の規定を設けることができる。

第十九条 他の法令中都議会議員選挙管理委員会、道府県会議員選挙管理委員会、市町村会議員選挙管理委員会若しくは市町村会議員選挙管理委員会に準ずる選挙管理委員会に関する規定は、都道府県又は市町村若しくは市町村に準ずるものの選挙管理委員会

に関する規定とみなす。

第二十条 戸籍法の適用を受けない者の選挙権及び被選挙権は、当分の間、これを停止する。

2 前項の者は、選挙人名簿にこれを登載することができない。

第二十一条 この法律の施行に関し必要な規定は、政令でこれを定める。

附則

第一条 この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。但し、第二十六条及び第二十七条の改正規定並びに附則第四条は昭和二十二年十二月二十日から、全国選挙管理委員会に関する規定は公布の日から、これを施行する。

第二条 従前の地方自治法第九十一条第二項の規定により議員の定数を増加した市町村においては、現任議員の任期中に限り、その数を以て定数とする。但し、議員に欠員を生じたときは、これに応じて、その定数は、同条第一項の定数に至るまで減少するものとする。

附則

第三条 地方自治法第五十八条第一項但書の規定により設けた部で同条同項の改正規定により設けることできなくなつたものは、この法律施行の日から九十日以内に限りこれを存続させることができる。

第四条 昭和二十二年法律第二号（衆議院議員選挙法第十二条の特例等に関する件）の一部を次のように改正する。

2 第一条第一項中「昭和二十一年法律第三十号（衆議院議員選挙人名簿等の臨時特例に関する件）第一条の規定による」を「衆議院議員選挙法第十二条第一項の規定により昭和二十二年九月十五日の現在で調製する」に、市区町村会議員選挙管理委員会を「市町村の選挙管理委員会」に改め、「本人の」を削り、同条第二項中「市区町村（これに準ずるものを含む。以下これに同じ。）」を「市町村（特別区、全部事務組合及び役場事務組合を含む。以下これに同じ。）」に、「市区町村の区域」を「市町村の区域（特別区については特別区の存する区域）」に、「住居」を「住所」に改め、同項の次に次の一項を加える。



附則

第一項の選挙人名簿を調製する場合には、衆議院議員選挙法第五条第一項及び第十二条第一項の規定による年齢及び住所の期間は、選挙の期日よりこれを算定する。

3 同条第四項中「東京都制第九十三条ノ十三第一項、道府県制第七十四条ノ十三第一項、市制第七十三条ノ九第一項、町村制第六十一条ノ八第一項及び第三百三十六条並びに東京都制施行令第七十八条ノ十第一項の規定による選挙」を「地方自治法第六十五条第一項の規定による選挙（特別区並びに全部事務組合及び役場事務組合におけるこれに相当する選挙を含む。）」に、同条第五項中「前三項」を「前四項」に改める。

4 第二条第一項中「東京都制第十六条ノ十一第一項、市制第二十条ノ二第一項及び町村制第十七条ノ二第一項」を「地方自治法第二十六条第一項及び第二項」に改める。

5 第三条を削る。

第五条 この法律施行の際地方公共団体の徴収すべき

たときは、最高裁判所の定めるところにより裁判所は、当該団体の解散を命ずることができる。

5 前項の規定により解散を命ぜられた団体は、最高裁判所の定める手続に従い、直ちに解散しなければならない。

6 第一項の期間内に計算書並びにその証拠となるべき帳簿及び書類を提出しないとき、又はこれらの書類に虚偽の記載をしたときは、当該団体の代表者又は当該個人は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。但し、情状によりこれらの刑を併科することを妨げない。

第六条 この法律の施行に関し必要な規定は、政令でこれを定める。

附 則 (昭和二十三年三月三十一日法律第十四号)

この法律は、公布の日から、これを施行する。

附 則 (昭和二十三年七月二十)

第一条 この法律は、昭和二十三年八月一日から、これを施行する。

附則

税金、分担金、使用料及び手数料その他の公金を現に徴収している団体の代表者（代表者がいないときはこれに準ずる者）又は個人は、当該地方公共団体の規則の定めるところにより、この法律施行の日から三十日以内に計算をし、計算書並びにその証拠となるべき帳簿及び書類を当該地方公共団体の出納長又は収入役に提出し、その検査を受けなければならない。計算書並びにその証拠となるべき帳簿及び書類には、当該団体の公金徴収の責任者又は当該個人がその真正であることを保証する旨を記載し、且つ、これに署名し、印をおさなければならない。

2 前項の書類は、当該地方公共団体の規則の定めるところにより、執務時間中住民の閲覧に供さなければならない。

3 第一項の検査により公金の取扱について不正の嫌疑があることが判明したときは、出納長又は収入役は、検察官に直ちにその旨を通知しなければならない。

4 前項の規定による事件に関し検察官の請求があつ

2 この法律施行の際現に地方公共団体の議会の議員と当該地方公共団体以外の地方公共団体の長、副知事若しくは助役又は出納長若しくは副出納長若しくは収入役若しくは副収入役その他の有給の職員を兼ねるものについては、これらの職を兼ねている間に限り、地方自治法第九十二条第二項及び第四百一条第二項の改正規定（これらの規定を適用又は準用する規定を含む。）はこれを適用しない。この法律施行の際現に同法第五十五条第二項及び第六十五条第十一項の規定の適用又は準用を受ける得票者について、また、同様とする。

第二条 昭和十二年七月七日から同二十年九月二日に至るまでの間において、市町村の区域の変更があつたときは、その変更に係る区域の住民は、第七条の規定にかかわらず、本条の定めるところにより、従前の市町村の区域でその市町村を置き、又は従前の市町村の区域の通りに市町村の境界変更をすることが出来る。

2 前項の処分は、政令の定めるところにより、市町



村の選挙管理委員会に対し、変更に係る区域の住民で選挙人名簿に登録されている者の総数の三分の一以上の者の連署を以て、その代表者から、これを請求しなければならぬ。

3 前項の請求があつたときは、選挙管理委員会は、請求を受理した日から三十日以内に、当該区域が従前属していた市町村の選挙人の投票に付さなければならぬ。

4 第二項の規定による区域が現に存する他の市町村に属していた場合においては、前項の投票に関する事務は、同項の規定にかかわらず、その市町村の選挙管理委員会がこれを管理する。この場合において必要な事項は、政令でこれを定める。

5 第三項の投票において有効投票の三分の二以上の同意があつたときは、委員会は、都道府県知事及び都道府県の議会に報告し、都道府県知事は、当該報告に基づき第六項の定める期間の経過後に市町村の廃置分合又は境界変更を定め、内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

6 都道府県の議会に前項の報告があつた日から三十日以内に、当該都道府県の議会において、その議員の発議により、出席議員の四分の三以上の多数でこれに同意すべきではないとの議決があつたときは、都道府県知事は、市町村の廃置分合又は境界変更を定めることができない。

7 第五項の場合において第一項の市町村の区域の変更に伴い処分した財産があるときは、現に存する市町村は、これが現に存する限度において、議会の議決を経てその変更に係る区域が従前属していた市町村に返還しなければならない。

8 前項の財産処分不服がある市町村は、裁判所に告訴することができる。

9 第五項の規定による届出を受理したときは、内閣総理大臣は、直ちにその旨を告示しなければならない。

10 政令で特別の定をするものを除く外、地方自治法第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は、第二項の規定による請求者の署名に、公職選挙法

(昭和二十五年法律第百号)中普通地方公共団体の選挙に関する規定は、第三項の規定による投票に、地方自治法第二百五十五条の二の規定は、第二項の規定による請求者の署名及び第三項の規定による投票

に関する争訟にこれを準用する。

11 第二項の請求は、この法律施行の日から二年以内

第三條 法律又は政令に特別の定がある場合を除く外、この法律施行の際現になされている地方公共団体の財産又は営造物の使用の許可で改正後の地方自治法第二十三条第二項の規定に基く条例により定められた独占的な使用の許可に該当するものは、この法律施行の日から十年以内に、夫々改正後の同条の規定による手続を経て必要な同意を得なければ、この法律施行の日から十年を経過したときは、将来に向つてその効力を失う。

第四條 警察法の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項を削る。

第四十四条中「第二十四条第一項、第三項乃至第五

項」を「第二十四条」に但書中「第二十四条第五項」を「第二十四条第四項」に改める。

第五條 この法律の施行に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

附則 (昭和二十三年七月二十一日法律第百八十号)

この法律は、昭和二十三年九月一日から、これを施行する。

附則 (昭和二十三年十二月二十一日法律第百八十号)

この法律は、昭和二十四年一月一日から施行する。

附則 (昭和二十五年五月四日法律第百四十三号)

1 この法律は、昭和二十五年五月十五日から施行する。但し、附則第八項の規定は、昭和二十五年四月三十日から適用する。

2 地方自治法第百五十八条第一項の規定による都道府県の局部で同条第一項又は第三項の改正規定により存置させることができなくなつたものは、この法



附則

律施行の日から九十日以内に限り、存続させることができる。

3 都道府県知事は、昭和二十四年五月三十一日現在において、道路運送監理事務所の所掌に属する事務でこの法律施行の際現にその権限に属するものを分掌させるため、改正後の地方自治法第百五十八条第一項から第三項まで及び第五項の規定にかかわらず、当分の間、条例で事務所を置くものとする。

4 前項の事務所的位置、名称その他必要な事項は、条例で定めなければならない。

5 地方自治法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。  
附則第二条第五項を次のように改める。

第三項の投票において有効投票の三分の二以上の同意があつたときは、委員会は、都道府県知事及び都道府県の議会に報告し、都道府県知事は、当該報告に基き第六項の定める期間の経過後に市町村の廃置分合又は境界変更を定め、内閣総理大臣に届け出なければならない。

同条第六項中「前項」を第五項に改め、同項を第七項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。

都道府県の議会に前項の報告があつた日から三十日以内に、当該都道府県の議会において、その議員の発議により、出席議員の四分の三以上の多数でこれに同意すべきでないとの議決があつたときは、都道府県知事は、市町村の廃置分合又は境界変更を定めることができない。

同条第十項中「政令で特別の定をするものを除く外、」の下に「地方自治法第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は、第二項の規定による請求者の署名に、」を、「投票に」の下に「地方自治法第二百五十五条の二の規定は、第二項の規定による請求者の署名及び第三項の規定による投票に関する争訟に」を加える。

6 この法律施行の際現に地方自治法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第七十九号）附則第二条第二項の規定に基きその手続を開始している請求

については、改正後の同条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

7 前項の規定は、この法律施行の際現に、地方自治法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第七十九号）附則第二条第二項の規定に基き請求に係る市町村の廃置分合又は境界変更で改正前の同条第五項の規定により当該都道府県の議会の議決において出席議員の過半数の同意が得られなかつたもの又は同条第二項の規定に基きその手続を開始している請求に係る市町村の廃置分合又は境界変更について、改正後の同条の規定に基きあらたな請求をすることをお妨げるものと解してはならない。

8 公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律（昭和二十五年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第二条の規定による地方自治法第百二十八条及び第百四十四条の改正規定中「裁決若しくは」を「裁決又は」に改め、「又は前条の規定による決定若しくは判決」を削る。

9 改正後の地方自治法第二百五十五条の二（地方自治法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第七十九号）附則第二条第十項において準用する場合を含む。）に規定する争訟で、この法律施行の際現に裁判所にかかつているものは、同条の規定にかかわらず、なお、従前の例によるものとする。

10 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則  
この法律は、昭和二十六年六月一日から施行する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の地方自治法第九十二条第二項の規定（同法第九十二条及び第九十六条第三項において準用する場合を含む。）及び第四百十一条第二項の規定（同法第六十六条第二項、第六十八条第六項、第九十二条及び第九十六条第三項において準用する場合を含む。）施行の際現に地方公

附則



別表第一

共同体の議会の議員又は地方公共団体の長と常勤の職員とを兼ねている者については、これらの規定は、その現に兼ねている職に限り適用しない。この法律施行の際現に公職選挙法第九十五条第二項又は第一百八条第二項の規定の適用を受ける得票者についても、また、同様とする。

別表第一

都道府県が処理しなければならない事務

- 一 不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）の定るところにより、登記の嘱託をすること。
- 二 国立公園法（昭和六年法律第三十六号）及びこれに基く政令の定めるところにより、国立公園事業により生じた施設を管理すること。
- 三 優生保護法（昭和二十三年法律第五十六号）の定めるところにより、優生結婚相談所を設置すること。
- 四 精神衛生法（昭和二十五年法律第二百二十三号）の定めるところにより、精神病院を設置すること。
- 五 伝染病予防法（明治三十年法律第三十六号）の定

めるところにより、ねずみ族、こん虫等の駆除を行い、これに必要な器具、薬品その他の物件を設備し、及び市町村の支弁した伝染病予防のための費用の一部を支出すること。

- 六 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）の定めるところにより、患者に対して医療に必要な費用の二分の一を負担し、従業の禁止又は療養所への入所を命じた患者が経済的事情により医療を受けることが困難であるときその医療費の全部又は一部を負担し、及び市町村、事業主等が支弁した健康診断等に要する費用に対して補助すること。
- 七 癩予防法（明治四十年法律第十一号）の定めるところにより、主務大臣の命を受けてらい療養所を設置し、及び従業禁止又は入所に因り生活することのできない者に対して生活費を補給すること。
- 八 性病予防法（昭和二十三年法律第六十七号）の定めるところにより、病院又は診療所を設置すること。
- 九 寄生虫予防法（昭和六年法律第五十九号）の定め

るところにより、寄生虫病の予防及び治療のため市町村が支出する費用の一部を支出すること。

- 十 旅館業法（昭和二十三年法律第三百十八号）の定めるところにより、旅館業の営業の施設についての換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置の基準を条例で定めること。
- 十一 興行場法（昭和二十三年法律第三百十七号）の定めるところにより、興行場の換気、照明、防湿及び清潔その他入場者の衛生に必要な措置の基準を条例で定めること。
- 十二 公衆浴場法（昭和二十三年法律第三百十九号）の定めるところにより、公衆浴場の設置場所の配置の基準、公衆浴場の換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準を条例で定めること。
- 十三 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）の定めるところにより、食品衛生検査施設を設置すること。
- 十四 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の定め

別表第一

めるところにより、主務大臣の命を受けて公的医療機関を設置すること。

- 十五 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）の定めるところにより、生活保護等に要する費用を一時繰替支弁し、及び市町村の生活保護等に要する費用の一部を負担すること。
- 十六 民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）の定めるところにより、民生委員等に要する費用を支弁すること。
- 十七 行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治三十二年法律第九十三号）の定めるところにより、行旅病人又は行旅病人の同伴者の引取をする者がいないとき等においてこれらを引き取り、及び市町村の行つた救護等に要した費用を弁償すること。
- 十八 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の定めるところにより、身体障害者更生相談所を設置し、及び市町村の身体障害者更生援護施設を設置に要する費用の一部を負担すること。
- 十九 災害救助法（昭和二十二年法律第一百十八号）及



別表第一

びこれに基く政令の定めるところにより、災害救助基金を積み立てること。

二十 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）及びこれに基く政令の定めるところにより、教護院を設置し、並びに市町村の設置する児童福祉施設の設備及び職員の養成施設に要する費用の一部を負担すること。

二十一 緊急失業対策法（昭和二十四年法律第八十九号）の定めるところにより、失業対策事業を実施し、及び公共事業の実施に際して失業対策上必要な措置を講ずること。

二十二 農業委員会法（昭和二十六年法律第八十八号）の定めるところにより、都道府県農業委員会の委員の選挙に関する事務を管理し、及び都道府県農業委員会の委員の解任請求に関する事務を行うこと。

二十三 植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）の定めるところにより、主務大臣の行う発生予察事業に協力し、植物を檢疫し有害動物又は有害植物の防除に關し必要な措置を講じ、指定有害動植物以外

の有害動物又は有害植物について発生予察事業を行い、並びに条例で定める区域ごとに病害虫防除員及び防除に必要な器具を置くこと。

二十四 牧野法（昭和二十五年法律第百九十四号）の定めるところにより、牧野を管理し、牧野管理規程を定め、及び牧野管理規程に従つて牧野を利用させること。

二十五 蚕糸業法（昭和二十年法律第五十七号）及びこれに基く政令の定めるところにより、繭の檢定施設を設け、繭の檢定を行い、原蚕種を製造し、及び蚕種に関する検査その他蚕病の駆除又は予防のため必要な吏員を置くこと。

二十六 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の定めるところにより、海区漁業調整委員会（北海道の海区漁業調整委員会を除く。）の委員の選挙に関する事務を管理し、並びに委員の解職の請求及び投票に関する事務を行うこと。

二十七 水防法（昭和二十四年法律第九十二号）の定めるところにより、水防管理団体を指定し、水防計

その他研修に関する計画を樹立し、及び実施すること。

三十一 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設を運営し、社会教育関係団体の求めに応じて社会教育に関する事業に必要な援助を行い、及び学校教育上支障のない限り、その管理する学校の施設を社会教育のための利用に供する等社会教育の奨励に必要な事務を行うこと。

三十二 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）の定めるところにより、文化財保護委員会の指示を受けて央跡名勝天然記念物の管理を行うこと。

三十三 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）の定めるところにより、市町村立の学校の職員の給料その他の給与の負担に関する事務を行うこと。

三十四 学校施設の確保に関する政令（昭和二十四年政令第三十四号）の定めるところにより、学校教育上支障があると認める場合において、当該学校施設

画を作成し、及び水防計画作成のため必要があるときは、関係者に資料の提出を命じ、又は職員等が必要な土地に立ち入らせ、並びに指定管理団体の水防計画を承認し、水防信号等を定める等の事務を行うこと。

二十八 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）の定めるところにより、国の機関が当該都道府県の区域において行う国土調査の実施方法について意見を述べること。

二十九 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の定めるところにより、盲学校、ろう学校又は養護学校を設置し、及び管理し、並びに町村が小学校及び中学校を設置する負担に堪えないとき町村に必要な補助を与えること。

三十 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の定めるところにより、都道府県立学校の教育公務員並びに都道府県教育委員会の教育長及び専門的教育職員の採用候補者名簿を作成し、並びにこれらの者の研修に要する施設、研修を奨励するための方途

別表第一



別表第二

の占有者に対してその全部又は一部の返還を命ずる等の事務を行うこと。

三十五 ユネスコ活動に関する法律（昭和二十七年法律第二百七号）の定めるところにより、ユネスコ活動を行い、及び民間のユネスコ活動に対して助言を与える等の事務を行うこと。

三十六 風俗営業取締法（昭和二十三年法律第二百二十号）の定めるところにより、風俗営業の許可に関する条例を設け、及び風俗営業における営業の場所、営業時間等について必要な制限を条例で定めること。

別表第二

一 市が処理しなければならない事務

(一) 結核予防法の定めるところにより、患者に対して医療に必要な費用の二分の一を負担すること。（保健所を設置する市に限る。）

(二) 癩予防法の定めるところにより、従業禁止に因り生活することのできない者に対して生活費を補給すること。（保健所を設置する市に限る。）

(三) 汚物掃除法（明治三十三年法律第三十一号）の定めるところにより、その区域内の汚物を掃除し、及び清潔を保持すること。

(四) 食品衛生法の定めるところにより、食品衛生検査施設を設置すること。（保健所を設置する市に限る。）

(五) 下水道法（明治三十三年法律第三十二号）の定めるところにより、主務大臣の命を受けて下水道を築造し、並びに下水道疏通施設を設置し、及び管理すること。

(六) 文化財保護法の定めるところにより、文化財保護委員会の指定を受けて史跡名勝天然記念物の管理を行うこと。（第百五十五條第二項の市に限る）

(七) 警察法（昭和二十二年法律第九十六号）の定めるところにより、警察を維持し、並びに法律及び秩序の執行の責に任ずること。

二 市町村が処理しなければならない事務（市については、前号に掲げるものを除く。）

別表第二

(一) 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）の定めるところにより、その区域における消防の責任を負い、消防本部、消防団、消防職員及び消防団員の訓練機関の全部又は一部を設置し、並びに非常勤の消防団員の公務に因る損害の補償等を行うこと。

(二) 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）の定めるところにより、消防に必要な水利施設を設置し、維持し、及び管理し、並びに危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所、映写技術者の資格、映写室の構造及び設備、消火設備等について条例で必要な基準を定め、その他火災の予防、警戒、鎮圧等のため必要な措置を講ずること。

(三) 住民登録法（昭和二十六年法律第二百十八号）の定めるところにより、住民票を作製し、その謄本又は抄本を交付し、戸籍の附票を作製し、登録事項の届出を受理し、及び通知し、その他住民登録に関する事務を行うこと。

(四) 不動産登記法の定めるところにより、登記の嘱

託をすること。

(五) 土地台帳法（昭和二十二年法律第三十号）及び家屋台帳法（昭和二十二年法律第三十一号）の定めるところにより、土地台帳及び家屋台帳の副本を備えること。

(六) 国立公園法の定めるところにより、主務大臣の命を受けて国立公園事業により生じた施設を管理すること。

(七) 伝染病予防法及びこれに基く政令の定めるところにより、伝染病が流行し、又は流行の慮があるとき、予防委員を設置し、ねずみ族、こん虫等の駆除を行い、及び駆除に必要な施設をし、清潔方法及び消毒方法を施行し、予防上必要な医師その他の人員を雇い入れ、器具その他の物件を設備し、伝染病院、隔離病舎、隔離所又は消毒所を設置し、並びに家用水の停止期間中家用水を供給すること。なお、人口一万三千以上の市町村にあつては、ねずみ族、こん虫等の駆除を行い、及び器具、薬品その他の物件を設備すること。

別表第二



別表第二

- (八) 癩予防法の定めるところにより、市町村長が行う一時救護等に要する費用を繰替支弁すること。
- (九) 「トラホーム」予防法（大正八年法律第二十七号）の定めるところにより、都道府県知事の指示に従い、トラホームの予防及び治療に関する施設を設けること。
- (十) 寄生虫病予防法の定めるところにより、都道府県知事の指示に従い、寄生虫病の予防及び治療に関する施設を設けること。
- (十一) 水道条例（明治二十三年法律第九号）の定めるところにより、主務大臣の命を受けて水道を布設し、都道府県知事の命を受けて水道を改良し、工事が落成し、又は改築修理が終つたとき都道府県知事に届け出て監査を受け、並びに布設した水道について共用給水器及び消火栓を設置する等の事務を行うこと。
- (十二) 屠場法（明治三十九年法律第三十二号）の定めるところにより、主務大臣の命を受けて、場を設置し、及び都道府県知事から廃場を命ぜられた私設と、場主に対して損失を補償すること。
- (十三) 医療法の定めるところにより、主務大臣の命を受けて公的医療機関を設置すること。
- (十四) 生活保護法の定めるところにより、生活保護等に要する費用を一時繰替支弁すること。
- (十五) 児童福祉法の定めるところにより、都道府県知事の命を受けて児童福祉施設を設置し、及び児童福祉施設に入所し、若しくは里親に委託された児童等又はその扶養義務者に負担能力のないとき当該費用を負担すること。
- (十六) 行旅病人及行旅死亡人取扱法の定めるところにより、行旅病人、行旅死亡人及びその同伴者の救護又は取扱に要した費用を一時繰替支弁すること。
- (十七) 災害救助法及びこれに基く政令の定めるところにより、災害救助に要する費用を一時繰替支弁すること。
- (十八) 健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法、昭和十四年法律第七十三号）、厚生年金

- 保険法（昭和十六年法律第六十号）及び失業保険法（昭和二十二年法律第四十六号）の定めるところにより、保険者又は行政庁の請求があつたとき保険料等の滞納処分を行うこと。
- (十九) 緊急失業対策法の定めるところにより、失業対策事業を実施し、及び公共事業の実施に際して失業対策上必要な措置を講ずること。
- (二十) 農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）の定めるところにより、農業共済組合の請求があつたとき農作物共済及び蚕繭共済に係る共済掛金の滞納処分を行うこと。
- (二十一) 農業委員会法の定めるところにより、市町村農業委員会の委員の選挙に関する事務を管理し、及び市町村農業委員会の委員の解任請求の事務を行うこと。
- (二十二) 自作農創設特別措置法（昭和二十一年法律第四十三号）の定めるところにより、政府の売り渡した農地等の対価の徴收を行うこと。
- (二十三) 牧野法の定めるところにより、牧野を管理し、牧野管理規程を定め、及び牧野管理規程に従つて牧野を利用させること。
- (二十四) 森林火災国営保険法（昭和十二年法律第二十五号）の定めるところにより、政府の委任を受けて保険料の受取等保険事務の一部を行うこと。
- (二十五) 漁業法の定めるところにより、政府に納めるべき免許料又は許可料の徴收を行うこと。
- (二十六) 水防法の定めるところにより、都道府県知事の水防管理団体としての指定に基き、水防計画を作成し、毎年水防団又は消防機関の水防訓練を行い、随時区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、及び水防のため必要があるときは、区域内に居住する者等をして水防に従事させ、又はこれらの者に公用負担を命ずる等の措置を講ずること。
- (二十七) 学校教育法の定めるところにより、小学校及び中学校を設置し、及び管理し、並びに学齢児童及び生徒の就学に必要な経済的援助を行うこと。
- (二十八) 教育公務員特例法の定めるところにより、

別表第二



別表第三

市町村立学校の教育公務員並びに市町村教育委員会の教育長及び専門的教育職員の研修に要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、及び実施すること。

(二十九) 社会教育法の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設を運営し、社会教育関係団体の求めに応じて社会教育に関する事業に必要な援助を行い、及び学校教育上支障のない限り、その管理する学校の施設を社会教育のための利用に供する等社会教育の奨励に必要な事務を行うこと。

(三十) 学校施設の確保に関する政令の定めるところにより、学校教育上支障があると認める場合において、当該学校施設の占有者に対してその全部又は一部の返還を命ずる等の事務を行うこと。

(三十一) ユネスコ活動に関する法律の定めるところにより、ユネスコ活動を行い、及び民間のユネスコ活動に対して助言を与える等の事務を行うこと。

官庁に送付し、並びに市町村に交付する交付金の額の算定及び交付に関する事務を行うこと。

(五) 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）の定めるところにより、行政書士の試験を実施し、及びその登録に関する事務を行うこと。

(六) 宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）の定めるところにより、宗教法人の規則、合併及び解散の認証に関する事務を行うこと。

(七) 外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）の定めるところにより、外国人の登録の申請期間を延長することを承認し、登録原票の写票を分類整理し、及び登録原票の移動又は登録証明書等の再交付を承認し、その他外国人の登録に関する事務を行うこと。

(八) 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）の定めるところにより、一般旅券発給申請書を受理し、及び一般旅券等の交付に関する事務を行うこと。

(九) 国立公園法の定めるところにより、国立公園事

別表第三

(三十二) 警察法の定めるところにより、警察を維持し、並びに法律及び秩序の執行の責に任ずること。（人口五千以上の市街的町村で警察を維持する町村に限る。）

別表第三

一 都道府県知事が管理し、及び執行しなければならぬ事務

(一) 統計法（昭和二十二年法律第十八号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、指定統計調査に関する事務を行うこと。

(二) 消防組織法の定めるところにより、消防統計に関する事務を行うこと。

(三) 消防法の定めるところにより、気象通報に関する事務を行うこと。

(四) 地方財政平衡交付金法（昭和二十五年法律第二百一十一号）の定めるところにより、当該都道府県の区域内の市町村の基準財政需要額及び基準財政収入額その他の資料を審査し、意見をつけて主務

業を執行し、国立公園に関する実地調査のため他人の土地へ立ち入ること等を許可し、国立公園に準ずる区域の特別地域内における工作物等の設置等の許可に関する事務を行い、及び立入等に伴う損害補償金額を裁定し、並びに主務大臣の委任を受けて国立公園の区域の特別地域内における行為を許可する等の事務を行うこと。

(十) 温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）の定めるところにより、温泉をゆう出させるために土地を掘さくし、温泉のゆう出路を増掘し、動力を装置すること及び温泉を公共の浴用又は飲用に供することに対する許可並びに温泉採取の制限命令等に関する事務を行うこと。

(十一) 優生保護法の定めるところにより、都道府県優生保護審査会及び地区優生保護審査会を監督し、並びに優生手術又は人工妊娠中絶を行った旨の届出を受理すること。

(十二) 精神衛生法の定めるところにより、病院を指定し、精神衛生鑑定医を監督し、精神障害者又は



別表第三

その疑のある者につき申請又は通報に基き精神衛生鑑定医をして診察させ、必要と認める場合には精神病院又は指定病院に入院を命じ、並びに入院及び仮入院の届出を受理し、退院及び仮退院を許可し、訪問指導させ、保護拘束に関し許可をし、並びに精神病院等に收容する等の措置を講ずること。

(十三) 栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）の定めるところにより、栄養士の免許に関する事務を行うこと。

(十四) 伝染病予防法の定めるところにより、市町村に対して伝染病院等の設置その他について指示をし、伝染病が流行し、又は流行の虞がある場合において船舶、汽車、電車の検疫を実施し、その他伝染病予防上必要と認める健康診断、死体検案、交通しや断、地区隔離、集会の制限又は禁止、汚染物件の処分、漁ろう、遊泳又は水の使用制限等の措置を講じ、伝染病毒に汚染した建物の処分を行い、並びに主務大臣の命を受けて他の都道府県

に応援のため防疫監吏及び防疫技師を派遣すること。

(十五) 結核予防法の定めるところにより、定期外の健康診断及び予防接種を行い、その記録の作成等の事務を行い、定期の健康診断及び予防接種について報告を受理し、患者に対して従業を禁止し、又は療養所に入所することを命じ、結核菌に汚染した家屋又は物件の処分を命ずる等の事務を行い、並びに費用を負担する医療を担当させるため医療機関を指定すること。

(十六) 癩予防法の定めるところにより、患者が転帰したとき、又は患者の死体を検案したとき、医師からその旨の届出を受理し、患者を国立らい療養所等に入所させ、患者の同伴者又は同居者を救護し、並びに予防上必要な場合には、患者の従業を禁止し、病毒汚染物件の処分を命じ、又は自らこれを行い、及び医師を指定してらい又はその疑のある患者を検診させること。

(十七) 「トラホーム」予防法の定めるところにより、

治療を受けることの困難な患者に対して治療を行い、検診、従業禁止等予防上必要な措置を講じ、並びにトラホームの予防及び治療に関する施設について市町村に指示すること。

(十八) 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）の定めるところにより、市町村長をして臨時の予防接種を行わせ、及び主務大臣の指示により自ら臨時に予防接種を行う等予防接種に関する事務を行うこと。

(十九) 性病予防法の定めるところにより、性病にかかつている患者を診断した旨その他の医師の届出を受理し、必要な場合には、性病にかかつていると疑うに足りる正当な理由がある者及び売いん常習の疑の著しい者等に対し、医師の健康診断及び治療を受けるべきこと並びに入院すること等を命ずる等の事務を行うこと。

(二十) 寄生虫病予防法の定めるところにより、健康診断、寄生虫病伝ばんの媒介となる物件の処分等を行い、並びに寄生虫病の予防及び治療に関する

施設について、市町村に指示すること。

(二十一) 旅館業法の定めるところにより、旅館業の営業の許可に関する事務を行い、ホテル、旅館及び下宿の基準を定め、並びに職員をして営業の施設に立入検査させること。

(二十二) 興行場法の定めるところにより、興行場の経営の許可に関する事務を行い、及び職員をして営業の施設に立入検査させること。

(二十三) 公衆浴場法の定めるところにより、公衆浴場の経営の許可に関する事務を行い、及び職員をして営業の施設に立入検査させること。

(二十四) 理容師美容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）の定めるところにより、理容師及び美容師の試験及び免許に関する事務を行い、理容師及び美容師に対して健康診断を実施し、理容所及び美容所の開設等の届出を受理し、理容及び美容を行う場合に講ずべき措置等を定め、並びに職員をして理容所及び美容所に立入検査させること。

(二十五) クリーニング業法（昭和二十五年法律第二

別表第三



別表第三

百七号)の定めるところにより、ドライクリーニング師の試験及び免許に関する事務を行い、クリーニング所の位置等に関する届出を受理し、クリーニング業の従事者について健康診断を実施し、並びに職員をしてクリーニング所に立入検査させること。

(二十六) 墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)の定めるところにより、墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可に関する事務を行い、及び職員をして火葬場に立入検査させること。

(二十七) 水道条例の定めるところにより、主務大臣の委任を受けて市町村等の水道の布設等の認可又は許可に関する事務を行い、水道施設の改良を命じ、市町村の水道工事を監査し、及び市町村以外の企業者が布設した水道を市町村が買収する場合において、協議がととのわないうとき買収価格を決定する等の事務を行うこと。

(二十八) 食品衛生法の定めるところにより、飯食店

営業等について必要な基準を定め、飲食店営業等の許可に関する事務を行い、及び必要な場合には、営業者等から報告を求め、職員をして営業の場所等に臨検させ、営業上使用する食品等を検査させ、又は違反した営業者に対して違反物品の廃棄を命ずる等の措置を講ずること。

(二十九) 屠場法の定めるところにより、と場の設立を許可し、市町村の設立する、と場の廃止を認可し、及び衛生上危害を生じ、その他公益を害する虞があると認められる場合には、と場の廃止又は使用停止等の処分を命ずること。

(三十) へい獣処理場等に関する法律(昭和二十三年法律第四十号)の定めるところにより、へい獣取扱場又は化製場等の設立の許可に関する事務を行い、及び職員をしてへい獣処理場等に立入検査させること。

(三十一) 狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)の定めるところにより、犬の登録に関する事務を行い、狂犬病予防員をして犬の抑留処分等

を行わせ、並びに狂犬病が発生したと認めるとき、その旨を公示し、犬のけい留を命じ、犬の検診及び臨時の予防注射を実施し、並びに犬の移動を制限する等狂犬病予防上必要な措置を講ずること。

(三十二) 医療法の定めるところにより、病院の開設、医師及び歯科医師でない者の診療所の開設又は助産婦でない者の助産所の開設等の許可に関する事務を行い、医師、歯科医師又は助産婦の診療所若しくは助産所の開設等の届出を受理し、病院、診療所又は助産所の開設者又は管理者について報告を求め、職員をして清潔保持の方法等を検査させる等必要な措置を講じ、並びに医療法人の設立の認可等に関する事務等を行うこと。

(三十三) 医師法(昭和二十三年法律第二百一号)及び歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)の定めるところにより、医師又は歯科医師の免許の取消又は医業の停止処分に対する弁明を行うべき吏員を指名する等の事務を行うこと。

別表第三

(三十四) 診療エックス線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)の定めるところにより、診療エックス線技師の免許に関する事務を行い、及び必要があるとき放射線提出させる等その業務の指導監督に関する事務を行うこと。

(三十五) あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法(昭和二十二年法律第一百十七号)の定めるところにより、あん摩師、はり師、きゆう師又は柔道整復師の試験及び免許に関する事務を行い、並びに施術者等について必要な報告を求め、又は職員をして施術所に立入検査させる等衛生上必要な措置を講ずること。

(三十六) 歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四号)の定めるところにより、歯科衛生士の免許等に関する事務を行うこと。

(三十七) 保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二百三十三号)の定めるところにより、准看護婦の試験及び免許に関する事務を行い、並びに保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦について業務に



別表第三

関する届出を受理し、並びにこれらの者の名簿等に関する事務を行うこと。

(三十八) 死体解剖保存法(昭和二十四年法律第二百四号)の定めるところにより、監察医をして死因不明の死体を検案させ、又は解剖させ、及び死体の保存を許可する等の事務を行うこと。

(三十九) 薬事法(昭和二十三年法律第九十七号)の定めるところにより、薬局開設者及び医薬品の販売業者の登録に関する事務を行い、並びに薬局の開設者、医薬品の販売業者等について医薬品等の検査、廃棄等の処分をし、薬局開設者、医薬品等の製造業者又は販売業者に対して設備の改善を命じ、及び職員をして薬局等に立入検査させる等公衆衛生上必要な薬事に関する措置を講ずること。

(四十) 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)の定めるところにより、覚せい剤施用機関又は覚せい剤の研究者の指定に関する事務等を行い、及び覚せい剤の施用者等について検査し、又

は質問する等覚せい剤の取締上必要な措置を講ずること。

(四十一) 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)の定めるところにより、毒物又は劇物の販売業者の登録に関する事務等を行い、及び毒物劇物業者又は毒物若しくは劇物を業務上取り扱う者について検査し、又は質問する等保健衛生上必要な措置を講ずること。

(四十二) 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の定めるところにより、町村の福祉事務所等の設置の承認に関する事務を行い、社会福祉に関する事務に従事する職員の訓練を実施し、社会福祉事業の経営の開始、変更及び廃止を許可し、社会福祉施設又は社会福祉事業若しくはその事業の経営に必要な寄附金募集の許可及び共同募金会の設立の認可に関する事務を行い、災害復旧のための助成を受けた社会福祉法人について、その事業又は会計の状況に関し報告を徴し、予算又は役員について必要な勧告をし、及び補助金又は貸付金

等の返還を命じ、並びに社会福祉事業を経営する者について検査し、又は施設の改善を命ずる等の事務を行うこと。

(四十三) 生活保護法の定めるところにより、保護の決定、実施及び保護施設の設置の認可に関する事務を行い、市町村長の事務を監査し、保護施設の運営を指導し、保護施設の管理者について検査し、又は施設の改善を命じ、医療機関を指定し、その医療費を審査し、並びに保護に関する処分に對する不服の申立を決定する等の事務を行うこと。

(四十四) 民生委員法の定めるところにより、民生委員の定数を定め、民生委員を推薦し、民生委員を指揮監督し、指導訓練を実施し、及び民生委員協議会を組織すべき区域を定める等の事務を行うこと。

(四十五) 身体障害者福祉法の定めるところにより、身体障害者手帳の交付に関する事務を行い、身体障害者の診査及び更生相談を行つて必要な措置を

別表第三

講じ、補装具等を交付し、又は修理し、並びに売店設置の可能な場所等を調査してこれを身体障害者に知らせ、市町村の設置する更生援護施設及びこれを附置する養成施設の設置の認可に関する事務を行い、並びに市町村長のした処分についての訴願を裁決すること。

(四十六) 公益質屋法(昭和二年法律第三十五号)の定めるところにより、公益質屋の貸付金額又は貸付利率の特例を認可し、社会福祉法人の経営する公益質屋の経営を認可し、及びその業務を檢閲する等監督上必要な措置を講ずること。

(四十七) 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)の定めるところにより、消費生活協同組合の設立、定款変更及び合併等を認可し、組合員以外の者にその事業を利用させることを許可し、並びに組合員の請求に基き業務又は会計の状況を檢査する等の事務を行うこと。

(四十八) 災害救助法の定めるところにより、都道府県災害救助対策協議会の会長となり、災害救助を



別表第三

行い、救助を行うため特に必要があるときは、医療、土木建築工事若しくは輸送関係者を救助に従事させ、又は病院、診療所、若しくは旅館等を管理し、土地、物資等を使用し、若しくは收用し、並びに救助その他緊急措置の万全を期するため常に必要な計画をたて、救助組織を確立し、及び労務、物資、資金等の整備に努め、並びに主務大臣の命令を受けて他の都道府県知事の行い救助につき応援すること。

(四十九) 北海道旧土人保護法（明治三十二年法律第二十七号）の定めるところにより、無償で下付された土地を譲渡し、又はその土地に地役権を設定する場合に許可を与えること。（北海道知事に限る。）

(五十) 児童福祉法の定めるところにより、児童福祉司の担当区域を定め、児童委員及び児童相談所長を指揮監督し、身体に障害のある児童に対して補装具等の交付等を行い、妊産婦等に対して保健指導を受けることを勧奨し、妊娠の届出をした者に

母子手帳を交付し、妊産婦等を助産施設又は母子寮に入所させ、要保護児童について里親等に委託し、又は児童福祉施設に入所させる等必要な措置を講じ、並びに児童に対する強制措置を必要とする事件を家庭裁判所に送致し、職員をして児童の住所等に立入調査させ、児童福祉事業を行う施設の設置の届出に関する事務及び児童福祉施設の設置の認可に関する事務を行い、児童福祉施設の設備、運営等の最低基準の維持の実施状況を監督し、児童福祉施設に入所している児童等の入所及び入所後の保護に要する費用の支弁に関する市町村の事務の処理状況を实地に調査させ、並びに市町村長及び児童相談所長の行つた処分に対する訴願を裁決すること。

(五十一) 健康保険法の定めるところにより、事業の使用される者が受ける金銭以外の報酬の価格を決定し、保険医、保険薬剤師の指定及び指導等に関する事務を行い、その他主務大臣の委任を受けて被保険者の資格及び標準報酬等に関する事務、保険給付に関する事務並びに健康保険組合の監督等

の事務を行うこと。

(五十二) 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二十九号）の定めるところにより、審査委員会の委員を推薦し、審査委員会が診療担当者の出頭及び説明を求めると又は基金が支払を一時差し止めることを承認し、並びに主務大臣の委任を受けて基金の従たる事務所又は出張所の役員の監督に関する事務を行うこと。

(五十三) 国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）の定めるところにより、国民健康保険に関する市町村の条例、国民健康保険組合又は国民健康保険組合連合会等の設立等及び診療報酬の額の認可に関する事務を行い、並びに国民健康保険の保険者に対してその事業及び財産に関して報告させ、その状況を検査し、並びに条例又は規約等の変更を命ずる等監督上必要な措置を講ずること。

(五十四) 厚生年金保険法の定めるところにより、事業に使用される者が受ける金銭以外の報酬の価格を決定し、その他主務大臣の委任を受けて被保険

者の資格及び標準報酬等に関する事務並びに保険給付に関する事務を行うこと。

(五十五) 船員保険法の定めるところにより、船舶所有者に使用される者が受ける金銭以外の報酬の価格を決定し、療養費の支給及びその額を決定し、保険医及び保険薬剤師の指定及び指導等に関する事務を行い、その他主務大臣の委任を受けて被保険者の資格及び標準報酬等に関する事務並びに保険給付に関する事務を行うこと。

(五十六) 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）の定めるところにより、労働協約の地域的の一般的拘束力を決定し、地方労働委員会の委員を任命し、又は罷免し、及び事務局長その他の職員を会長の同意を得て任命する等の事務を行うこと。

(五十七) 労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）又は地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第二八十九号）の定めるところにより、公益事業に関する労働争議又は公益に著しい障害を及ぼす労働争議につき労働委員会に調停を

別表第三



別表第三

請求する等の事務を行うこと。

(五十八) 職業安定法(昭和二十二年法律第四百四十一号)の定めるところにより、公共職業安定所の業務の連絡統一を図り、所部の職員及び公共職業安定所長を指揮監督し、公共職業補導所を設置し、及び経営し、並びに監督者訓練に関する技術援助に関する事務を行うこと。

(五十九) 失業保険法の定めるところにより、主務大臣の委任を受けて、失業者に失業保険金を支給し、並びに被保険者及びその事業主から保険料を徴集する等失業保険に関する事務を行うこと。

(六十) 金融機関再整備法(昭和二十一年法律第三十九号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、市町村農業会、漁業会及び産業組合に関する財務諸表を受理し、整理債務の移換を認可し、並びに旧勘定資産の移換を承認する等の事務を行うこと。

(六十一) 農林漁業組合再整備法(昭和二十六年法律第四百四十号)の定めるところにより、農林漁業

組合の再整備計画に対する助言又はその実施のためのあつ旋若しくは指導を行い、再整備の実施計画及び実績の報告を受理し、並びに農林漁業組合の業務及び会計を監査する等の事務を行うこと。

(六十二) 積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法(昭和二十六年法律第六十六号)の定めるところにより、積雪寒冷単作地区を指定し、及び農業振興計画の作成に関する事務を行うこと。

(六十三) 中央卸売市場法(大正十二年法律第三十二号)の定めるところにより、閉鎖を命ぜられた中央卸売市場の開設者及び卸売の業務を営む者に対する損失補償の金額を決定し、中央卸売市場における卸売業務の許可に関する事務を行い、並びに中央卸売市場の開設者及び卸売業者の業務等の検査を行うこと。

(六十四) 肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)の定めるところにより、普通肥料生産業者の登録に関する事務を行い、肥料の生産業、輸入業

又は販売業の開始の届出等を受理し、及び肥料検査吏員をして肥料の生産業者、輸入業者又は販売業者等の事業場等について検査させ、又は肥料若しくはその原料を収去させる等の事務を行うこと。

(六十五) 植物防疫法の定めるところにより、主務大臣の指示に基づき指定有害動植物の当該都道府県に関する防除計画を作成し、有害動植物のまん延の虞がある場合においてその旨を主務大臣に報告し、並びに主務大臣の委任を受けて地方公共団体、農業者の組織する団体等に対する補助金の交付及び報告の徴取に関する事務を行うこと。

(六十六) 農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)の定めるところにより、農薬販売業者の届出を受理すること。

(六十七) 農業災害補償法の定めるところにより、農業共済組合の設立、定款の変更、合併及び解散等を認可し、農業共済組合の設立を命じ、危険階級別及び危険程度を表示する指数を決定し、並びに

共済団体の業務又は会計の検査その他の監督に関する事務を行うこと。

(六十八) 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百十二号)の定めるところにより、農業協同組合の設立、定款の変更、合併等の認可に関する事務を行い、及びその業務又は会計を検査する等監督上必要な措置を講ずること。

(六十九) 農業委員会法の定めるところにより、市町村農業委員会の設置の特例を承認し、その議決を取り消す等の処分を行い、市町村農業委員会の解散を命じ、並びに都道府県農業委員会の会長となり、選任委員を解任し、選挙区及び当該選挙区において選挙すべき都道府県農業委員会の委員の数及び市町村の境界の変更の場合の市町村農業委員会の特例を告示し、並びに農業委員会から請求があつたときは助言、資料の提示その他必要な協力をする事。

(七十) 農地調整法(昭和十三年法律第六十七号)自作農創設特別措置法及び自作農創設特別措置法及

別表第三



別表第三

が農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令（昭和二十五年政令第二百八十八号）並びにこれらに基づく政令の定めるところにより、農地等の権利の設定等に関して許可、認可又は決定等を行い、各種の令書を交付し、及び市町村農業委員会の処分等に対する訴願を裁決する等の事務を行うこと。

(七十) 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）及びこれらに基づく政令の定めるところにより、土地改良区等の設立、定款の変更等の認可に関する事務を行い、土地改良区等についてその事業又は会計の状況を検査し、裁判所に対してこれらの解散を請求する等必要な監督を行い、並びに土地改良事業に関する予備審査を行い、土地改良事業計画、換地計画、農業協同組合又は数人が共同して行う土地改良事業、交換分合計画等を認可し、並びに土地改良財産の管理及び処理に関する事務を行うこと。

(七十二) 開拓者資金融通法（昭和二十二年法律第六

号）の定めるところにより、開拓者資金の貸付又は一時償還の請求若しくは支払の猶予について政府に対して進達すること。

(七十三) 家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）の定めるところにより、家畜商の免許及び登録に関する事務を行うこと。

(七十四) 家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）の定めるところにより、種畜についての臨時検査を行い、家畜人工授精所等について地方種畜検査委員をしてその構造、設備等を検査させ、又は種畜の精液を収去させる等家畜の改良上必要な措置を講じ、並びに家畜人工授精師の免許及び家畜人工授精所の開設の許可に関する事務を行うこと。

(七十五) 牧野法の定めるところにより、市町村の管理する牧野の牧野管理規程の認可に関する事務を行い、保護牧野の改良及び保全の指示をし、並びに牧野の害虫の駆除の指示をする等牧野の改良及び保全のため必要な措置を講ずること。

(七十六) 蚕糸業法の定めるところにより、蚕病の駆除若しくは予防又は桑苗若しくは野蚕の病虫害の駆除若しくは予防に關し必要な取締を行い、蚕糸業を営もうとする者に対する許可に関する事務を行い、及び蚕糸業者若しくは蚕糸業会等に対してその業務等について報告させ、又はこれらの者を検査すること。

(七十七) 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）の定めるところにより、疾病家畜移動の許可書及び健康証明書等を発行し、家畜の所有者に家畜の検査、注射等を命ずる等家畜の伝染病の発生予防上必要な措置を講じ、並びに家畜伝染病のまん延の防止のため必要があるときは家畜の殺処分等を命じ、特に緊急を要するときは通行しや断をする等家畜伝染病のまん延防止上必要な措置を講ずること。

(七十八) 獣医師法（昭和二十四年法律第八十六号）の定めるところにより、診療施設開設の届出を受理する等の事務を行うこと。

別表第三

(七十九) 装蹄師法（昭和十五年法律第八十九号）の定めるところにより、装蹄師の氏名、住所等の届出の經由進達すること。

(八十) 競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）の定めるところにより、指定市町村の競馬の開催、終了及び会計等について報告させ、又は書類及び帳簿の検査を行い、並びにその結果を主務大臣に報告すること。

(八十一) 食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、主要食糧の配給に関する実施計画を定めてその実施に關し必要な事項を主要食糧の販売業者及び市町村長に指示し、主要食糧の販売業者、とう製業者及び米飯提供業者の登録を行い、主要食糧の購入券を発給し、主要食糧の配給、譲渡、消費等に関し必要な命令をし、米麦等の市町村別の政府買入数量を決定し、その他主要食糧の管理に関する事務を行うこと。

(八十二) 農業倉庫業法（大正六年法律第十五号）の



別表第三

定めるところにより、農業倉庫業者及び農業倉庫業者の業務規程の認可に関する事務を行い、並びに農業倉庫業者についてその業務の執行若しくは財産の状況を検査し、又は事業の停止を命ずる等監督上必要な措置を講ずること。

八十三 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）及びこれに基く政令の定めるところにより、森林区を定め、森林区施設計画及び森林区実施計画を決定し、これらに基く伐採等の許可に関する事務を行い、保安林、保安施設地区の指定又は解除に関する事務及び保安林又は保安施設地区内における伐採等の許可、木材搬出等のための土地の使用権の設定の認可等に関する事務を行い、並びに森林組合又は森林組合連合会について、その設立、定款変更、合併等を認可し、及びこれらについて業務又は会計を検査する等監督上必要な措置を講ずること。

八十四 造林臨時措置法（昭和二十五年法律第五百十号）の定めるところにより、造林地を指定し、

造林計画を作成し、造林者を指定し、及び造林地についての権利を調整する等の事務を行うこと。

八十五 林業種苗法（昭和十四年法律第十六号）の定めるところにより、母樹及び母樹林を指定し、その伐採を許可し、並びにその保護又は管理のため

の措置を講ずる等の事務を行うこと。

八十六 森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）及びこれに基く政令の定めるところにより、森林病虫害等を駆除し、又はそのまん延を防止するため、森林病虫害等の附着している樹木の伐倒、焼却等の処分を命じ、及び森林害虫防除員をして森林又は貯木場等に立ち入らせ、若しくは検査させ、又は樹皮を収去させる等森林の保全上必要な措置を講ずること。

八十七 狩猟法（大正七年法律第三十二号）の定めるところにより、狩猟免許又は狩猟登録に関する事務を行い、鳥獣の捕獲又は採卵禁止区域等を設定し、これらの区域内における鳥獣の捕獲又は鳥類の卵の採取の許可に関する事務を行い、及び

職員をして、鳥獣保護区、禁猟区等に立ち入り、狩猟者等の所持する鳥獣等を検査させる等鳥獣の保護繁殖上必要な措置を講ずること。

八十八 漁業法及びこれに基く政令の定めるところにより、漁業権の設定、分割又は変更の免許及び担当権の設定、漁業権の移転の認可等に関する事務を行い、並びに水産動植物の採捕に関する制限又は禁止等漁業取締その他漁業調整のため必要な規則を制定し、漁業調整委員会及び内水面漁業場管理委員会の選任委員等を任命し、並びに漁業の免許のため必要があるときは職員をして漁場を検査させる等監督上必要な措置を講ずること。

八十九 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の定めるところにより、水産業協同組合又は水産業協同組合共済会の設立、定款の変更、合併等の認可に関する事務を行い、及びこれらについて業務又は会計の状況を検査する等監督上必要な措置を講ずること。

九十 漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八

別表第三

号）及びこれに基く政令の定めるところにより、主務大臣の委任を受けて、漁船保険組合の業務若しくは財産の状況について報告を求め、又はこれらについて検査し、及び漁船保険組合に対して役員

の解職、事業の停止等を命ずる等監督上必要な措置を講ずること。

九十一 漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）の定めるところにより、動力漁船の建造、改造及び転用の許可、動力漁船工事の完成の認定及び漁船の登録に関する事務を行い、並びに職員をして漁船の所有者若しくは管理者の事務所等に立ち入らせ、又は漁船等を検査させる等漁船の建造調整又は漁船の登録上必要な措置を講ずること。

九十二 漁港法（昭和二十五年法律第三十七号）及びこれに基く政令の定めるところにより、主務大臣の委任を受けて第一種漁港及び第二種漁港についての漁港管理者を指定する等の事務を行うこと。

九十三 水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百



別表第三

十三号)の定めるところにより、保護水面の指定を主務大臣に申請し、指定があつた保護水面を管理し、及びその区域内における工事の許可に関する事務を行うこと。

(九十四) 計量法(昭和二十六年法律第二百七号)の定めるところにより、計量器の修理事業の許可及び計量器の販売等の登録に関する事務を行い、計量器の検定及び容量検査を実施し、並びに計量証明に使用する計量器の登録に関する事務を行い、並びに計量器の定期検査を実施し、職員をして計量器の製造業者等についてその工場等に立ち入らせ、又は商品を収去させる等計量器の取締上必要な措置を講ずること。

(九十五) 火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百九号)の定めるところにより、火薬類の販売、消費等及び火薬庫の設置等の許可に関する事務を行い、並びに職員をして製造業者の製造場等に立ち入らせ、又は火薬類を収去させる等災害の防止又は公共の安全維持上必要な措置を講ずること。

(九十六) 高圧ガス取締法(昭和二十六年法律第二百四号)の定めるところにより、高圧ガスの製造業、販売業等及び貯蔵所の設置等の許可に関する事務を行い、危害予防規程を認可し、並びに高圧ガスの爆発の虞がある施設等について保安検査を実施し、並びに職員をして製造業者の工場等に立ち入らせ、又は商品を収去させる等公共の安全の維持又は災害の発生防止上必要な措置を講ずること。

(九十七) 金管理法(昭和二十五年法律第二百二十八号)の定めるところにより、齒科用金地金販売業の認可に関する事務を行い、及び職員をして齒科用金地金販売業者等の事務所等に立ち入らせ、又は検査させる等の事務を行うこと。

(九十八) 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)の定めるところにより、中小企業等協同組合の定款を認証し、及びその設立又は解散の届出を受理し、並びに組合員の不服申立に基き又は職権により中小企業等協同組合についてそ

の業務又は会計の状況を検査し、及び必要な指示をする等監督上必要な措置を講ずること。

(九十九) 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)の定めるところにより、都道府県の区域内における信用協同組合の事業、定款の変更、業務の種類若しくは方法の変更、事業の廃止又は解散の決議の認可に関する事務を行い、及び業務に関する報告を徴し、監査書その他の書類帳簿の提出を命じ、又は職員をしてその業務又は財産の状況を検査させる等信用協同組合の監督上必要な措置を講ずること。

(百) 連合国財産の返還等に関する政令(昭和二十六年政令第六号)の定めるところにより、主務大臣の委任を受け、職員をして国に無償で譲渡された連合国財産の引渡を受けさせ、及び主務大臣が譲り受け、又は買い入れた連合国財産の管理又は保全を行い、連合国財産の占有者に対してその財産を主務大臣の譲り受けた連合国財産を返還請求者に

引き渡し、並びに連合国財産の保全義務者等から報告若しくは資料を徴し、又は職員をしてその事務所若しくは倉庫等に立ち入らせて、その業務若しくは財産の状況を検査させること。

(百一) ドイツ財産管理令(昭和二十五年政令第二百五十二号)の定めるところにより、主務大臣の委任を受け、ドイツ財産を管理し、又は処分し、ドイツ財産を保有する者に対してその財産を主務大臣の指定する者に引き渡すことを命じ、及びドイツ財産の保有者等から報告若しくは資料を徴し、又は職員をして保有者等の事務所若しくは倉庫に立ち入らせて、その業務若しくは財産の状況等を検査させること。

(百二) 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)の定めるところにより、主務大臣の委任を受けて自動車運送事業の事業計画の変更の認可等の事務を行い、及び一般自動車道に関する測量等のための自動車道事業者の他人の土地への立入又は一時使用に対する許可に関する事務等を行うこ

別表第三



別表第三

- (百三) 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）及びこれに基く政令の定めるところにより、自動車の登録及び検査に関する事務を行い、自動車の保安上の技術基準についての制限を附加し、並びに自動車の使用者に対して保安基準に適合するよう整備を命ずる等の事務を行うこと。
- (百四) 通訳案内業法（昭和二十四年法律第二百十号）の定めるところにより、通訳案内業の免許に関する事務を行うこと。
- (百五) 国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）及びこれに基く政令の定めるところにより、事業の季節的休止及び改築等のための休止の届出を受理すること。
- (百六) 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の定めるところにより、港務局の設立を認可し、及び港湾区域の定のない港湾の水域における占用等を許可する等の事務を行うこと。
- (百七) 軌道法（大正十年法律第七十六号）の定めるところにより、軌道経営者の運輸の開始を認可し、及び軌道経営者に帳簿書類等の提出を求め、又は監査員をして軌道事業の状況若しくは会計等を監査させる等監督上必要な措置を講ずること。
- (百八) 土地收用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の定めるところにより、土地を收用し、又は使用することができる事業の準備のため他人の土地への立入等を許可し、土地を收用し、又は使用することができる事業の認定を行い、並びに起業地の土地細目の公告及び関係人に対する通知等に関する事務を行い、並びに緊急に施行する必要がある事業のための土地の使用を許可すること。
- (百九) 建設業法（昭和二十四年法律第百号）の定めるところにより、建設業の登録に関する事務を行い、及び建設業者についてその財産若しくは工事施行の状況等の報告を求め、又は職員をして営業所等に立ち入らせ、若しくは検査させる等監督上必要な措置を講ずること。
- (百十) 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）の定めるところにより、基本測量の実施及び終了を公示し、永久標識及び一時標識の設置等を市町村長に通知する等の事務を行うこと。

- (百十一) 河川法（明治二十九年法律第七十一号）の定めるところにより、河川法の適用又は準用を受けるべき河川等を認定し、河川の区域を認定し、及び河川の占用の許可に関する事務を行い、並びに河川に関する工事を実施する等河川の管理を行うこと。
- (百十二) 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）の定めるところにより、公有水面の埋立の免許に関する事務を行い及び埋立に関する測量又は工事のため他人の土地への立入又は他人の土地の一時使用を許可する等の事務を行うこと。
- (百十三) 砂防法（明治三十年法律第二十九号）の定めるところにより、砂防指定地の監視、砂防設備の管理、工事の施行及びその維持に関する事務を行い、並びに砂防指定地において一定の行為を禁止し、又は制限する等治水に必要な措置を講ずること。
- (百十四) 運河法（大正二年法律第十六号）の定めるところにより、運河の工事設計を認可し、運送の開始を許可し、及び運河使用規程を認可する等の事務を行うこと。
- (百十五) 道路法（大正八年法律第五十八号）の定めるところにより、府県道の路線を認定し、国道、府県道の新設、改築又は修繕等を行い、これらの道路の占用を許可する等国道及び府県道の管理を行い、並びに市町村長の行う路線の認定等の認可その他市町村に対して監督上必要な措置を講ずること。
- (百十六) 都市計画法（大正八年法律第三十六号）の定めるところにより、主務大臣の指定により自ら都市計画事業を執行し、及び市町村長の行う土地区画整理の設計を認可する等の事務を行うこと。
- (百十七) 特別都市計画法（昭和二十一年法律第十九号）の定めるところにより、補償審査会の監督に関する事務を行い、その他特別都市計画における

別表第三



別表第三

土地区画整理の設計書及び施行規程を認可する等の事務を行うこと。

百十八 貸家組合法（昭和十六年法律第四十七号）の定めるところにより、貸家組合及び同連合会並びに貸室組合及び同連合会の設立、定款の変更を認可する等の事務を行うこと。

百十九 公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）の定めるところにより、公営住宅建設三箇年計画を作成し、これを主務大臣に提出し、関係市町村長に通知し、及び市町村の建設に係る公営住宅の管理等について必要な指示を行い、又は職員をして公営住宅に係る書類を検査させる等の事務を行うこと。

百二十 住宅組合法（大正十年法律第六十六号）の定めるところにより、住宅組合の設立を許可し、及び住宅組合の監督に関する事務を行うこと。

百二十一 建築基準法（昭和十五年法律第二百一十号）の定めるところにより、違反建築物等に対してその除去、移転、改築等を命じ、特定区域内に

おける建築物の許可、特殊建築物の敷地の位置の許可等に関する事務を行い、及び建築協定を認可する等建築物の安全上、防火上及び衛生上必要な措置を講ずること。

百二十二 建築士法（昭和二十五年法律第二百一十号）の定めるところにより、二級建築士の試験を行い、並びにその免許及び登録等に関する事務を行うこと。

百二十三 国土調査法の定めるところにより、国土調査の成果の写を保管し、及び一般の閲覧に供すること。

百二十四 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の定めるところにより、私立学校等の設置、廃止等を認可し、私立大学以外の私立学校の教科用図書を検定を行い（但し、当分の間、主務大臣が行う。）、及び学校法人の設立の認可に関する事務を行う等学校法人の助成及び監督上必要な措置を講ずること。

百二十五 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百

四十七号）の定めるところにより、私立学校の教育職員の検定を行い、免許状の授与、失効及び取上等免許状に関して必要な事務を行うこと。

百二十六 産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）の定めるところにより、産業教育に必要な実験実習の施設又は設備の充実に要する経費について国の補助を受けるべき私立の高等学校並びに産業教育又は研究を行うため必要な実験実習の施設又は設備に要する経費及び当該研究を行うため必要なその他の経費について国の補助を受けるべき私立の中学校又は私立の高等学校を主務大臣に推薦すること。

百二十七 新たに入学する児童に対する教科用図書の給与に関する法律（昭和二十七年法律第三十二号）の定めるところにより、私立の小学校等の児童に対して国の行う教科書の給与に関する事務を行うこと。

百二十八 警察法の定めるところにより、治安維持上重大な事案につきやむを得ない事由があると認

めるときは市町村警察の管轄区域内における当該事案を国家地方警察に処理させることを要求し、当該事案の処理が終了した後すみやかにその旨を議会に報告する等の事務を行うこと。

二 都道府県教育委員会が管理し、及び執行しなければならぬ事務

(一) 教育委員会法（昭和二十三年法律第七十号）の定めるところにより、都道府県内のすべての学校の教科用図書の検定を行い（但し、当分の間、主務大臣が行う。）、都道府県内の学校の学校給食に関する企画並びに学校給食のための配給物資の管理及び利用に関する事務並びに教育に関する法人（私立学校を設置する法人及び宗教法人を除く。）に関する事務を行い、高等学校の通学区域を設定し、又は変更し、並びに市町村教育委員会の委員がすべて欠け、更にその教育長も欠けた場合に、当該委員会の教育長代理を任命し、並びに教育委員会が設置されていない市町村の教育に関する事務を所管すること。

別表第三



別表第三

- (二) 学校教育法の定めるところにより、当分の間、設置義務を負う者の設置する学校以外の公立の小学校、中学校、高等学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園の設置、廃止、設置者の変更その他監督庁の定める事項を認可し、設備、授業等が法令の規定に違反する場合に変更を命じ、並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。
- (三) 教育公務員特例法の定めるところにより、公立学校の教育公務員並びに都道府県教育委員会の教育長及び専門的教育職員の採用候補者名簿を作成し、並びに地方委員会を置かない市町村における大学及び大学附置の学校以外の公立学校の教育公務員並びに都道府県教育委員会の教育長及び専門的教育職員の研修に要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、及び実施すること。
- (四) 教育職員免許法の定めるところにより、国立又は公立の学校の教育職員並びに教育長及び指導主事の教育職員検定を行い、並びに免許状の授与、失効及び取上等免許状に関して必要な事務を行うこと。
- (五) 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第三十二号）の定めるところにより、毎年、主務大臣の指示する時期に教科書展示会を開き、主務大臣から送付された教科書目録を区域内の小学校、中学校、高等学校及びこれらに準ずる学校に配付し、並びに都道府県内の教科書の需要数を主務大臣に報告すること。
- (六) 産業教育振興法の定めるところにより、産業教育に必要な実験実習の施設又は設備の充実に要する経費について国の補助を受けるべき公立の高等学校並びに産業教育又は研究を行うため必要な実験実習の施設又は設備に要する経費及び当該研究を行うため必要なその他の経費について国の補助を受けるべき公立の中学校又は公立の高等学校を

- (七) 社会教育法の定めるところにより、法人の設置する公民館の設置及び廃止並びに設置者の変更の届出を受理し、並びに市町村の公民館の運営に要する経費についての国の補助に関する事務を行うこと。
- (八) 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）の定めるところにより、主務大臣の求めに応じて当該都道府県及び当該都道府県内の市町村の設置する図書館の設置、廃止及び設置者の変更に関して報告を提出し、並びに市町村の図書館の設置及び運営に要する経費についての国の補助に関する事務を行い、並びに法人の設置する図書館の設置、廃止及び設置者の変更に関する届出を受理する等の事務を行うこと。
- (九) 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）の定めるところにより、地方公共団体又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人若しくは宗教法人の設置する博物館の登録に関する事務を行い、主務大臣の求めに応じて当該教育委員会において登録した博物館に関して必要な事項について報告し、及び市町村の博物館の維持運営に要する経費についての国の補助に関する事務を行うこと。
- (十) 予約出版法（明治四十三年法律第五十五号）の定めるところにより、発行者又はその法定代理人等から主務大臣に提出すべき届出及び許可の申請書を受け、並びに届出の際の保証金に関する事務を行うこと。
- (十一) 文化財保護法の定めるところにより、緊急の場合において史跡名勝天然記念物の仮指定等の処分を行い、文化財に關し文化財保護委員会に提出すべき届書その他の書類及び物件を受け、意見を具してこれを文化財保護委員会に送付し、文化財保護委員会が発する命令、勸告、指示その他の処分の告知に関する事務を行い、並びに文化財

別表第三



別表第三

保護委員会の委任を受けて出品された重要文化財の管理に関する事務等を行うこと。

(十二) 銃砲刀剣類等所持取締令(昭和二十五年政令第三百三十四号)の定めるところにより、美術品等として価値のある火なわ式火器又は刀剣類の登録に関する事務を行うこと。

(十三) 新たに入学する児童に対する教科用図書との給与に関する法律の定めるところにより、都道府県立の小学校等の児童に対して国の行方教科用図書の給与に関する事務を行うこと。

(十四) 統計法及びこれに基く政令の定めるところにより、主務大臣の委任を受けて指定統計の事務の一部を行うこと。

三 都道府県選挙管理委員会が管理しなければならない事務

(一) 公職選挙法の定めるところにより、衆議院議員及び参議院(地方選出)議員の選挙に関する事務を管理し、選挙に関し特に必要と認める事項の周知及び乗権防止について適切な措置を講じ、並び

びに総代の解職の請求及び投票に関する事務を行うこと。

四 都道府県公安委員会が管理し、及び執行しなければならない事務

風俗営業取締法の定めるところにより、風俗営業を営もうとする者の許可に関する事務を行うこと。なお、

(一) 警察法の定めるところにより、都道府県国家地方警察の運営管理を行うこと。

(二) 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)の定めるところにより、警察官が司法警察職員としての職務を行う場合の定をし、及び検察官に捜査に関し協力すること。

(三) 警察官等職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)の定めるところにより、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞のある危険な事態がある場合において警察官がとつた処置について報告があつたとき、他の公の機関に対してその後の処置について必要と

別表第三

に参議院(全国選出)議員の選挙の選挙分会長を選任し、並びに市町村の選挙管理委員会の決定に対する訴願の裁決をすること。

(二) 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)の定めるところにより、政党、協会その他の団体の代表者又は主幹者及び会計責任者の氏名等の届出、政治資金に関する報告書の受理並びにこれらの公開に関する事務を行い、並びに政党、協会その他の団体又は関係人に対して必要な報告又は資料の提出を求めること。

(三) 最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第三十六号)の定めるところにより、最高裁判所の裁判官の任命に関する国民の審査に関し、国民審査管理委員会の指揮監督を受け、審査分会長の選任、審査公報の発行その他審査に関する事務を行い、及び審査に関する事務について市町村の選挙管理委員会を指揮監督すること。

(四) 土地改良法の定めるところにより、土地改良区の総代会の総代の選挙に関する事務を管理し、並

認める協力を求めるため適当な処置をとること。

(四) 質屋営業法(昭和二十五年法律第五十八号)の定めるところにより、質屋営業の許可に関する事務を行い、及び他の公安委員会の許可を受けた質屋若しくはその代理人、使用人その他の従業者の違反事実又は自らした質屋の許可の取消若しくは営業停止処分を関係公安委員会に通知すること。

(五) 古物営業法(昭和二十四年法律第八号)の定めるところにより、古物商又は市場主になろうとする者の許可に関する事務を行い、並びに古物商が行商をしようとし、若しくは露店を出そうとし、又はその従業者に行商をさせ、若しくは露店を出させようとする場合及び古物商が市場以外においてせり売をしようとする場合の許可に関する事務を行うこと。

(六) 道路交通取締法(昭和二十二年法律第三十号)の定めるところにより、危険防止その他の交通の安全のため、道路の通行を禁止し、若しくは



別表第三

- 制限し、又は自動車の最高制限速度を定める等道路交通の規制を行い、並びに自動車運転試験及び自動車運転免許等に関する事務を行うこと。
- (七) 銃砲刀剣類等所持取締令の定めるところにより、狩猟等の用途に供する銃砲又は刀剣類の所持等の許可に関する事務を行うこと。
- 五 地方労働委員会が管理し、及び執行しなければならない事務
  - (一) 労働組合法の定めるところにより、労働協約の地域的の一般的拘束力の決議に関する事務を行い、申立に基き不当労働行為について調査し、審問し、及び所要の措置を命じ、並びに労働組合が労働組合法に適合する旨の証明に関する事務等を行うこと。
  - (二) 労働組合法、労働関係調整法及び地方公営企業労働関係法の定めるところにより、あつ、旋員候補者を委嘱し、労働争議に関するあつ、旋、調停及び仲裁等を行い、並びに同法違反行為の処罰の請求等を行うこと。
- 六 都道府県農業委員会が管理し、及び執行しなければならぬ事務

- ばならない事務
  - (一) 農業委員会法の定めるところにより、都道府県知事が、市町村農業委員会の設置の特例を承認し、市町村農業委員会の解散を命じ、及びその議決を取り消す等の処分を行う場合においてその意見を述べ、又は議決すること。
  - (二) 農地調整法の定めるところにより、小作料の減免条件等を決定し、都道府県知事の行う農地価格の特例の決定、許可及び認可並びに小作料の額及び減免条件等の特例の決定、許可及び認可に対して意見を述べ、並びに市町村農業委員会の処分に対する都道府県知事の訴願の裁決等に対して意見を述べること。
  - (三) 自作農創設特別措置法の定めるところにより、農地買収計画等を承認し、未墾地買収計画を制定し、買収除外地を指定し、及び農地買収計画等に関する訴願を裁決する等の事務を行うこと。
  - (四) 自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令及びこれに基

別表第四

- く政令の定めるところにより、強制譲渡計画を制定し、及び市町村農業委員会に対して指示する等の事務を行うこと。
  - (五) 土地改良法の定めるところにより、市町村農業委員会の行う土地の交換分合に関して指示し、交換分合計画について認可し、交換分合計画についての訴願を裁決し、及び土地改良法の定める交換分合計画の異議申立について都道府県知事が決定するとき意見を述べる等の事務を行うこと。
- 別表第四
- 一 市長が管理し、及び執行しなければならない事務
    - (一) 伝染病予防法の定めるところにより、健康診断、死体検案、汚染物件の処分若しくは廃棄又は井戸、上水若しくは下水等の新設、改廃若しくは使用の停止等を命ずること。(保健所を設置する市の市長に限る。)
    - (二) 結核予防法の定めるところにより、定期外の健康診断及び予防接種を実施し、記録の作成等の事

別表第四

- 務を処理し、定期の健康診断及び予防接種について報告を受理し、並びに汚染した家屋又は物件の処分を命ずる等の事務を行うこと。(保健所を設置する市の市長に限る。)
- (三) 癩予防法の定めるところにより、患者が転帰したとき、又は患者の死体を検案したとき、医師からその旨の届出を受理し、及び予防上必要な場合には患者の従業を禁止し、又は病汚染物件の処分を命じ、若しくは自ら処分を行うこと。(保健所を設置する市の市長に限る。)
- (四) 「トラホーム」予防法の定めるところにより、治療を受けることの困難な患者に対して治療を行い、及び検診、従業禁止を命ずる等予防上必要な措置を講ずること。(保健所を設置する市の市長に限る。)
- (五) 性病予防法の定めるところにより、性病にかかっている患者を診断した旨その他の医師の届出を受理し、並びに必要な場合には性病にかかっていると疑うに足りる正当な理由がある者に対して医



- 師の健康診断及び治療を受け、又は入院すべきことを命ずる等の事務を行うこと。(保健所を設置する市の市長に限る。)
- (六) 寄生虫病予防法の定めるところにより、健康診断等を行うこと。(保健所を設置する市の市長に限る。)
- (七) 旅館業法の定めるところにより、職員をして営業の施設に立入検査させること。(保健所を設置する市の市長に限る。)
- (八) 興行場法の定めるところにより、職員をして興行場に立入検査させること。(保健所を設置する市の市長に限る。)
- (九) 公衆浴場法の定めるところにより、職員をして公衆浴場に立入検査させること。(保健所を設置する市の市長に限る。)
- (十) 理容師美容師法の定めるところにより、職員をして理容所又は美容所に立入検査させること。(保健所を設置する市の市長に限る。)
- (十一) クリーニング業法の定めるところにより、ク

- リーニング所の位置等の届出を受理し、クリーニング業の従事者について健康診断を実施し、及び営業の停止又は閉鎖処分に関する事務を行い、並びに職員をしてクリーニング所に立入検査させること。(保健所を設置する市の市長に限る。)
- (十二) 墓地、埋葬等に関する法律の定めるところにより、職員をして火葬場に立入検査させること。(保健所を設置する市の市長に限る。)
- (十三) 食品衛生法の定めるところにより、飲食店営業等の許可に関する事務を行い、及び必要な場合には営業者等から報告を求め、職員をして営業の場所等に臨検検査させ、営業に使用する食品等を検査させ、又は違反した営業者に対して違反物品の廃棄を命ずる等の措置を講ずること。(保健所を設置する市の市長に限る。)
- (十四) へい獣処理場等に関する法律の定めるところにより、職員をしてへい獣処理場に立入検査させること。(保健所を設置する市の市長に限る。)
- (十五) 狂犬病予防法の定めるところにより、犬の登

録に関する事務を行い、狂犬病予防員をして犬の抑留処分等を行わせ、並びに狂犬病が発生したと認めるとき、その旨を公示し、犬のけい留を命じ、犬の検診及び臨時の予防注射を実施し、並びに犬の移動を制限する等狂犬病予防上必要な措置を講ずること。(保健所を設置する市の市長に限る。)

- (十六) 医療法の定めるところにより、病院、診療所若しくは助産所の開設者若しくは管理者に対して必要な報告を求め、又は職員をして病院、診療所若しくは助産所の清潔保持の方法等を検査させること。(保健所を設置する市の市長に限る。)
- (十七) 社会福祉事業法の定めるところにより、社会福祉に関する事務に従事する職員の訓練を実施する等の事務を行うこと。(第百五十五条第二項の市の市長に限る。)
- (十八) 生活保護法の定めるところにより、保護の決定及び実施等に関する事務を行い、並びに保護に関する処分に対する不服の申立を処理する等の事

務を行うこと。

- (十九) 児童福祉法の定めるところにより、妊産婦等を助産施設又は母子寮に入所させ、児童を保育所に入所させ、及び児童福祉施設等に入所し、又は委託された児童等に要する費用等の徴收につき当該児童等又はその扶養義務者の負担能力を認定すること。
- (二十) 道路法の定めるところにより、国道及び府県道の管理を行うこと。(第百五十五条第二項の市の市長に限る。)
- (二十一) 住宅組合法の定めるところにより、住宅組合の監督に関する事務を行うこと。
- 二 市町村長が管理し、及び執行しなければならない事務(市長については、前号に掲げるものを除く。)
- (一) 統計法及びこれに基く政令の定めるところにより、指定統計調査に関する事務を行うこと。
- (二) 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の定めるところにより、戸籍の正本を市役所又は町村役場に備え、及び届出を受理し、その他戸籍に



別表第四

- 関する事務を管掌すること。
- (三) 土地台帳法及び家屋台帳法の定めるところにより、土地台帳又は家屋台帳に登録すべき事項の申告書を受理し、及びこれを登記所に送付すること。
  - (四) 寄留法（大正三年法律第二十七号）の定めるところにより、届出により又は職権をもつて、寄留簿に寄留に関する事項を記載する等寄留に関する事務を管掌すること。
  - (五) 犯罪者予防更生法（昭和二十四年法律第四百四十二号）の定めるところにより、地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会の嘱託によつて被保護者又はその扶養義務者からの費用の徴収に関する事務を行うこと。
  - (六) 人件擁護委員法（昭和二十四年法律第三百三十九号）の定めるところにより、人権擁護委員を推薦すること。
  - (七) 外国人登録法の定めるところにより、外国人の登録の申請を受理し、登録原票を作成し、登録証
- 明書を交付し、登録原票及び登録証明書の記載事項を書き換え、登録証明書の返納を受理し、その他外国人の登録に関する事務を行うこと。
- (八) 精神衛生法の定めるところにより、精神障害者に保護義務者がいないとき、又は保護義務者が義務を行うことができないとき等において、保護義務者となること。
  - (九) 伝染病予防法の定めるところにより、患者の隔離收容並びに消毒方法及び清潔方法の代執行等を行うこと。
  - (十) 伝染病届出規則（昭和二十二年厚生省令第五号）の定めるところにより、伝染病に関する届出を受理すること。
  - (十一) 結核予防法の定めるところにより、定期の健康診断、ツベルクリン反応検査及び定期の予防接種を実施し、並びにその報告、記録の作成等に関する事務を行うこと。
  - (十二) 癩予防法の定めるところにより、都道府県知事の命を受けて患者及びその同伴者又は同居者に

- 対して救護を行い、並びに救護中死亡した患者の死体及び遺留物件を処理すること。
- (十三) 予防接種法の定めるところにより、定期又は臨時の予防接種を行い、及び予防接種済証を交付する等の事務を行うこと。
  - (十四) 検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）の定めるところにより、緊急避難した船舶等の長が提出する検疫伝染病患者に関する届出を受理すること。
  - (十五) 墓地、埋葬等に関する法律の定めるところにより、埋葬又は火葬等の許可に関する事務を行う、墓地、納骨堂又は火葬場の経営者の届出及び墓地又は火葬場の管理者の報告を受理し、並びに死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき、又は判明しないときこれを行うこと。
  - (十六) 狂犬病予防法の定めるところにより、所有者の知れていない犬を抑留した旨を公示し、及び狂犬病にかかった犬等を診断し、又は死体を検案した旨の獣医師の届出を都道府県知事に報告すること。
  - (十七) 死体解剖保存法の定めるところにより、医学に関する大学の長に死体交付証明書を交付すること。
  - (十八) 社会福祉事業法の定めるところにより、災害復旧のための助成を受けた社会福祉法人について、その事業又は会計の状況に関して報告を徴し、予算又は役員について必要な勧告をし、及び補助金又は貸付金の返還を命ずること。
  - (十九) 生活保護法の定めるところにより、保護の決定及び実施に関する処分に対する不服の申立を処理し、放置することのできない状況にある要保護者に対して応急の保護を行い、並びに要保護者の状況の通報等保護の実施機関又は福祉事務所の長に対する協力に関する事務を行うこと。
  - (二十) 民生委員法の定めるところにより、民生委員に対して保護を要する者に関する必要な資料の作製を命じ、その他民生委員の職務に関して必要な指示を行い、及び委員の定数等に関して意見を述べ

別表第四



別表第四

べる等の事務を行うこと。

(二十一) 行旅病人及行旅死亡人取扱法の定めるところにより、行旅病人及びその同伴者を救護し、行旅死亡人及びその同伴者について本人の認識に必要な事項を記録し、並びに行旅死亡人について仮土葬又は火葬を行い、その遺留物件を保管する等の事務を行うこと。

(二十二) 身体障害者福祉法の定めるところにより、福祉事務所を設置しない町村の長は、援護の実施機関又は福祉事務所長の行う事務に協力し、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、身体障害者の診査及び更生相談を行つて必要な措置を講じ、補装具等を交付し、又は修理し、身体障害者手帳の返還を命ずべき事由があると認めるときその旨を都道府県知事に通告し、及び売店設置の可能な場所等を調査してこれを身体障害者に知らせること。

(二十三) 災害救助法の定めるところにより、都道府県知事の委任を受けて災害救助に関する事務を行

うこと。

(二十四) 児童福祉法の定めるところにより、妊娠の届出を受理し、これを都道府県知事に報告し、及び児童を保育所に入所させること。

(二十五) 未復員者給与法(昭和二十二年法律第百八十二号)及び特別未帰還者給与法の定めるところにより、国又は療養等を受けるべき者からその支給する療養等又はその受ける療養等に関して証明を求められたときに無料で証明すること。

(二十六) 職業安定法の定めるところにより、求人求職の申込の取次、求人求職者の身元調査等に関する事務を行うこと。

(二十七) 積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法の定めるところにより、農業振興計画の作成に関する事務を行うこと。(積雪寒冷単作地区に指定された市町村の市町村長に限る。)

(二十八) 農産種苗法(昭和二十二年法律第百十五号)の定めるところにより、種苗業者の氏名、住所その他の事項に関する届出を受理し、これを主務大

臣に報告すること。

(二十九) 農業委員会法の定めるところにより、市町村農業委員会的一般選挙後最初の市町村農業委員会を招集し、選任委員の解任を市町村農業委員会の会長から求められたときこれを解任し、及び市町村農業委員会から請求があつたとき助言、資料の提示その他必要な協力をすること。

(三十) 農地調整法の定めるところにより、農地等の権利の設定及び移転並びに農地の賃貸借契約の解除、解約又は更新の拒否について承認を与え、農地の特例価格を都道府県知事に申請し、小作料の額又は減免条件の特例を定め、並びに耕作者等が業務を営むための土地若しくは立木の使用権設定の協議について承認を与え、又は協議不調の場合において裁定する等の事務を行うこと。(市町村農業委員会を置かない市町村の市町村長に限る。)

(三十一) 自作農創設特別措置法の定めるところにより、農地等の買収計画を制定し、当該計画に対する異議申立を決定し、及び買収除外地を指定する

等の事務を行うこと。(市町村農業委員会を置かない市町村の市町村長に限る。)

(三十二) 自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令の定めるところにより、農地の強制譲渡計画の作成等に関する事務を行うこと。(市町村農業委員会を置かない市町村の市町村長に限る。)

(三十三) 土地改良法の定めるところにより、土地改良事業に参加する者の資格を承認し、土地改良区の定める換地計画及び交換分合計画について同意を与え、換地計画及び交換分合計画に対する都道府県知事の認可について意見を述べ、又は自ら交換分合計画を決定し、その他農地の交換分合等に関する事務を行うこと。(市町村農業委員会を置かない市町村の市町村長に限る。)

(三十四) 家畜伝染病予防法の定めるところにより、家畜の疾病に因る死亡等の届出の受理に関する事務を行うこと。

(三十五) 食糧管理法及びこれに基づく政令の定めると

別表第四



別表第四

ころにより、主要食糧の購入券を交付し、米麦等の生産者別の政府買入数量を決定し、これを生産者に指示し、及び指示に対する異議申立の決定その他主要食糧の管理に関する事務を行うこと。

(三十六) 森林法の定めるところにより、非常災害に際して森林の立木竹の伐採を許可し、及び森林又は森林に接近している原野等における火入を許可すること。

(三十七) 計量法の定めるところにより、計量器の定期検査に関する事務を行うこと。(政令で定める特定市町村の市町村長に限る。)

(三十八) 道路運送法の定めるところにより、その管理する道路に接続する一般自動車道の造設に対する許可に関する事務等を行うこと。

(三十九) 道路運送車両法及びこれに基く政令の定めるところにより、自動車の臨時運行の許可に関する事務を行うこと。(市長及び主務大臣の告示する町村の町村長に限る。)

(四十) 港湾法の定めるところにより、市町村が港湾を一時標識の滅失、破損等を地理調査所長に通知すること。

(四十五) 河川法の定めるところにより、都道府県知事の命を受けて河川に関する工事の一部を施行し、又は河川を維持すること。

(四十六) 砂防法の定めるところにより、都道府県知事の命を受けて砂防工事を施行し、又は砂防設備を維持すること。

(四十七) 道路法の定めるところにより、市道又は町村道の路線を認定し、市道又は町村道の新設、改築又は修繕等を行い、及びこれらの道路の占用を許可する等市道又は町村道を管理すること。

(四十八) 都市計画法及びこれに基く政令の定めるところにより、都市計画及び都市計画事業の執行に関する事務を行うこと。(市長及び指定町村の町村長に限る。)

(四十九) 特別都市計画法の定めるところにより、特別都市計画及び特別都市計画事業を執行し、並びに土地区画整理委員会を監督する等の事務を行うこと。

別表第四

管理者となる場合においては、港湾区域内について公有水面埋立法の規定による都道府県知事の職権を行うこと。

(四十) 船員職業安定法(昭和二十三年法律第三百十号)の定めるところにより、公共職業安定所長の依頼を受けて求人求職の申込の取次、求人求職者の身元調査等に関する事務を行うこと。

(四十二) 水難救護法(明治三十一年法律第九十五号)の定めるところにより、遭難船舶の救護並びに漂流物及び沈没品の保管等に関する事務を行うこと。

(四十三) 土地收用法の定めるところにより、起業者が障害物を伐除することを許可し、事業の認定書及び收用委員会の裁決の申請書又は協議確認申請書を公告し、又は縦覧させ、並びに土地の收用又は使用の際に土地若しくは物件の引渡又は物件の移転を代行し並びに非常災害の際における土地の一時使用を許可すること。

(四十四) 測量法の定めるところにより、永久標識及びこと。(指定市町村の市町村長に限る。)

(五十) 建築基準法及びこれに基く政令の定めるところにより、違反建築物等に対してその除去、移転又は改築等を命じ、特定区域内における建築物の許可、特殊建築物の敷地の位置の許可等に関する事務を行い、及び建築協定を認可する等建築物の安全上、防火上及び衛生上必要な措置を講じ(建築主事を置く市町村の市町村長に限る。)、並びに收用委員会の裁決の申請に対する意見書を提出すること。

(五十一) 国土調査法の定めるところにより、標識又は調査設備の滅失、破損等を当該標識等を設置した者に通知し、並びに国土調査の成果の写を保管し、及び一般の閲覧に供すること。

(五十二) 学校教育法の定めるところにより、就学義務の猶予又は免除に関する事務を行うこと。(教育委員会を設置しない市町村の市町村長に限る。)

(五十三) 新たに入学する児童に対する教科用図書の給与に関する法律の定めるところにより、市町村



別表第四

立の小学校等の児童に対して国の行う教科用図書  
の給与に関する事務を行うこと。(教育委員会を  
設置しない市町村の市町村長に限る。)

三 市町村教育委員会が管理し、及び執行しなければ  
ならない事務

- (一) 学校教育法の定めるところにより、就学義務の  
猶予又は免除に関する事務を行うこと。
- (二) 教育職員免許法の定めるところにより、教育長  
及び指導主事の人物、学力、実務及び身体に関す  
る証明書を発行し、並びに教育職員の免許状を有  
する者が免許状授与資格欠格条項に該当すると認  
めるとき、都道府県の授与権者にすみやかに通知  
すること。
- (三) 教科書の発行に関する臨時措置法の定めるとこ  
ろにより、教科書の需要数を都道府県教育委員会  
に報告すること。
- (四) 文化財保護法の定めるところにより、文化財保  
護委員会の委任を受けて出品された重要文化財の  
管理の事務を行うこと。(第百五十五条第二項の

市の教育委員会に限る。)

(四) 新たに入学する児童に対する教科用図書の給与  
に関する法律の定めるところにより、市町村立の  
小学校等の児童に対して国の行う教科用図書の給  
与に関する事務を行うこと。

(六) 統計法及びこれに基く政令の定めるところによ  
り、主務大臣の委任を受けて指定統計事務の一部  
を行うこと。

四 市町村選挙管理委員会が管理しなければならない  
事務

- (一) 公職選挙法の定めるところにより、選挙人名簿  
を調製し、投票管理者、投票立会人及び開票管理  
者を選任し、並びに選挙に関し特に必要と認める  
事項の周知及び棄権防止について適切な措置を講  
ずること。
- (二) 政治資金規正法の定めるところにより、政党、  
協会その他の団体の代表者又は主幹者及び会計責  
任者の氏名等の届出、政治資金に関する報告書の  
受理並びにこれらの公開に関する事務を行い、並

びに政党、協会その他の団体又は関係人に対して  
報告又は資料の提出を求めること。

(三) 最高裁判所裁判官国民審査法の定めるところに  
より、都道府県選挙管理委員会の指揮監督を受け  
て審査に付される裁判官の氏名等の掲示その他国  
民審査に関する事務を行うこと。

(四) 検察審査会法(昭和二十三年法律第百四十七号)  
の定めるところにより、検察審査員候補者を選定  
し、検察審査員候補者名簿を調製する等の事務を  
行うこと。

(五) 土地改良法の定めるところにより、土地改良区  
の総代会の総代の選挙に関する事務を管理し、並  
びに総代の解職の請求及び投票に関する事務を行  
うこと。

(六) 漁業法の定めるところにより、海区漁業調整委  
員会選挙人名簿を調製し、並びに海区漁業調整委  
員会の委員の選挙、解職の請求及び投票に関する  
事務を行うこと。なお、北海道にあつては、道の  
選挙管理委員会が指定する市町村の選挙管理委員

会は、海区漁業調整委員会の委員の選挙を管理す  
ること。

(五) 市町村公安委員会が管理し、及び執行しなけれ  
ばならない事務

(一) 刑事訴訟法の定めるところにより、警察吏員が  
司法警察職員としての職務を行う場合の定をし、  
及び検察官に捜査に関し協力すること。

(二) 風俗営業取締法の定めるところにより、風俗営  
業を営もうとする者の許可に関する事務を行うこ  
と。

(三) 質屋営業法の定めるところにより、質屋営業の  
許可に関する事務を行い、及び他の公安委員会の  
許可を受けた質屋若しくはその代理人、使用人そ  
の他の従業者の違反事実又は自らした質屋の許可  
の取消若しくは営業停止処分を関係公安委員会に  
通知すること。

(四) 古物営業法の定めるところにより、古物商又は  
市場主にならうとする者の許可に関する事務を行  
い、並びに古物商が行商をしようとし、若しくは

別表第四



別表第四

- 露店を出そうとし、又はその従業者に行商をさせ、若しくは露店を出させようとする場合及び古物商が市場以外においてせり売をしようとする場合の許可に関する事務を行うこと。
- (五) 道路交通取締法の定めるところにより、危険防止その他の交通の安全のため、道路の通行を禁止し、若しくは制限し、又は自動車の最高制限速度を定める等道路交通の規制を行い、並びに自動車運転試験及び自動車運転免許等に関する事務を行うこと。
- (六) 銃砲刀剣類等所持取締令の定めるところにより、狩猟等の用途に供する銃砲又は刀剣類の所持等の許可に関する事務を行うこと。
- 六 市町村農業委員会が管理し、及び執行しなければならない事務
- (一) 農地調整法の定めるところにより、農地等の権利の設定及び移転並びに農地の賃貸借契約の解除、解約又は更新の拒否について承認を与え、農地の特例価格を都道府県知事に申請し、小作料の
- (二) 額又は減免条件の特例を定め、並びに耕作者等が業務を営むための土地若しくは立木の使用権設定の協議について承認を与え、又は協議不調の場合において裁定する等の事務を行うこと。
- (三) 自作農創設特別措置法の定めるところにより、農地等の買収計画を作成し、当該計画に対する異議申立を決定し、及び買収除外地を指定する等の事務を行うこと。
- (四) 土地改良法の定めるところにより、土地改良事業に参加する者の資格を承認し、土地改良区の間換地計画及び交換分合計画について同意を与え、換地計画及び交換分合計画に対する都道府県知事の認可について意見を述べ、又は自ら交換分合計画を決定し、その他農地の交換分合等に関する事務を行うこと。

別表第五

一 都道府県知事が設けなければならない行政機関

行政機関	所掌事務	所管区域	設置する普通地方公共団体
福祉に関する事務所	社会福祉事業法第十三条第六項の規定による生活保護法、児童福祉法及び身体障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務	条例で定める福祉地区の区域による。	都道府県
児童相談所	児童福祉法第十五条の二の規定による主として児童の福祉についての相談、調査、判定及び指導並びに児童の一時保護に関する事務	都道府県の定める区域による。	
病虫害防除所	植物防疫法第三十二条第四項の規定による植物の検疫、発生予察事業等防除に関する事務	条例で定める区域による。	
家畜保健衛生所	家畜保健衛生所法第三条の規定による家畜の伝染病の予防、家畜の試験及び検査等に関する事務	条例で定める区域による。	

別表第五



別表第六

二 市長が設けなければならない行政機関

行政機関	所掌事務	所管区域	設置する普通地方公共団体
福祉に関する事務所	社会福祉事業法第十三条第六項の規定による生活保護法、児童福祉法及び身体障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務	第五十五条第二項の市にあつては条例で設ける福祉地区、その他の市にあつてはその区域による。	市

三 市町村公安委員会の意見を徴して市町村長が設けなければならない行政機関

行政機関	所掌事務	所管区域	設置する普通地方公共団体
警察署	警察に関する事務	条例で定める区域による。	市及び警察を維持する町村

別表第六

一 第七十二条第一項の吏員その他の職員中法律又はこれに基く政令の定める特別の資格又は職名を有しなればならないもの  
(都道府県)

特別の資格を有しなればならない職員又は特別の職名を有しなればならない職員の職名	資格	設置する普通地方公共団体
統計主事	統計法第十条第六項の定めるところによる。	都道府県
防疫監吏	伝染病予防法第十八条ノ二第三項の定めるところによる。	
防疫技師	伝染病予防法施行令(昭和二十五年政令第百二十号)の定めるところによる。	
伝染病予防法第十六条ノ二第一項の吏員	伝染病予防法施行令(昭和二十五年政令第百二十号)の定めるところによる。	
食品衛生監視員	食品衛生法第十九条第四項の定めるところによる。	
屠畜検査員	屠場法第四条ノ二第三項の定めるところによる。	
狂犬病予防員	狂犬病予防法第三条第一項の定めるところによる。	
医療監視員	医療法第二十六条第三項の定めるところによる。	死体解剖保存法に基く政令で定める地を管轄する都道府県
監察医		
薬事監視員	薬事法第五十条第三項の定めるところによる。	
毒物劇物監視員		社会福祉事業法第十八条及び附則第五項の定めるところによる。
社会福祉主事		

別表第六



別表第六

身体障害者福祉司	身体障害者福祉法第十条の定めるところによる。	
児童福祉司	児童福祉法第十一条の二の定めるところによる。	
児童相談所の所長	児童福祉法第十六条の二の定めるところによる。	
児童相談所の判定をつかさどる所員		
児童相談所の相談及び調査をつかさどる所員		
教護院の教護		
教護院の教母		
教護院の医師	児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の定めるところによる。	都道府県
肥料検査吏員		
地方種畜検査委員	家畜改良増殖法第三十三条第三項の定めるところによる。	
家畜防疫員	家畜伝染病予防法第五十三条第二項の定めるところによる。	
林業技術普及員		
林業経営指導員		

都道府県

森林害虫防除員		
漁業監督吏員	漁業法第七十四条第二項の定めるところによる。	
水産資源保護指導吏員		
計量器の検定等の事務に従事する職員	計量法第二百二十五条の定めるところによる。	
保安管理員		
建築主事	建築基準法第四条第五項の定めるところによる。	
公営住宅監理員		公営住宅を設置する都道府県

(市町村)

特別の資格を有しなればならぬ職員又は特別の職名を有しなればならぬ職員の職名	資格	設置する普通地方公共団体
統計主事	統計法第十条第六項の定めるところによる。	市町村
伝染病予防法第十六条ノ二第一項の吏員	伝染病予防法施行令の定めるところによる。	人口一万三千以上の市町村
食品衛生監視員	食品衛生法第十九条第四項の定めるところによる。	

別表第六



別表第六

屠畜検査員	屠場法第四条ノ二第三項の定めるところによる。	保健所を設置する市
狂犬病予防員	狂犬病予防法第三条第一項の定めるところによる。	
医療監視員	医療法第二十六条第三項の定めるところによる。	
社会福祉主事	社会福祉事業法第十八条及び附則第五項の定めるところによる。	市
公営住宅監理員		公営住宅を設置する市町村

二 教育委員会の任命する職員中法律又はこれに基く政令の定める特別の資格又は職名を有しなければならないもの

(都道府県)

教育長	特別の資格を有しなければならぬ職員又は特別の職名を有しなければならぬ職員の職名	資格	設置する普通地方公共団体
指導主事	教育委員会法第四十一条第二項の定めるところによる。教育職員免許法第三条第一項の定めるところによる。		

社会教育主事	社会教育法第九条の四の定めるところによる。	都道府県
社会教育主事補		
統計主事	統計法第十条第六項の定めるところによる。	
校長	教育職員免許法第三条第三項の定めるところによる。	
教諭		
養護教諭		

(市町村)

特別の資格を有しなければならぬ職員又は特別の職名を有しなければならぬ職員の職名	資格	設置する普通地方公共団体
教育長	教育委員会法第四十一条第二項の定めるところによる。	
指導主事	教育職員免許法第三条第一項の定めるところによる。	
統計主事	統計法第十条第六項の定めるところによる。	市町村
校長	教育職員免許法第三条第一項の定めるところによる。	
教諭		
養護教諭		

別表第六



別表第七

三 市町村の公安委員会が任命し又はその任命について承認を与える職員中法律の定める特別の資格又は職名を有しなければならないもの

警察長	警察法第五十条但書の定めるところによる。	設置する普通地方公共団体
警察署長	警察法第四十九条第一項の定めるところによる。	市及び警察を維持する町村
警察吏員	警察法第五十条但書の定めるところによる。	

別表第七

一 都道府県が置かなければならない附属機関

附属機関の属する執行機関	附属機関	担 任 する 事 務
	温泉審議会	温泉法第十九条第一項並びに第二十条の規定による温泉及びこれに関する行政に関する調査審議並びに温泉に関する都道府県知事の処分に対する意見の答申に関する事務
	都道府県優生保護審査会	優生保護法第十七条第三項の規定による優生手術に関する適否の審査に関する事務

別表第七

地区優生保護審査会	優生保護法第十七条第四項の規定による保健所の区域ごとの人工妊娠中絶に関する適否の審査に関する事務
結核診査協議会	結核予防法第四十八条第一項の規定による結核患者の医療費の申請の審議に関する事務
医療機関整備審議会	医療法第三十二条第二項の規定による医療機関の整備に関する重要事項の調査審議に関する事務
公的医療機関運営審議会	医療法第三十六条第一項の規定による公的医療機関の運営に関する重要事項の調査審議に関する事務
あん摩、はり、きゆう、柔道整復地方審議会	あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法第十三条第三項の規定によるあん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師の試験、これらの者の業務に関する都道府県知事の指示、処分等に関する調査審議に関する事務
准看護婦試験委員	保健婦助産婦看護婦法第二十五条第一項の規定による准看護婦試験の実施に関する事務
民生委員審査会	民生委員法第五条第二項及び第十一条第二項の規定による都道府県知事の民生委員の推薦及び解職の具申に対する意見の答申に関する事務



地方身体障害者福祉審議会	身体障害者福祉法第六条第五項の規定による身体障害者の福祉に関する事項の調査審議及び関係行政機関に対する意見の具申に関する事務
都道府県災害救助対策協議会	災害救助法第十四条の規定による非常災害及び救助に関する情報の通報、救助その他緊急措置に関する計画の樹立並びに非常災害に際しての救助その他緊急措置に関する緊急計画の樹立並びにこれらの計画の実施の推進に関する事務
児童福祉審議会	児童福祉法第八条第四項及び第七項の規定による児童及び妊産婦の福祉に関する事項の調査審議並びに関係行政機関に対する意見の具申並びに芸能、出版物等の推薦及びこれらを製作し、興行する者等に対する勧告に関する事務
保母試験委員	児童福祉法施行令の定めるところによる保母試験の合格の決定その他保母試験に関する事務
地方社会保険医療協議会	社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に関する法律(昭和二十五年法律第四十七号)第十三条第二項の規定による保険医及び保険薬剤師並びに医療担当者に対する適切な保険診療の指導に関する事項の審議及び勧告に関する事務

国民健康保険審査会	国民健康保険法第五十二条ノ八から第五十二条ノ十一までの規定による保険給付又は保険料その他の徴収金に関する決定に対する不服の審査及び保険給付に関する契約の紛争並びに療養担当者又はこれに支払うべき診療報酬の額の決定のあつ旋等に関する事務
国民健康保険診療報酬審査委員会	国民健康保険法第四十七条ノ三の規定による療養担当者の提出した診療報酬請求書の審査に関する事務
都道府県農業共済保険審査会	農業災害補償法第二十九条第一項、第三百三十一条及び第四百零三条第二項の規定による農業共済組合連合会の組合員の提起する保険に関する訴の審査並びに農業災害の発生、予防及び防止に関する事項、共済掛金及び保険料等の適正化に関する事項等に関する調査審議に関する事務
都道府県開拓審議会	開拓者資金融通法第六条第二項及び第七条第二項の規定による都道府県知事の資金の貸付、一時償還の請求、支払の猶予等の進達に対する意見の答申及び開拓に関する重要事項の調査審議に関する事務
都道府県森林審議会	森林法第六十八条第二項の規定による森林に関する重要事項についての都道府県知事に対する答申及び関係行政庁に対する建議に関する事務







別表第七

保健所を設置する市の市長	結核診査協議会	結核予防法第四十八条第一項の規定による結核患者の医療費の申請の審議に関する事務
国民健康保険を行う市の市長	国民健康保険運営協議会	国民健康保険法第八条ノ十九の規定による国民健康保険の運営に関する事項の審議に関する事務
都道府県知事が水防管理団体の指定した市町村の市長	水防協議会	水防法第二十六条第一項及び第二項の規定による水防計画その他水防に関する重要事項の調査審議及び関係機関に対する意見の陳述に関する事務
主務大臣の指定する市の市長	補償審査会	特別都市計画法第十八条第二項の規定になる特別都市計画に関する補償金の決定に関する事務

附 則

- この法律は、公布の日から起算して三月をこえない期間内において政令で定める日から施行する。
- この法律施行の際現に効力を有する法律の規定で改正後の地方自治法の規定に基いて法律又はこれに基く政令で規定しなければならぬものについて総理府令、法務府令、省令その他の政令以外の命令で定めることを認めているものについては、この法律施行の日から起算して一年以内に、改正後の地方自治法の規定に適合するように改正の措置がとられなければならない。
- この法律施行の際現に効力を有する総理府令、法務府令、省令その他の政令以外の命令の規定で、改正後の地方自治法の規定に基いて法律又はこれに基く政令で規定しなければならぬものを定めているものは、前項の規定により法律改正がなされるまでの間、同法第五十八条第一項から第三項までの規定にかかわらず、この法律施行の日から起算して五月以内に限り、なお、従前の例により存続させることができる。

1 この法律は、公布の日から起算して一年以内において、この法律に基く政令で規定されるまでは、なお、その効力を有する。

2 この法律施行の際改正前の地方自治法第七條第一項若しくは第二項の規定により既になされている市町村の境界の変更に関する処分、改正前の地方自治法第八條第三項の規定により既になされている町村を市とし、若しくは市を町村とする処分若しくは村を町とし、若しくは町を村とする処分又はこれらの処分の効力については、改正後の地方自治法第七條第二項及び第七項並びに第八條第三項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

3 この法律施行の際改正前の地方自治法第七條第一項若しくは第二項の規定により既になされている市町村の境界の変更に関する処分、改正前の地方自治法第八條第三項の規定により既になされている町村を市とし、若しくは市を町村とする処分若しくは村を町とし、若しくは町を村とする処分又はこれらの処分の効力については、改正後の地方自治法第七條第二項及び第七項並びに第八條第三項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

4 改正前の地方自治法第九條の規定に基き提起されている訴訟又は事件で、この法律施行の際現に裁判所に係属しているものについては、改正後の地方自治法第九條、第九條の二及び第二百五十五條の二の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- この法律施行の際現にその職にある副出納長は、改正後の地方自治法第六十八條の規定にかかわらず、その者が選任された日から起算して四年以内に限り、なお、従前の例により在職するものとする。
- この法律施行の際現にその職にある都道府県、市町村及び特別区の選挙管理委員は、改正後の地方自治法第八十一條第二項及び第八十二條第四項の規定にかかわらず、その任期中に限り、なお、在職するものとする。補充員であるものの在職についても、また、同様とする。
- 改正前の地方自治法第九十五條第三項但書の規定により監査委員を置く市においてこの法律施行の際現に監査委員の職にある者は、改正後の地方自治法第九十五條第三項但書の規定にかかわらず、その任期中に限り、なお、在職するものとする。



附則

10 この法律施行の際現に地方公共団体が共同して設置している地方公共団体の委員会、附屬機関若しくは職員又はこの法律施行の際現に他の地方公共団体に委託されている地方公共団体の事務は、この法律施行の日から起算して一年以内において、改正後の地方自治法の規定に適合するようにこれを改めるものとし、改正後の地方自治法の規定による共同設置又は事務の委託が行われるまでは、なお、従前の例による。

11 この法律施行の際地方自治法第二百五十九条第一項又は第三項の規定により既になされている郡の区域をあらたに画し、若しくは廃止し、又は郡の区域を変更する処分効力については、改正後の地方自治法第二百五十九条第四項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

12 地方自治法附則第二条但書により、なお効力を有する旧東京都制第八十九条から第九十一条まで及び第九十八条の規定は、改正後の地方自治法第二百八十一条第二項各項に掲げる事務並びに第二百

八十一条の二第二項に規定する特別区の区長の権限に属する事務に関しては、その適用はないものとする。

13 政令で特別の定をするものを除く外、改正後の地方自治法第二百八十一条第二項各号に掲げる事務で、この法律施行の際現に都が処理しているものは、この法律施行の日から起算して九十日以内に特別区に引き継がなければならない。

14 この法律施行の際現にその職にある特別区の区長は、改正後の地方自治法第二百八十一条の二第一項の規定にかかわらず、その任期中は、なお、従前の例によるものとする。

15 改正後の地方自治法第二百八十一条の二第二項又は同条第四項において準用する改正後の同法第二百八十一条の二第二項の規定により特別区の長、委員会又は委員の権限に属する事務で、この法律施行の際現に都知事、都の委員会又は委員の権限に属するものは、この法律施行の日から起算して九十日以内に特別区の長、委員会又は委員に引き継がなければ

ならない。

16 競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）の適用については、改正後の地方自治法附則第十七条の規定にかかわらず、市は、特別区を含むものとする。

17 前五項に規定するものを除く外、改正後の地方自治法の特別区に関する規定の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

18 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第二百六十六条中「市に関する規定」の下に「市長の選挙に関する規定を除く。」を加える。

19 厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第十条の次に次の一条を加える。

第十条ノ二 本法ニ規定スル厚生大臣ノ職権ノ一部ハ政令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ都道府県知事ニ委任スルコトヲ得

20 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

附則

第九条ノ三の次に次の一条を加える。

第九条ノ四 本法ニ規定スル厚生大臣ノ職権ノ一部ハ政令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ都道府県知事ニ委任スルコトヲ得

21 この法律施行のため必要な事項は、政令で定める。



## ●長野県議会議規則

大正一五、一〇、一六 議決  
 昭和 二、一二、二一 改正  
 昭和 四、一一、三〇 改正  
 昭和 二一、一〇、一六 改正  
 昭和 二二、 五、三一 改正  
 昭和 二三、一〇、一六 改正  
 昭和 二三、一二、一八 改正  
 昭和 二四、 九、一〇 議会議則第一号制定  
 昭和 二四、一二、二二 議会議則第二号改正  
 昭和 二五、 六、一五 議会議則第一号改正  
 昭和 二五、 九、一〇 議会議則第二号改正  
 昭和 二五、 九、一七 議会議則第一号制定

### 第一章 総 則

(議会の開会及び招集当日の開議)

第一条 議会は、招集の当日午前十時に開会する。但

### 第一章 総則

し、議長が特に必要と認めるときは、別に開会時刻を定めることができる。

2 議員は、開会時刻前議事堂に参集し、議長にその旨を通知しなければならない。

3 議長は、出席議員が定足数に達したときは、会議を開く。

(議席)

第二条 議員の議席は、一般選挙後の会期の初めに、くじでこれを定める。

2 再選挙又は補欠選挙により選挙された議員があるときは、前項の例による。但し、補欠議員が一人の場合には、前任者の議席につく。

3 議長は、必要があると認められた場合は、議席を変更することができる。

4 議席には、番号標を附ける。

(議会の開閉)

第三条 議会は、議長が開閉する。

(会期の起算日)

第四条 会期は、招集された日から起算する。



第一章 総則

(会期の決定及び通訳)

第五条 会期は、毎会期の初めに、議長が、議会運営委員会の意見を聴き、議会でこれを議決する。但し議会運営委員会が開会できないときは、議会運営委員会の意見を聴かないで、これを議決することができる。

2 会期が定まつたときは、議長は、直ちに、議員に通知するとともに、知事、選挙管理委員会の委員長、監査委員、公安委員会の委員及び教育委員会の委員その他法令又は条例に基く委員会の代表者又は委員(以下執行機関という。)に通知する。

(休 会)

第六条 議会は、特に必要と認めたときは、休会することができる。

(会期の延長及び休会の決定)

第七条 会期の延長及び休会については、第五条(会期の決定及び通知)の規定を準用する。

(会期中の閉会)

第八条 会議事件を全部議了したときは、議長は、会

議に諮り、会期中でも閉会することができる。

(会議の時間)

第九条 会議は、午前十時に開き、午後四時に閉じる。

2 議長は、時宜により、会議時間を変更することができる。但し、出席議員十人以上から起立して異議の申立があつたときは、討論を用いなくて会議に諮り、これを決する。

(会議開閉の報知)

第十条 会議の開閉は、振鈴で報ずる。

(休 日)

第十一条 休日は、休会とする。但し、議長が必要と認めたとき、又は議会の議決があつたときは、特に会議を開くことができる。

(開議、散会、休憩及び延会の宣告)

第十二条 議長は、開議、散会、休憩又は延会を宣告する。

2 議長が、開議を宣告しない前、及び散会、休憩又は延会を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

(散会及び延会)

第十三条 議長は、その日の議事が終了したときは、散会する。

2 議事が終わらない場合でも午後四時を過ぎたときは、議長は、会議に諮らないで、延会することができる。

(定足数不足の場合の措置)

第十四条 議長は、開議時刻後相当の時間を経てもなお出席議員が定足数に満たないとき、又は会議中議員が退席したため定足数を欠くに至つたときは、延会又は休憩することができる。

(定足数不足の虞ある場合の措置)

第十五条 議長は、会議中に定足数を欠くに至る虞があるとき、議長は、議員の退席を禁じ、又は議場外の議員に出席を要求することができる。

(出席催告)

第十六条 議長が、地方自治法第百十三条(定足数)による出席催告をする場合は、議員の宿所に対し、文書をもつてこれを行う。

第一章 総則 第二章 議事日程

(連絡場所及び招集地における宿所)

第十七条 議員は、常時連絡の場所及び議会の招集地における宿所を、議長に届け出なければならない。その場所及び宿所を、変更したときも、また、同様とする。

(所属党派の届出)

第十八条 議員は、その所属党派を議長に届け出なければならない。所属党派を変更したときも、また、同様とする。

(欠 席)

第十九条 議員は、公務、疾病その他の事故により、出席することができないときは、その日の開議前に、その理由を記載した欠席届を議長に提出しなければならない。

第二章 議事日程

(議事日程の決定及び通知)

第二十条 会議を開こうとするときは、議長は、予め議事日程を定めてこれを各議員に通知する。



第二章 議事日程 第三章 議案の提出、修正、撤回及び変更

2 議事日程には、開議の日時及び会議に付する事件並びにその順序を記載する。

3 次会の議事日程は、その日の会議を閉じるときにこれを報告して通知に代えることができる。

(議事日程のない会議の通知)

第二十一条 議長は、必要があると認めるときは、会議の日時だけを議員に通知して会議を開くことができる。

(日程の順序変更及び追加)

第二十二条 議長は、必要があると認めるときは、議事日程の順序を変更し、又は追加することができる。

2 議員から日程の順序変更又は追加の動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮り、これを決しなければならぬ。

(日程の繰下げ)

第二十三条 議事日程に記載された事件について、会議を開くことができなかつたとき、又は議事を終了することができなかつたときは、議長は、これを最

近の議事日程に記載しなければならぬ。

第三章 議案の提出、修正、撤回及び変更

(議員にのみ発案権のある議案の提出方法)

第二十四条 議員にのみ発案権のある議案を議員が提出しようとするときは、文書をもつてこれをしなければならぬ。

(議案の提出方法及び配付)

第二十五条 議員は、地方自治法第百十二条(議員の議案提出権)又は前条の規定による議案を提出しようとするときは、その案を具え、理由を附け、賛成者のあるときはともに連署して、議長に提出しなければならぬ。

2 前項の議案を受理したときは、議長は、議員及び知事に配付しなければならぬ。但し、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(委員会の審査省略の申出)

第二十六条 議案の提出者が、委員会の審査を省略す

る必要があると認められた議案については、提出と同時に、その旨を議長に申し出なければならぬ。

(修正案の提出及び配付)

第二十七条 議員が、修正案を提出しようとするときは、五人以上の賛成者とともに連署して、予め、これを議長に提出しなければならぬ。

2 議長は、前項の修正案を議員及び知事に配付しなければならぬ。但し、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(議案の撤回又は変更)

第二十八条 議題となつた議案を撤回し、又は変更しようとするときは、提出議員全部又は知事からこれを請求しなければならぬ。

2 前項の請求があつた場合は、議長は、討論を用いないで会議に諮り、その可否を決する。

(一事不再議)

第二十九条 議員は、否決された議案を、同一会期中に、再び提出することができない。

第四章 会議

第四章 会議

第一節 選挙

(投票用紙)

第三十条 投票用紙の様式は、議長が、これを定める。

(投票の管理及び点検)

第三十一条 投票により選挙を行う場合においては、議長は、その投票を管理し、二人以上の立会人とともに、投票を点検しなければならぬ。

2 前項の立会人は、議長が、議員の中から会議に諮つて、これを定める。

3 投票の効力について疑義があるときは、議長は、立会人の意見を聴いて、これを決する。

(投票開始)

第三十二条 議員は、点呼に応じて投票をする。

(投票箱閉鎖)

第三十三条 議長は、点呼が終つたときは、投票洩れの有無を確かめ、投票箱の閉鎖を宣告する。



第四章 会議

2 投票箱閉鎖の宣告があつた後は、何人も投票をすることができない。

(選挙の結果報告、当選の告知及び承諾)

第三十四条 投票の点検が終つたときは、議長は、その結果を議会に報告するとともに、併せて当選人に当選の旨を、直ちに、告知しなければならない。

2 当選人は、前項の告知を受けた日から三日以内に、当選承諾書を議長に提出しなければならない。

(当選の効力の発生)

第三十五条 当選人の当選の効力は、前条第一項の告知の日から生ずる。

(当選人の繰上補充)

第三十六条 当選人が当選を辞したときは、議長は、選挙すべき者の数をもつて有効投票の総数を除して得た数の四分の一以上の得票者で当選人とならなかつた者の中、最多数を得た者から順次当選人を定めなければならない。

(再選挙)

第三十七条 当選人がないとき、若しくは当選人が選

挙すべき者の数に達しないとき、又は前条の規定により当選人を定めることができないとき、若しくは当選人を定めてもなお当選人が当選すべき者の数に達しないときは、議会は、更に選挙を行わなければならない。

(選挙執行中の議場閉鎖)

第三十八条 議長は、投票による選挙の執行中は、議場の入口を閉鎖する。

(投票の保存)

第三十九条 議長は、投票の有効、無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類と併せてこれを保存しなければならない。

(選挙の疑義)

第四十条 選挙に関する疑義は、議長が、会議に諮つて決する。

第二節 議事

(提出議案の報告)

第四十一条 議長は、議案の提出があつたときは、最近の会議に報告しなければならない。

(議題)

第四十二条 会議事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告しなければならない。

2 議長は、必要があると認めるときは、数件を一括して議題とすることができる。

(議案の説明及び委員会付託)

第四十三条 議案は、会議において、先ず提出者の説明を聴き、説明終了後、直ちに、議長が所管の常任委員会に付託する。

2 数個の常任委員会の所管に属する議案は、議長が分割して、それぞれの常任委員会に付託することができる。

3 前二項の規定は、議案以外のものを付託する場合にこれを準用する。

4 議長は、議案の付託一覧表を作成して議員に配付する。

(議案提出者の説明及び委員会審査の省略)

第四十四条 議案提出者の説明又は委員会の審査は、議会の議決により、省略することができる。

第四章 会議

(委員会審査議案の議題)

第四十五条 委員会において審査した議案は、その報告を待つて議題とする。

2 分割して審査した議案は、一括して議題とする。

(委員会及び少数意見者の報告)

第四十六条 委員会の審査又は調査した事件が議題となつたときは、先ず委員長がその経過及び結果を報告し、次いで少数意見者が少数意見の報告をする。

但し、議長は、委員会又は少数意見書の報告書を朗読させた場合は、委員長又は少数意見者の報告を省略することができる。

2 数個の少数意見があるときは、その報告の順序は、議長が、これを決する。

3 委員長は、報告に当つて、自己の意見を加えてはならない。

(修正案の説明)

第四十七条 委員長の報告及び少数意見者の報告が終つた後、議長は、修正案の説明をさせる。

(質疑、討論及び表決)



第四章 会議

第四十八条 委員長の報告、少数意見の報告及び修正案の説明が終つた後、議長は、議員の質疑を許さなければならぬ。

2 質疑が終つたときは、討論に付し、その終局の後、議長は、表決を採る。

(表決の順序)

第四十九条 表決の順序は、修正案を先とし、原案を後とする。

2 数個の修正案があるときは、議員の提出したもので原案に対してその趣旨の最も遠いものから先にし、委員会の修正案を後にして表決を採る。議員の修正案で、その区別が判然としない場合は、議長が決する。

(修正の条項等の委任)

第五十条 議会は、修正議決の条項、字句及び数字の整理を議長に委任することができる。

(委員会の審査期限)

第五十一条 議長は、委員会に付託した事件の審査又は調査につき、期限を附けることができる。

2 前項の期限内に審査又は調査を終ることができないときは、委員会は、議長の許可を得て、期限を延期することができる。

(再付託)

第五十二条 委員会の審査を経て報告された事件で、なお審査の必要があるときは、議会は、更にその事件を同一委員会又は他の委員会に付託することができる。

(執行機関の委任又は囑託を受けた者の出席)

第五十三条 執行機関は、説明のため議会に出席する者を委任又は囑託したときは、速やかに、議長に通知しなければならない。

2 議長は執行機関に対し、出席者を、予め、要求することができる。

(秘密会の措置)

第五十四条 秘密会を開くときは、議長は、一般傍聴人及び議長の指定する者以外の者は、議場の外に退去させるものとする。

第三節 表決

(問題の宣告)

第五十五条 議長は、表決を採ろうとするときは、表決に付ける問題を宣告しなければならない。

(議場にいない議員の表決)

第五十六条 表決の際議場にいない議員は、表決に加わることができない。

(条件)

第五十七条 表決には、条件を付けることができない。

(表決の更正)

第五十八条 議員は、自己の表決の更正を求めることができない。

(起立表決)

第五十九条 議長は、表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、その起立者の多少を認定して、その可否の結果を宣告する。但し、議長が起立者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対し出席議員十人以上から起立して異議の申立があつたときは、議長は、記名投票で表決を採らなければならぬ。

ばならない。

(投票表決)

第六十条 議長が必要と認めるとき、又は出席議員十人以上から起立して要求があつたときは、記名投票で表決を採る。

(白票及び青票)

第六十一条 記名投票を行う場合には、問題を可とする議員は白票を、問題を否とする議員は青票を投票箱に投入しなければならない。

(投票結果の宣告)

第六十二条 議長は、投票が終つたときは、その結果を宣告する。

(投票に関する準用規定)

第六十三条 投票を行う場合には、第三十一条(投票の管理及び点検)、第三十二条(投票開始)、第三十三条(投票箱閉鎖)及び第三十八条(選挙執行中の議場閉鎖)の規定を準用する。

(異議の有無)

第六十四条 議長は、問題について異議の有無を諮る

第四章 会議



第四章 会議

ことができる。異議がないと認めるときは、議長は直ちに、可決を宣告する。但し、出席議員十人以上から起立して異議の申立があつたときは、議長は、起立又は記名投票により表決を採らなければならない。

第四節 発言

(発言の原則)

第六十五条 発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。但し、簡易な事項は、自席で発言することができる。

2 議長は、自席で発言する議員を登壇させることができる。

(発言通告書)

第六十六条 会議において発言しようとする議員は、予め、議長に発言通告書を提出することを要する。但し、議事進行に関する発言は、この限りでない。

2 発言通告書は、議長の定める期間内に、これを提出しなければならない。期間を過ぎて提出したものについては、議長がその許否を決する。

3 発言通告書には、質問、質疑及び一身上の弁明についてはその要旨、討論については反対、賛成の別を記載しなければならない。

(発言の順序及び通告書の失効)

第六十七条 議長は、発言通告書提出の順序により発言を許可する。但し、同時に、二以上の発言通告書の提出があつたときは、くじでその順序を定める。

2 発言通告をした者が欠席し、又は順位に当つても発言しないときは、通告は、その効力を失う。

(討論の順序)

第六十八条 討論においては、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者及び反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。

(議事進行に関する発言の許可)

第六十九条 議事進行に関する発言をしようとする者は、起立して「議長」と呼び、議席番号を告げて、発言の許可を受けなければならない。

2 二人以上起立して発言を求めたときは、議長は、先起立者と認める者を指名して発言させる。

(議事進行に関する発言の制限)

第七十条 議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに、これを制止しなければならない。

(議長の発言)

第七十一条 議長が議員として発言しようとするときは、議席につき、発言を終つた後、議長席に復さなければならない。

2 議長が討論をしたときは、その議題の表決を終るまでは、議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第七十二条 発言は、すべて簡明にし、議題外に涉り、又はその範囲を超えてはならない。

(質疑及び討論の制限)

第七十三条 質疑は、同一の議題について三回を超えることができない。

2 討論は、同一の議題について二回することができない。

(発言時間の制限)

第四章 会議

第七十四条 議長は、必要があると認めるときは、予め発言時間を制限することができる。

2 議長の定めた時間制限に対して出席議員十人以上から起立して異議の申立があつたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮り決する。

(発言継続)

第七十五条 延会又は休憩のため発言を終らなかつた議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を継続することができる。

(発言要求の出来ない場合)

第七十六条 選挙の投票中、又は表決に付する問題の宣告後、若しくは他の者の発言中は、何人も発言を求めることができない。

(質疑及び討論終局の宣告)

第七十七条 質疑又は討論が終つたときは、議長は、その終局を宣決する。

(質疑及び討論終局の動議)

第七十八条 質疑が多数あるため容易に終局しないときは、議員は、質疑終局の動議を提出することができる。



第四章 会議

2 討論に当り、甲方が発言して乙方に発言の要求がないときは、議員は、討論終局の動議を提出することができる。

3 前二項によつて質疑終局又は討論終局の動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮り決する。

第五節 質問

(質問の範囲)

第七十九条 議員は、県の行政事務一般について、議長の予め定めた日時に質問することができる。

(答弁書の提出)

第八十条 執行機関から質問に対し直ちに答弁し難い旨の申し出があつたときは、議長は、期日を指定して答弁書を提出させることができる。

2 議長は、前項の規定による答弁書を受理したときは、速やかに、各議員に配付しなければならない。

(緊急質問)

第八十一条 議員から緊急質問の通告があつたとき

は、議長は、議会運営委員会に諮り何時でも質問させることができる。

(文書質問)

第八十二条 議員は、会期中、執行機関に対し文書で質問することができる。

2 前項の規定による質問は、簡明な主意書を作り、議長の定める期間内に、議長に提出しなければならない。

3 質問主意書は、議長が答弁書提出の期日を指定してこれを執行機関に送付する。

4 議長は、質問主意書及び答弁書を各議員に配付する。

第六節 動議

(動議の要件)

第八十三条 動議は、特別な定めがある場合を除いては、三人以上の賛成者がなければこれを議題とすることができない。

(動議の競合)

第八十四条 先決の動議が競合したときは、議長が、

表決の順序を定める。但し、出席議員十人以上から起立して異議の申立があつたときは、討論を用いなくて会議に諮りこれを決する。

(動議の撤回)

第八十五条 動議の撤回について、第二十八条(議案の撤回又は変更)の規定を準用する。

第七節 自由討議

(自由討議の開会日時)

第八十六条 議会は、会期中、重要な県の行政事務について、自由討議の会議を開くことができる。開会の日時は、議長が定め、予め、議員に通知しなければならない。

(自由討議の問題)

第八十七条 議長は、議会に諮り、予め、自由討議における討論の問題を定めることができる。

2 問題を定めた自由討議においては、討論は、その問題の外に涉ることができない。

(意見の開陳及び質問)

第八十八条 問題を定めない自由討議の会議において

は、議員は、執行機関に対し自己の意見を述べ、又は質問をすることができる。

(発言者の時間、各派の発言者数)

第八十九条 自由討議のため各発言者の発言時間は、議長がこれを決定する。

2 議長は、自由討議における発言者の数を各派の所属議員数に比例して定め、予め、これを各派に通告する。

(発言指名者及び発言者)

第九十条 議長は、各派の発言指名者が会議において指名する者について、その発言を許されなければならない。

2 各派は、各々その発言指名者を定め、予め、これを議長に通告しなければならない。

(発言の中止)

第九十一条 議長が予め決定した発言時間を超えて発言する議員があるときは、議長は、その者の発言を中止させることができる。

(自由討議の問題表決)

第四章 会議



第四章 会議

第九十二条 自由討議の問題に対し議員から表決の動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで議事に諮りこれを決する。

第五章 委員 会

(会議中の委員会開催)

第九十三条 委員会は、会議中はこれを開くことができな。但し、議長の許可を得たときは、この限りでない。

(調査承認)

第九十四条 委員会において、その所管に属する事務の調査をしようとするときは、議長の承認を得なければならぬ。

2 委員会は、調査しようとする事件の名称及び調査の目的、利益、方法、期間及び費用を明らかにした調査承認要求書を議長に提出しなければならない。

3 議長が、委員会の調査要求を承認したときは、その旨を議事に報告し併せてこれを執行機関に通知しなければならない。

(委員の派遣)

第九十五条 委員会は、審査又は調査のため職員を派遣しようとするときは、その日時、場所、調査事項及び経費等を記載した委員派遣要求書を議長に提出し、予め、議長の承認を得なければならない。

2 前項の承認を得たときは、委員長は、議長を経て、執行機関に対し派遣実施に必要な事項を通知しなければならない。

(連合審査会)

第九十六条 委員会は、審査のため必要があるときは、他の委員会と協議して連合審査会を開くことができる。

(付託議案の趣旨聴取)

第九十七条 委員会が付託されたときは、議案の趣旨を聴取しなければならない。

(請願書紹介議員の説明)

第九十八条 委員会は、付託された請願書につき必要がある場合は、紹介議員の説明を求めることができる。

(質疑及び意見)

第九十九条 委員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べることができる。

2 委員から発言の要求があつたときは、その要求の先後により、委員長が、これを許可する。

(執行機関の出席)

第一百条 委員会が執行機関の出席を請求しようとするときは、議長を経てこれをしなければならない。

(委員長の討論)

第一百一条 委員長が自ら討論をしようとするときは、委員席につかなければならない。

2 委員長が討論をしたときは、その問題の表決が終るまで、委員長席に復することができない。

(修正案の提出)

第一百二条 委員は、議案の修正をしようとするときは、予め、文書により修正案を委員長に提出しなければならない。

(表決)

第一百三條 討論が終局したときは、委員長は、問題を宣告して表決に付さなければならない。

第四章 会議

(現在しない委員の表決)

第一百四條 表決の際現在しない委員は、表決に加わることができない。

(表決の更正)

第一百五條 委員は、自己の表決の更正を求めることができる。

(閉会中の継続審査)

第一百六條 委員会が、閉会中もなお審査又は調査を継続しようとするときは、議長にこれを要求しなければならない。

2 議長は、前項の規定による要求があつたときは、これを議事に諮らなければならない。継続審査すると決したときは、議長は、執行機関に通知する。

(記録の提出要求)

第一百七條 委員会が審査又は調査のため、団体等に対し記録の提出を求めようとするときは、委員長から議長に申し出なければならない。

2 前項の申出があつたときは、議長は、議事に諮り、記録の提出を求めなければならない。



#### 第四章 会議

##### (証人の出頭要求)

第百八条 委員会が審査又は調査のため証人の出頭を求めようとするときは、委員長から申し出なければならぬ。

2 前項の申出があつたときは、議長は、議会に諮り、証人の出頭を求めなければならない。

3 委員長は、議長を経て証人に対しその出頭前、予め、証言の要旨を記載した文書の提出を求めることができる。

##### (委員会報告書)

第百九条 委員会は、審査又は調査を終了したときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。

2 委員会報告書には、委員会の決定の理由その他必要な事項を記載しなければならない。

3 議長は、委員会報告書を議員に配付しなければならない。但し、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

##### (中間報告)

第百十条 委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があるときは、議会は、中間報告を求めることができる。

##### (少数意見報告書)

第百十一条 少数意見を議会に報告しようとする者は、少数意見報告書を作り、委員会報告書が提出されるまでに、議長にこれを提出しなければならない。

##### (委員会の秩序保持)

第百十二条 委員が地方自治法又はこの規則に違反し、その他委員会の秩序をみだし、又は議会の品位を傷つけたときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取消させることができる。その命令に従わな

2 委員長は、委員会の議事を整理し難いときは、休憩又は散会することができる。

##### (委員会の会議録)

第百十三条 委員会の会議録には、議事の外、開会及

び閉会の年月日、出席委員及び欠席委員の氏名、その他の委員長において必要と認める事項を記載しなければならない。

2 前項の会議録については、第百三十一条(会議録の署名議員及び保管)、第百三十二条(発言の訂正)及び第百三十三条(会議録に関する異議の申立)の規定を準用する。

#### 第六章 請願

##### (請願書の要件)

第百十四条 請願書を議会に提出しようとする者は、その住所及び氏名(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名)を記載し、捺印の上、議員の紹介により議長に提出しなければならない。

2 請願を紹介する議員は、前項の請願書の表紙に署名捺印しなければならない。

##### (請願文書表)

第百十五条 議長は、請願書を受理したときは、請願文書表を作成して議員に配付する。

#### 第六章 請願 第七章 辞職及び資格決定

2 請願文書表には、受理の年月日、紹介議員、請願の要旨及び請願者の住所氏名を記載する。

##### (請願審査結果報告の区分)

第百十六条 委員会は、左の区分により、請願の審査の結果を議会に報告しなければならない。

- 一 採択すべきもの
- 二 不採択すべきもの

2 委員会において、採択すべきものと決定した請願で執行機関に送付すべきものについては、意見書案をつけて報告しなければならない。

##### (陳情書等の取扱)

第百十七条 陳情書その他のもので、その内容が請願に適合するものは、議長は、これを適當の委員会に送付する。

#### 第七章 辞職及び資格決定

##### (辞表の提出)

第百十八条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。



(辞表受理後の処置)

第百十九条 議長は、辞表を議会に報告し、討論を用いないで会議に諮り、その許否を決めなければならない。

2 議員の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を各議員に報告し、且つ、知事に通知しなければならない。

(非礼な辞表の措置)

第百二十条 辞表に無礼な文辞があると認めるときは、議長は、その要領を議会に報告することができる。この場合においては、議長は、その辞表を懲罰委員会に付託して審査させることができる。

(資格決定要求書の提出)

第百二十一条 議員の被選挙権の有無につき、その決定を議会に要求しようとする議員(以下要求議員という。)は、要求の理由及び証拠書類を具えた要求書正副二通を作り、署名捺印の上、これを議長に提出しなければならない。

(資格決定要求書の付託)

第百二十六条 被要求議員は、懲罰委員会に出席して自己の資格に関し弁明することができる。

(要求議員及び被要求議員に対する出席要求)

第百二十七条 懲罰委員会は、審査上必要があるときは、議長を経て、要求議員及び被要求議員の出席説明を求めることができる。

(資格決定通知)

第百二十八条 議会において被選挙権の有無を決定したときは、議長は、決定書の謄本を作り、要求議員及び被要求議員に送付しなければならない。

第八章 会議録

(会議録の記載方法)

第百二十九条 会議録には、速記法により、すべての議事を記載しなければならない。

(会議録の記載事項)

第百三十条 会議録には、左の事項を記載する。  
一 開会、閉会に関する事項及びその年月日  
二 開議、散会、延会及び休憩の日時

第八章 会議録

第百二十二条 前条の要求書が提出されたときは、議長は、要求書を懲罰委員会に付託する。

(弁明書の提出)

第百二十三条 議長は、要求書を懲罰委員会に付託したときは、その副本を、決定を求められている議員(以下被要求議員という。)に送付し、期日を定めて弁明書を提出させる。但し、期日までに提出することのできない事由を証して延期を求められたときは、議長は、更に期日を指定することができる。

(弁明書の取扱)

第百二十四条 被要求議員から弁明書の提出があつたときは、議長は、直ちに、これを懲罰委員会に送付しなければならない。

(資格決定の審査)

第百二十五条 懲罰委員会は、要求書及び弁明書によつて審査する。但し、弁明書が、議長の定められた期日までに提出されないときは、要求書だけで審査することができる。

(被要求議員の弁明)

- 三 出席議員及び欠席議員の議席番号及び氏名
- 四 説明のため出席した者の職氏名
- 五 議事日程
- 六 議長の諸報告
- 七 議席の決定及び変更
- 八 委員会報告書及び少数意見書
- 九 会議に付した事件及びその内容
- 十 議案の提出、変更及び撤回に関する事項
- 十一 選挙のてい末
- 十二 議事のてい末
- 十三 質問及び答弁に関する事項
- 十四 その他議長又は議会において必要と認めたる事項

項

(会議録の署名議員及び保管)

第百三十一条 会議録に署名する議員は、三人とし、会期の始めに、議長が議会に諮つてこれを定める。但し、議会は、議長にその指名を委任することができる。  
2 署名した会議録は、議長が、これを保管する。